

9
産
業

21
1
22

⑨

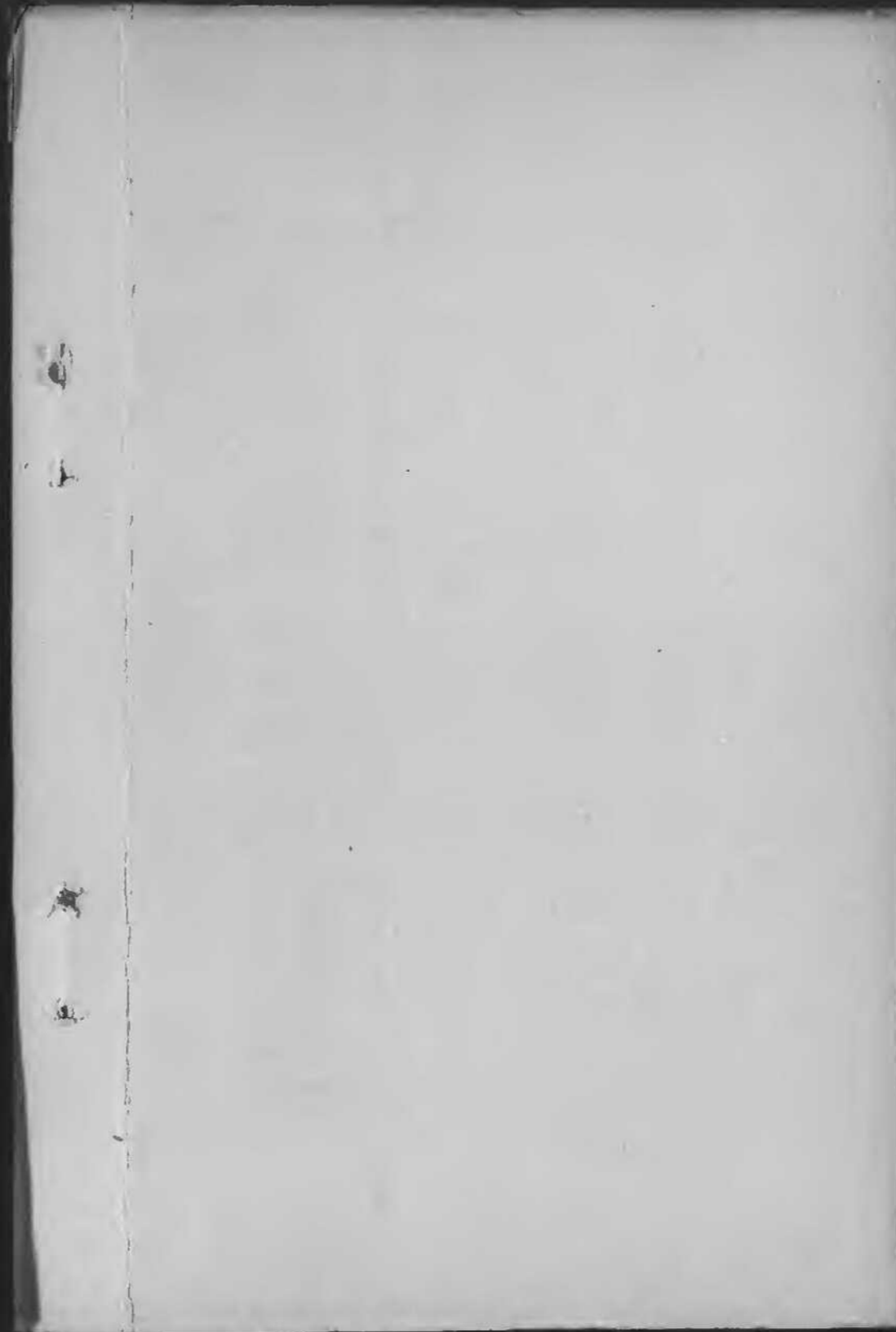
国立公文書館	
分類	内閣府
	平成17年度
排架番号	4E
	34
	466



裏
面
白
紙

産業關係

石油



()

石

油

南

線

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

()

目次		
22年		
7月1日	○ 石油製品割当分類一覧表(案)	
7 15	○ 「石油製品配給方針」実施の件	
7 23	○ 石油販売業者指定の件	
7 24	○ 自動車用石油製品の配給について	
8 9	○ 石油製品配給方針	
8 12	○ 石油長期需給計画策定に関する説明	
8	○ 石油製品配給方針改正の件	
9 28	○ 総合家庭燃料対策の一環として のガソリンの輸入懇請について	
10 4	○ 国内経済維持に必要な石油製 品最低需要量説明	
10 4	○ 昭和22年度下半期石油製品輸入 確保の件	
10 7	○ 各用途別石油製品配給要領に 関する件	
10 13	○ 石油配給に関する件	
10 13	○ 薪炭を中心とする家庭燃料の 確保上ガソリン等の増加輸入 懇請を必要とする事情について	
10 14	○ 官公署 船舶用及港湾用石 油製品割当に関する件	

石油

裏面白紙

()

10 20	◦ 産業用燃料重油消費希望量調	
10 31	◦ 臨時物資需給調整法及石油 配給公団法に基いて「石油製品 配給規則」	
11 18	◦ 1948年(1~12月)石油製品需給 計画説明	
11 21	◦ 進駐軍用石油製品の取扱の件	
	◦ 昭和22年(4月~8月)石油計画及 実績比較表	
	◦ 鉱工業用石油製品配給要領	
	◦ 農林用石油配給要領	
	◦ トラック用石油製品配給要領	
	◦ 船舶用及び港湾用石油製品 配給実施要領	
	◦ 石油製品配給実施要領	
	◦ 鉱工業用石油製品割当実施要領	
	◦ 水産用石油製品配給要領	
	◦ 石油製品配給方針	
	◦ 石油製品配給規則制定の件	
	◦ 農林用石油配給要領	
	◦ 石油統計	
	◦ 昭和22年4月分石油計画及実 績比較表	

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

石油製品別当分額一覽表(案) (二二六七二一)

需用部門	主務官庁	用途別分類	消費額計	消費額計	消費額計	消費額計
農林用	農林省	米及脱穀調整用 産花糖水用 農工品製造用 草麻剝皮用 ナイロ口造込用 クローバル、ハラ 誘蛾灯用 浮塵子取除用	農林省	農林省	地方官庁 調整事務所	農林省
農林用	農林省	製茶用	農林省	農林省	地方官庁	農林省
農林用	農林省	榨米及製粉製造用	農林省	農林省	地方官庁	農林省

需用部門	主務官庁	用途別分類	消費額計	消費額計	消費額計	消費額計
自動車用	商工省	自動車用	商工省	商工省	地方官庁	商工省
運輸用	商工省	輸出入物資 同業材料 特殊物件 兵器輸送処理用 石油輸送用 石炭焦炭用 化学肥料 セメント 塩石 其他重要商工 指定物資	商工省	商工省	地方官庁	商工省
運輸用	商工省	輸出入物資 同業材料 特殊物件 兵器輸送処理用 石油輸送用 石炭焦炭用 化学肥料 セメント 塩石 其他重要商工 指定物資	商工省	商工省	地方官庁	商工省

公共団体用 (除自動車)	官需用 (除自動車)	開墾用	
内務省 運輸省	戦災復興院 内務省	商工省 (農林省)	
二般地方需用	復興建築用 土木用 消防治安維持用 港灣用	官公干拓 農地開墾農業未 其池	魚油生産用
内務省	戦災復興院 内務省	農林省	
同上	同上	農林省	
同上	同上	地方資料 調整事務所	
	公需	農地開墾 官需	

水産用	灯火用 (農林省)	保健衛生用 学生省	各省	大蔵省	運輸省
商工省 (農林省)	海 洋 漁 業 沿 岸 漁 業 試 運 轉 迎 放 用	防 疫 エ キ ス D・D・T 製 造 用	右以外ノ産業 進 駐 軍 用	賠償工場保全	鐵 道 車 輛 自 動 車 整 備 船
農林省			因係各省	大蔵省	運 輸 省
農林省			因係各省	大蔵省	運 輸 省
農林省 水産局 地方資料調整 事務所			因係各省 地方官廳	地方財務局	地方鉄道局 地方海運局 地方自動車 事務所
水産業			其他産業 進駐軍用	賠償 (除金)	陸 運 船 陸 運 船

其他用 (除員單)	商工省	他の部門に属しない 用途用	商工省	商工省	地方 商工局	其他
--------------	-----	------------------	-----	-----	-----------	----

備考

(1) 需要部門分類は現行 P. A. G 申請様式の種類による。
 (2) 主務官廳

- (1) 物調法規定による主務官廳へ担当部門の需要調書を取纏め
安本に提出する
- (2) 括弧内官廳は主務官廳より事務委任を受ける
- (3) 安本への提出期日は需要当該月の前々月二十五日迄
 とす。

(3) 用途別分類

(1) 現行 P. A. G 申請の株式分類へ但し必要に応じて変更

- (1) 概ね主務官廳別に此の分類は安本に於て割当を為す。
- (2) 需要調書作成担当官廳
- (3) 所管産業の需要調書を作成し主務官廳に提出する
- (4) 消費者別割当計画作成担当官廳
- (5) 安本で定めた別の用途別割当を所管の地方別又は需
 要者別に割当計画を作成する官廳
- (6) 此の担当官廳が主務官廳と相異なる場合は両者向の
 協議により事務委任することが出来る。
- (7) 需要者に対する発券官廳
- (8) の割当計画に基づき需要者に発券する官廳
- (9) 安定本部需要区分
- (10) の用途別分類を安本の定めた指定生産資材需要部門
 別分類としたもの

57

100 勁

自動車用	運輸省	石油	兵務輸送處理用	石炭重	灰石木	化学肥料	セメント	磁石
商	工	物	特殊物件	輸出入物資	同次物資	路貨物件	相宅貨物	積米反製粉製通用
商	工	有	地方	自動車事務所				除虫菊工ヤス製通用
								機油乳劑製通用
								食品工業
								化学工業
								賠償施設
								小運送

農林省	農林省	農林省	農林省	農林省	農林省	農林省	農林省	農林省
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用
製材	製材	浮遊子肥	誘蛾灯	採種	サノコ結晶	軍用	薬工品製通用	道流排水用

(別表) 石油製品割当分類表

(二二七) 動力用燃料二架

315

官常用 (除百物)	開墾用	水産用		保健衛生用			
運輸省	農林省	農林省	農林省	厚生省	各省	各省	
國鉄 港用	官公 地開墾 農林省 農地開墾 農林省 農地開墾 農林省	共 没 海 燈 火 用	海 岸 漁 業	D・D・T 製 造 用 防 疫 工 具	通 車 用	右 以 外 の 産 業	
運輸省	農林省	農林省	農林省	厚生省	關係各省	關係各省	
運輸省	農林省及地 方資料調整所	地方資料調整 所	農林省水産局	市町村	關係各省又 地方官庁	關係各省又 地方官庁	
官	官	水産業	家庭用品	衛生用品	運送軍用		

鉱工業						
大蔵省	運輸省	農林省				
昭 債 工 場 保 全	牛 馬 車 荷 車 用 自 動 車 整 備	大 豆 カ ル 木 蠟 油 出 産 肥料	昭 債 工 場 保 全	新 聞 イ ン ク	通 信 機 械	重 工 業 材 料
大蔵省	運輸省	農林省				
地方財務局	地方海運局 地方自動車局	地方鉄道局	農林省			
昭 債 (保 全)	陸 運	鐵道車輛 (破 損) 鐵道車輛	化學工業 (肥料)	昭 債 (保 全)	通信機械 其他産業	化學工業

官需用 (原目別)	内務省	土木	其他官需用	内務省	土木出張所	官
	其他官需用	土木	其他官需用	内務省	土木出張所	官
公共団体用 (原目別)	戦災復興院	復興建築用	戦災復興院	土木	土木	土木
	内務省	消防治安維持用	内務省	内務省及都道府県	土木	土木
他用 (原目別)	内務省	港務用	運輸省	運輸省	土木	土木
	農林省	港湾船舶用	農林省	農林省	土木	土木
商工省	内務省	一般地方赤用	内務省	内務省	土木	土木
	地方商工局	土木	地方商工局	地方商工局	土木	土木

備考

1. 需要部門別分類は現行のP.A.G.申請様式に準じて
 2. 主務官庁とは
 3. 申請法規定による主務官庁を謂う。但し、担当部門の需要
 4. 申請書に取違ひがなければ、守本元の需要調査提出
 5. 期日は需要当年度の前々月二十五日迄とす。
 6. 同定別分類
 7. 現行のP.A.G.申請の様式分類に準じたもので守本は概
 8. ね主務官庁別に此の分類定割当を決定する。(但し必
 9. 要に応じて此の分類は一部変更することがある。)
 10. 需要調査作成担当官廳は所管産業の需要調査を作成し

主務官庁に提出する。
本表に於て主務官庁と需要調査作成担当官庁と相異するもの付その地域別、需要者別割当については主務官庁と需要調査作成担当官庁と協議の上その意見を尊重して決定を旨すこと。

裏面白紙

2122-9
269

1 石油製品配給方針の實施の件

三、
經濟安定本部

一、經濟安定本部は、關係方面の承認を得て、石油製品配給方針を策定して、七月十一日安定本部総務長官より、各省に示達して、之が實施方を命じた。

二、右方針の骨子は、次の通りである。

1、石油類の配給は、八月一日以降次の方法に従つて、実施される。

イ、各月別用途別配給量は、經濟安定本部が決定の上、各主務官廳に示達する。

ロ、各用途別の各地方別割当は、各主務官廳に於て、決

定し、各地方に於ける消費者別割当は原則として、

主務官廳の出先機関が決定して、發券する。

例えは、自動車用に付ては、安定本部に於て、小運

送用、郵便車用、官公署用等に用途を分類して、運

輸省に通知する。

運輸省は、更に之を府縣別に割当て、各自動車事務

所は、更に之を消費者別に割当てて、各消費者に發

券するのである。

2、石油製品の配給は次に掲ぐる條件に適合する消費者に

對してのみ配給される。

イ、經濟安定本部により定められた、基本的な政策及び

計画に基いて、日本經濟の再建上重要にして、且つ

20
3.1.2

- 效果的な事業に従事するもの、
- ロ、石油製品の使用が必要不可欠であつて、他の動力又は燃料の使用が不可能であるが又は重なる障害を生ずることが明瞭であるもの、
- 3、石油の使用を認められた機械、器具、車輛、船舶等は、原則として登録させて、且つ一定の標識を付けさせる。
- 4、石油は、配給を受けた目的以外の用途には、使用させない。
- 5、石油の配給は、割当公文書によることにした。
- 6、正規に配給を受けた石油以外の石油を使用したり、又は配給を受けないのに、石油類を使用した又はするものは、嚴重に取締られる。

2

三、各省は、目下安定本部の示達に基づいて、石油製品配給規則（仮称）の共同省令の立案を急いで進め、近々公布せられる予定である。

四、各主務省は、石規則に基づいて、各用途別に詳細な配給要領を制定するが、自動車用（トラックと乗用車）の二本建は既に決定、八月一日より実施せられる。

五、この要領によると、八月一日迄に其の所有者の如何にかかわらず、全車輛（乗用者、トラック、バス等及び消防車、救急車等の特殊車）は、審査を受けて登録しなければならぬ。登録事務を実施するのは各都道府県の自動車業務所である。

石油製品配給方針の實施の件

三、
経済安定本部

一、経済安定本部は、關係方面の承認を得て、石油製品配給方針を策定して、七月十一日安定本部総務長官より、各省に示達して、之が實施方を命じた。

二、右方針の骨子は、次の通りである。

一、石油類の配給は、八月一日以降、次の方法に従つて、実施される。

イ、各月別、用途別配給量は、経済安定本部が決定の上、各主務官廳に示達する。

ロ、各用途別の各地方割当は、各主務官廳に於て、決

定し、各地方に於ける消費者別割当は原則として、

主務官廳の出先機關が決定して、發券する。

例えは、自動車用に付ては、安定本部に於て、小運

送用、郵便車用、官公署用等に用途を分類して、運

輸省に通知する。

運輸省は、更に之を府縣別に割当て、各自動車事務

所は、更に之を消費者別に割当てて、各消費者に發

券するのである。

二、石油製品の配給は次に掲ぐる條件に適合する消費者に

對してのみ配給される。

イ、経済安定本部により定められた、基本的な政策及び

計画に基いて、日本経済の再建上重要にして、且つ

石油販売業者指定の件

(ニニ、七、ニ三、安、動、石)

七月二十三日ケプロン氏、中島次長及芝原課長会談の結果、之に終本名
で提出の「石油販売業者指定要領」中の左記事項を夫々改訂の上七月十
一日施行の終本第二五四号通謀「石油製品配給方針」第三、販売業者
の項に組入れること、しその原案を呈送提出するよう指示を受けた。

改訂すべき事項次の通り、

- 一 指定申請書提出期限を設けてはならない。
- 二 公團は販売業者指定数を定めてはならない。
- 三 都道府縣に設置する「経衛委員会」は「諮問委員会」に改められ、
これを行ない。

14

四 指定申請者代表は右委員会のメンバーとなつてはいけない。
五 指定を受ける資格の中

- (1) 資金信用の字句を除く
- (2) 設備規模による配給能力は設備の借用の場合も含むこと
- (3) 石油類の配給に関する経験及び熱意は削除

六 指定の内容

- (1) 販売地域は府縣単位なることを明らかにすること
- (2) 「取扱品種」……申請人の意志に従うこと

七 其の他

法令違反者に対する不指定云々はE、S、Dの権限外であるから石油
配給に関する法令違反者を指定しないというような條文を除くこと。

310

2122-9
E70

「石油製品配給方針」改正案（未定稿）

（二、六、二五）（安、動、石）

七月二日附経本第二五四号総務長官通牒の「石油製品配給方針」中、
左の通り改正する。

第三十を左のとおり改める。

販売業者は左に掲げる資格を有することを要する。

(一) 石油製品の配給に必要な設備を有するか、又は使用し得ること。

(二) 石油製品の配給地区内に一店舗を有すること。

前項の配給地区とは都道府縣を以て単位とする。

第三の十二を左のとおり改める。

前項の指定申請書は、石油公団出張所又は支部においてこれを受け

つける。

石油配給公団出張所又は支部は都道府縣別諮問機関の意見を付し、

これを石油公団総裁に報告する。

前項の諮問機関は石油配給公団、消費者代表、関係官廳関係官等を

以て民主的に構成されなければならない。

第三の十二の次に左の一項を加へる。

十二の二、石油配給公団総裁は前項の報告に基づき、第三の十に定め
る資格の有無を審査し商工大臣の認可を得て販売業者を指定するも
のとする。

販売業者の指定は左に掲げる事項を明示してこれを行う。

(1) 指定番號

- (2) 氏名及住所
- (3) 営業店舗の所在地
- (4) 販売を旨し得る都道府県名
- (5) 特定の製品のみを取扱ふ場合はその製品名
- (6) 其の他必要事項

指定を受けたる販売業者はこの旨を店頭その他見易い場所に表示しなければならぬ。

第三の十三に於て但し書を加へる。

但し都道府県別又は地域別配給割当量が当該地域内全販売業者に対し最低総消費量の割当とする余裕のない場合は、商工局長は販売業者に対し配給許可数量の割当を行はざることができる。

販売業者に対する配給許可数量については、内閣訓令第三号指定配給物費配給手続規程第三條の七乃至十二の配給許可数量に因する規定を準用する。

陸資第八八一号

昭和二十二年七月二十四日

運輸大臣官
商工大臣官
内務大臣官

各鐵道局長殿

各自動車事務所長殿

各都道府縣知事殿

警視總監殿

各商工局長殿

石油配給公団總裁殿

20

自動車用石油製品の配給について

昭和二十二年七月十一日附経本第ニ五四号経済安定本部

総務長官通告により自動車用石油製品の配給は別紙要領に

より八月一日より実施することとなつたが、

主分運輸の上実施上遺憾のないよう取進められたい

り通達する

トラック用石油製品の配給要領

自動車事務所長がトラックに付して揮発油の使用を認

める場合はこの要領に従はなければならぬ

地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置を必要と

するときは自動車事務所長は豫め運輸大臣の承認を受け

10-4 26

なけれはなりない。この運輸大臣の承認は経済安定本部
總裁の定める方策に基いて行はれる。

二 トラック用揮発油を使用しようとする者は事業の種類
事業の概況、トラックを使用しようとする地域、一箇月
の豫定走行料、揮発油消費量等を記載し、燃料登録申請
書を作成しなけれはなりない。
燃料登録申請書は前項の事項を詳細に記入しなけれ
ばなりない。

各自動車事務所長は登録申請書の記入によつてその可否
を決定し得ないときは実地検査をしないはなりない。
登録を受けるときがでるトラックは近き場所をその
でなければなりない。

一 経済安定本部の定める方策に基き運輸大臣の指定す
る重要物資を輸送する貨物自動車

三 道路線も通行する公共用の乗合自動車

三 公共の保健、保安その他公共の業務に従事する貨物自
動車

四 運輸軍の命により運行する貨物自動車及び乗合自動
車

四 自動車事務所長により登録を受けしトラックは前項の
三及び登録をしないことを示す標識を付けなければなら
ない。

前項の標識は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配布
し運輸省以外の他のいかなるところでもこれを印刷発行

してはならない、この標識は車輛登録番号、所有者
 割当証番号及び有効期限を記載する、標識の様式は、
 を停止する等の運輸大臣が必守と認むるときは変更する、
 五、登録の有効期間は一箇月とし、毎二箇月の初日に更新さ
 れなければならない、
 六、備上りその他の日より第三号に掲げる業務に
 して臨時に（引続き二箇月に満たない期間）使用を認め
 トラックとして自動車事務所より揮発油の使用を認め
 られるものもこの号項の全部を適用する、但しこの場
 合は第四号の標識の代りに揮発油使用登録証明書と交
 付する、

前項の証明書は車輛の使用中等に運転者がこれを携行

し、なければならず、この証明書は車輛登録番号、所
 有者名、割当証番号及び有効期限を記載する、
 揮発油使用登録証明書は運輸省が印刷の上各自動車
 事務所配付し、運輸省以外の他のいかなるところでもこ
 のを印刷発行してはならない、
 七、第三号に掲げる業務に業務のため、トラックを備上
 り揮発油を使用しようとする場合の登録申請書には所有
 者及び使用者双方の署名した備上りに関する書面を添付
 し、これにより、
 八、揮発油は登録を受けないトラックにはこれを配給して
 はならない、
 更に現在代用燃料を使用し又は代用燃料を使用する、

の装置されたるトラックは揮発油の供給を受けることのできない。

九 登録を認めるトラックの軸数及び揮発油の一種当り一

最大配給量は自動車事務所長がこれを決定する。

自動車事務所は割当せらるる燃料の燃費を運輸大臣がこれを決定する。

一 自動車事務所は前項の運輸大臣の決定した割当量の限度を超えて割当せることのできない。

二 第三号に掲げる業務以外の業務に従事するものは第三号に掲げる業務に従事する者の名義を使用して登録を受

けてはならない。

一 自動車事務所は燃料登録簿を備付けこれに登録車輛の

使用者の氏名住所車輛番号車種年式型式また使用地等を記載しこれによつて揮発油の濫用を防止し取締らるべきに

此は分らない。

二 自動車事務所長はトラックの登録及び第九号に定める運輸大臣の割当に基いて揮発油の配分をしたときは、登録

制度及び分配数量を運輸大臣に報告しなればならない。

自動車事務所長はこれを決定又は指置が不適当と認められるときは運輸大臣はこれを変更させることができ、

自己が使用するために揮発油の割当を申請した者がその割当について不服があるときはその者はその旨を地方

経済安定局に申立てることができ、

トラックに付する揮発油の配給は割当証によつて受給

する

自動車事務所長は毎月割当を決定したときは消費者
に対し割当数量を記載した割当証を運搬をく交付し
これを利用し

販売業者は揮発油を販売したときは割当証に販売数量
を記入して捺印し且つ自己の備付してある販売帳簿に車
種登録番号、割当証番号及び販売数量を記入しこれを
なす

販売業者はこの販売帳簿より毎月末報告書を作成し
て商工局に提出しなければならぬ

揮発油の割当証は車輛の使用申出が運輸省がこれを携
行し交付しなければならぬ。割当証は運輸省が印刷の上各自

一五 自動車事務所は配布し運輸省以外の場合を
この印刷発行してはならぬ

多量の登録を受けたトラックを使用する者は自己の車
輛に配給される揮発油を限りしこれを購入するに必要
があるときは自動車事務所長に付し一紙割当証の交付を
申請することになる

この場合の運搬は建設省が揮発油の割当証を交付し自動
車事務所が交付する揮発油使用証を運輸省が使用申請に携
帯しこれを交付する

この場合の交付を受けたる者は揮発油使用証の費用を
納入する責任を負ふことを受ける。この責任者の
氏名は自動車事務所長の届出を以てしこれをなす

揮発油使用証は有効期限経過後還却なく自動車事務所
 へ返還しなすべしをいふ。
 揮発油使用証は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配
 布し運輸省以外のいかなるところにも頒布してはならない。
 一六 取扱業者は有効期限満了の引換又は戻しがなすべし揮
 発油を消費者に譲り渡すことほごさい販賣業者は止当
 な消費者から有効な割当証の引換又は戻しがなすべし
 認められなければならない。
 正当な消費者とは権限ある自動車事務所より認めら
 れる証書を受け又は揮発油を使用すること認められ且
 切實に所有する者といふ。

一七 標識 揮発油使用登録証明書 割当証又は揮発油使用
 証はこれを取壊し購売し又は譲渡することし、これを
 一八 トラックに付する取締り營業者及び乗務員は、
 乗次回の回次について又此の標識を此のトラックが揮
 発油使用燃料で走らうとするトラックが揮発油
 使用していないかどうか
 一九 登録されてないトラックが揮発油を使用している
 かどうか
 二〇 トラックが正当に配給されない揮発油を使用している
 かどうか
 二一 揮発油を使用しているトラックが第三号に掲げられ
 ない業務に従事しているかどうか

元 この要領に違反した者は燃料登録を取消し此に配給を停止し又は揮発油残量を没収し此又裁判所に送附する

ハ 配給されるものは使用するの創意と工夫により

ハ 揮発油を燃焼するより使用されるに付

ハ 揮発油の燃焼率は揮発油の使用効率を向上する

ハ 揮発油の燃焼率は揮発油の使用効率を向上する

ハ 揮発油の燃焼率は揮発油の使用効率を向上する

ハ 揮発油の燃焼率は揮発油の使用効率を向上する

ハ 揮発油の燃焼率は揮発油の使用効率を向上する

交通用自動車用石油製品配給要領

ハ 揮発油の燃焼率は揮発油の使用効率を向上する

この運輸大臣の承認は、経済安定本部總裁の定めるところに基いて行はれる。

二 採用率の揮発油を使用しようとする者は、事業の概況、採用者を使用しようとする地域、一箇月の豫定走行料、揮発油所要量等を記載した燃料登録申請書を提出しなければならない。

燃料登録申請書には前項の事項を詳細に記入しなければならない。

自動車業務所長は登録申請書のみによつてその可否を決定し得ないときは、実地検証をしなければならない。

三 登録を受けることが出来る採用者は左に掲げる目的に使用されるものでなければならない。

一 官公署業務の執行用

二 政府の統制する団体又は政府代行機関の業務の執行用

三 放送事業用

四 道統車のための業務執行用（P.D.より又は道統車）

五 緊急の業務を専らにこれの場合）

六 発行部数の多い日刊新聞又はこれに類似の事業のため

七 本務の執行用

八 医療用（例へば医師の所有する車輛、警察署が特に

急病患者を病院に運ぶため、満上する車輛）

九 国家再建のため行く必要を事業用印あり

一〇 食糧品の生産供給事業（水、麦、麦、長鈴薯、甘藷）

煤油 煤油 煤油 野菜 塩身
 燃料の生産配給事業、石炭、焦炭、石油、新
 炭、瓦斯等

電気事業（公共事業会社）
 医薬品又はその原料の生産配給事業

後援資材の生産配給事業
 食糧増産用資材の生産配給事業

輸出入用物資輸入用物資若しくはこれらに
 生産配給事業

公共輸送機関を適当に運営させるため
 必要なる貨物
 運の生産配給事業

自動車事務所長が決定し認可する必要なる貨物
 運の生産配給事業

次級小運送業
 又、その地運輸大臣が持たその制度認可する貨物運
 送事業

自動車事務所より登録を受けた乗用車以前面
 の登録をしたことと表示し標識を付しなすべし

前項の標識は運輸省が印刷の上各自動車事務所
 に配布し運輸省以外の他のいかなるところでも
 此を印刷してはならない

この標識には車種登録番号、所有者名、割当
 証券番号及び有効期限を記載する。標識の様式は不正を
 防止するた

め運輸大臣が必要と認めるときはこれを変更する
 登録の有効期間は二箇月とし毎二箇月の初めに更新す

此を付ればならない

六 備上げその他より第三号に掲げたる業務に必要として臨時に引越さし二箇月未満を以て期間として使用せしむる乗用車にして自動車事務所に於て揮発油の使用を認められしものにもこの号の号領の全部を適用する。但しこの場合には第四号の標識の代りに揮発油使用登録証明書を交付する。

前項の証明書は車輛の使用申請書に添付して提出せしめなければならない。この証明書には車輛登録番号、所在地、期満日、期満後有効期限を記載する。揮発油使用登録証明書は運輸省が印刷の上印刷の上各自動車事務所へ配布し運輸省以外の他のいかなるところ

七 この紙を印刷発行してはならない

八 第三号に掲げたる業務のため乗用車を備上し揮発油を使用しようとする場合の登録申請書には所有者及び使用者双方の署名し、備上げに關する書面を添付しな

九 揮発油は登録を受けた乗用車又はこれを配給しては

十 現在代用燃料を使用し又は代用燃料を使用するもの

十一 乗用車は小型車又は中型車に於ては登録を受けるこ

十二 大型の乗用車の登録は皇族及び大型車に

なすべしを証明し、若し限る。

一〇 登録を認める乗用車の種数及び種数相の一輛当りの最

大配給量は自動車事務所長がこれを決定する。

各自動車事務所は割当てられる燃料の総量は運輸大臣

がこれを決定する。

自動車事務所長は前項の運輸大臣の決定した割当量の

限度を超えて割当てることができない。

一一 第三号に掲げる業務以外の業務に従事する者は第三号

に掲げる業務に従事する者から名簿を授け、登録を受け

てはなすべし。

一二 自動車事務所は燃料登録簿を備付け、これを登録車輛の

使用者の氏名、住所、車種、年式、型式、並

二六 燃料消費簿を記載し、これによつて揮発油の濫用を防止

し、取締りに資するものとする。

二七 自動車事務所長は乗用車の登録及び第一号に掲げる運

輸業務の増進に基いて揮発油の配分を減少し、これは登録車

数及び配分数量を運輸大臣に報告しなすべし。

自動車事務所長の決定又は措置が不適当と認められる

ときは運輸大臣はこれを変更せしむることができ、

二八 自らの使用する大規模な揮発油の割当を申請し、若し

申請が認められるときは、地方経済安定

本部の上で、これを決定する。

二九 民間車に用いる揮発油の配給は割当証によつて実施す

る。

自動車事務所長は毎月の割当を決定し大とせば消費者
 に対し割当数量を記載した割当証を運輸省に交付し交付
 証を有する
 販売業者は揮発油を販売し大とせば割当証に販売数量
 を記入して捺印し且つ自己の備付に於ける販売帳簿に車
 輪登録番号、割当証番号及び販売数量を記入し交付証は
 大とせば、販売業者はこの販売帳簿より毎月本報告書
 を作成して商工局に提出し交付証を有する
 揮発油の割当証は車輛の使用申請中常々運輸省がこれを場
 行し交付証は交付する
 割当証は運輸省が印刷の上自動車事務所に配布し運輸
 省以外に交付するところでもこれを印刷発行して交付す

一、 各級の乗客を受け大乗用者を使用する者は自己の車輛
 に既給の揮発油を取りまゝの購入するより必要が
 らう、この自動車事務所長に対し一括割当証の交付を申
 請する
 前項の場合に於て販売業者は揮発油の割当証の交付に自動
 車事務所の交付した乗客法使用証を車輛の使用申請書に添
 付し交付する
 一括割当証の交付を受けた者は揮発油の使用証に必要金
 額を記入する責任者を定め、これを交付する、この責任者の
 氏名は自動車事務所長に届出をしなければならない
 揮発油使用証は有効期限を超過せず、自動車事務所

返還しなればならない。
揮発油使用証は運輸省が印刷の上、自動車事務所
付し運輸省以外のいかなるところでもこれを印刷する
ことにはならない。

一七 販売業者は有効な別当証の引換又は是れがなすべし
業主も消費者も譲り渡すことはできない。

販売業者は正当な消費者から有効な別当証の引換又は
提示があるときは統制額に揮発油を販売しをけられ
ない。

正当な消費者とは権限ある自動車事務所において、適
当な記録を受け又は揮発油を使用することを認められた
自動車所有する者をいう。

一八 揮発油使用登録証明書 別当証又は揮発油使用

証を販売し購置し又は譲渡するときは、これを
自動車に附する取締り警察によつて常時又は点検
の際に提出し、ついで実施されるべき検査を受ける
こととする。

一九 揮発油が走るようになす装置をた
く、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

た、自動車に使用し、揮発油を使用し

三

この専横に違反して者は燃料登録を取消され既給を停止し此又は揮発油残量を没収され又裁罰并に懲罰され

二

此の専横に違反するものは、
一 既給されたる揮発油は使用者の創意工夫によつて最大の効率を發揮するようにならなければならない
二 自動車事務所長は揮発油の使用効率を增大するようになり能く専門家により使用看み付して適當な指導及び監督を行はなければならない

一

運輸大臣は前項の目的を達するにため必要ありき揮発油を取扱つた地方官又は招集する
三 自動車事務所長は分課は定めて定めるに差支り自動車事務所長は既給事務を擔當する者は定めてこの専横に違反され

大規模な手続の實施即ち揮発油使用車輛の登録、燃費、燃料登録簿の保存

運輸省、副官、揮発油使用証の發行、燃料登録簿の保存

運輸省から専横に違反する報告の作成並びにこの専横の存効

且つ此種な實施のため必要ありし事務を掌する

とを要する

大なる肉心と期待をもつてある。却ち連合軍民各司令部
 は本年初めより教回を以て石油類の不足を消費の排
 除と効果的を配給確保の方策に於ての完成を期す。方々
 いて、政府に付して配給を急務とせしむる。前々当務に
 して、司令部指導のつとに本業の完成に当りて月三
 州認可の此ののである。然し、此の完全実施に配給の
 公正、消費の適正に行はれざることを大なる期待と肉心
 をつてあることとを充分心得て実施に堅ら此大い
 本要領の根據法令
 臨時物資供給調整法に基き石油製品配給規則へ各需要
 部門に共通する事項の関係を各府共同省令へ規定し、規定公
 布されし予定で、この省令中へ石油製品配給規則を

配給及び消費の規則を制定するに於て、各府共同省令に
 基き、整頓規則の実施に必要を措置を行ふ場合は、
 何人によるかの定めるところに於て、その中へ石油製品を
 使用するものに於ては、そのうち、そのうち、そのうち、
 する筈である。

四、費用負担の中へ、石油製品配給に於て、
 一、費用率に對する整頓規則を制定するに於て、第五号記載
 のように、緊急用務及び公共性を有する事業に於ては、
 地方均又は本省に於ては、そのうち、そのうち、そのうち、
 以上中の上記の如きこと
 一、そのうち、そのうち、そのうち、そのうち、そのうち、

世考悉して取扱ふことは支障がない

ロ 乗用車において「大型の乗用車」とは氣筒總容積四

二〇〇cc以上のエンジンヲ裝備する乗用車とし、取扱ふ

こと、この取扱をする主旨はガソリンの消費量の比較

的でない車輛を努めて採用させガソリンの採用効率を

高めようとするのである

なお小型自動車のうちにはガソリンを採用する三輪

車及び二輪乗用車を含む。この場合第四号の標識を運付

する場前のないときは横行させても差支をない。小型

貨物車の場合も同様である

ト ランプに付する配給標識について

イ このごいットラップのうちには第三号記載のもの

史物自動車の外、定路線を運行する東合自動車、且ち
車の場合より運行する東合自動車は、これ乗用車以外
の自動車のすべてである

ロ 第三号の経路守定本初、の定めるべき運輸大任
の指定する重要物資とは次のものを指す。

(一) 運送車の命により輸送する物資

(二) 食糧品(米、麦類、大豆、豆、豆粉、薯、甘藷、穀類、

油、油粕、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、油粕類、

薪、酒精、木炭、瓦斯、油脂及油脂原料等

(五) 電気事業用物資

(六) 医薬品及び其の原材料

(七) 農用資材(木材、砂利、砂、セメント、石灰、石灰類、板硝子等)

(八) 良糧増産に必要なる物資(種子、化学肥料、葉灰、農具、農工品等)

(九) 石灰増産に必要なる物資

(十) 輸出入品及び其の原材料

(十一) 輸送用資材

(十二) 鋼、鉄、鋼へ鉄鋼並及び珪素鋼板を含むもの

の製品

(十三) 鉄鋼

(十四) 鐵道用品及び其の原材料

(十五) 船舶

(十六) 国定教科書、教科及びパルプ

(十七) 船舶及び船舶到着貨物

(十八) 陸揚の外証明書に基き輸送統制を行ふ物資

(十九) 陸揚

陸揚の物資の多くは登録を受け夫々ラックを被用する者として、一三類以上の登録を受け夫々ものとし、これに於いては一(一)類(一)類の石油割当証を交付し、その代り陸揚統制と陸揚の陸揚油、使用証を交付するものとする。

登録車輛数ニ額までのものに対し、付車輛毎に七割
割当証を各ニ乗付行し、一は現品引換用也は場帯用と
考定すること。

採用車の場合も同様である。

六

採用自動車とトラックに対し、大連車庫の
第一大号の二箇月の満大な一期間、當時のガソリン、
用、登録を承認した自動車に対し、は、補給油使用登
録証明書を交付するの取扱の必要上、便宜上第四号の
増減に準じ臨時であることを明示した標識を前面ガラ
スに貼付せしめること。

第八号によつて現在代用燃料を使用し、又は代用燃料
を使用するよう包装された自動車にはガソリンを既

あつたこととなつてゐるが、急坂路等において代
用燃料が燃費が出来るが、当該区画ガソリンの使用を
必要とするような地方の事情あるときは、当省に上申
の上、増減を認めたい。もつと必要領受施設の当初におい
て、当該事務所長において、既許可を與へて認めの上申
し、又は認めない。この場合、何れも増減がガソリン
使用に際して、いづれも、この増減を前面ガラスに貼付させ
る。又、急坂路等において代用燃料車の始動用にガソリン
を使用しなればならないよう、在場場合は豫めその事
を、当該の承認を受けて措置すること。

21.22.9
56

石油製品配給方針

第一 總則

一 石油製品は其の供給が著しく不足し特に輸入に俟つ所が少くあるから其の配給については日本再建に最も効果あるしめることを目的として配給の公正と使用効率の向上を圖るため本方針に於つてこれを實施する。

二 石油製品の配給は特殊物資配給調整法、指定生産資材割当手續規定、指定配給物資配給手續規定及び他の配給に関する法令に基いてこれを實施する。

第二 配給割当公文書

三 石油製品の配給は第二の法令に基いて配給割当公文書を發行交付してこれを執行する。

四 配給割当公文書は左に掲げるものとする。

- (一) 消費者が販賣業者から石油製品を購入し得るために消費者に対し当該消費者の主務官庁より配給せらるる購入切符、購入通長、購入割当證明書で切り取式又は流通式でないもの
- (二) 販賣業者が石油配給公團から販賣用石油製品を購入するための取扱業者に対し地方商工局長より配給せらるる石油手帳
- (三) 石油製品の生産業者、販賣業者及び石油配給公團が其の保有する石油製品を自家使用に供するためそれらのものに對し商工大臣又は地方商工局長より配給せらるる割当證明書

經濟安定本部
動力局石油課
二二八

31C

五 石油製品は前号(一)及び(二)の配給割当公文書と正当に引換え又は購入
運送の正当な提示がなければ何人もこれを譲り渡し又はこれを譲り
受けることは出来ず。但し石油配給公団に於し譲り渡す場合はこの
限りでない。

六 販売用として石油製品を保有する者は有効な配給割当公文書を提出
する者に対しこれを販売することとする。

その販売は統制価格で且つ公正な条件で行うことを要する。

販売業者は前項の統制価格を消費者が容易にこれを了解し得る方法
で表示することとする。

七 生産業者、販売業者及び石油配給公団は其の保有する石油製品を第
四号(三)の割当證明書に記載せられた数量を越えて自家用に供するこ
とが出来ない。

とは出来ない。

八 配給割当公文書はこれを他に譲り渡し又は他から譲り受けることが出
来ない。

九 配給割当公文書の様式その他必要な事項は主務官庁がこれを定める。
配給割当公文書の発行交付は無料でなければならぬ。

第三 販売業者

一〇 販売業者は左に掲げる資格を有することとする。

(一) 石油製品の配給に必要な設備を有するか又は使用出来ることを証
し得ること。

(二) 石油製品の配給地区内に一店舗を有すること。

(三) 前項の配給地区とは前項同様を以て準用とする。

二 石油製品の販売を行うとする旨は石油配給公団總裁に對して元に掲げる事項を報告して販売業者の指定を申請しなすればならない。

(一) 氏名及び住所

(二) 店舗の所在地

(三) 配給設備の所在地、構造、種類、規模又は能力及び従業員数

(四) 過去に於て石油配給法に従事したる期間、取扱数量及び取扱品種、販売地区

(五) 現在の経営状況

三 前項の指定申請書は石油配給公団出張所又は支部においてこれを受けつゝする。

石油配給公団出張所又は支部は都道府県別諮問委員の意見を付しこ

3

れ石油配給公団總裁に報告する。

前項の諮問委員は石油配給公団の代表者、消費者代表及び関係官廳官吏等より民主的に構成されなければならない。

其石油配給公団總裁は前項の報告に基き第三の十に定める資格の有無を審査し経済安定本部（總務長官の指示により商工入互）の認可を得て販売業者を指定するものとする。

販売業者の指定は元に掲げる事項を明示してこれを行う。

(1) 指定番號

(2) 氏名及び住所

(3) 営業店舗の所在地

(4) 販売をなし得る商品種類名

(5) 特定の製品の又を取扱う場合はその製品名。
(6) 其の他必要事項。

指定を受けた販売業者はこの旨を店頭その他見易い場所に表示しなければならぬ。

石油配給公団又は前項の指定を受けた販売業者以外の者は石油製品を販売することは出来ぬ。

三、 地方商工局長は第十二号の二により指定せられた販売業者に対し第十一号の報告を基礎とし且つ都道府県別又は地域別配給割当量を勘案して配給許可数量の割当を行ふ。

但し都道府県別又は地域別配給割当量が当該地域内全販売業者に對し最低経済量の割当を余裕のない場合は商工局長は販売業

4

者に対し配給許可数量の割当を行はざることかできる。

販売業者に對する配給許可数量については内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程第三條の八乃至十三の配給許可数量に関する規定を準用する。

四、 販売業者は前條により割当てられた配給許可数量を越えて販売することは出来ぬ。

経済的な出荷を行ふ必要上已むを得ず配給許可数量を超過して販売したる場合は、販売業者は地方商工局長に對し其の事由を報告して承認を受け且つ其の超過分につき翌月に於て調整しなければならぬ。

五、 販売業者が販売用石油製品を石油配給公団より仕入れんとする場合地方商工局長より割当を受け且つ補油手帳に其の数量の記入を受

すべし規を石油販売公団に委任しなさればならない

(一) 石油販売公団より提出した石油製品の品種別、数量及び価格

(二) 消費者に対し販売した石油製品の品種別、数量及び価格
給付書公文書の発行官庁及び製油業者
販売の年月日並に消費

(三) 毎日の石油製品の品種別在庫数量

一七 販売業者は毎月末日を以て前月の帳簿記入を締切り、整理業務の上
翌月十日迄に左に掲げる事項を地方商工局長に報告しなればなら
ない

(一) 前月中に於ける品種別納入数量

(二) 前月末日に於ける品種別、消費部門別販売数量

(三) 前月末日に於ける品種別在庫数量

地方商工局長は前項の報告を基礎として翌月の販売用石油製品の販
売数量割当を決定する

但し報告による前月の販売実績が当該販売業者の翌月販売予定量と
著しく異なる場合は地方商工局長は其の事情を考慮して裁量と決定し
なければならぬ

第四 消費 者

八 石油製品の配給は左に掲げる条件に適合する消費者に対しての
又行はれる

(一) 経済安定本部により定められた基本的政策及び計画に基き

日本經濟の再建上重要且つ効果的なる事業に従事すること。

(二) 石油製品の使用が必要不可欠にして他の手段を以て代替すること
が不可能であるか又は重大なる文章を生ずることが明瞭であること。

(三) 石油製品の配給及び使用に關し法令に違反せざること。

主務官庁は必要ありと認めたる場合、經濟安定本部の指示に基づき
前項(一)の事業種類を限定し又は順位を定めることが出来る。

一 主務官庁は必要ありと認めたる場合、經濟安定本部の指示に基づき前項に
掲ぐる資各者に対し其の資各を標榜すべき登録證の授與及の他の適
當なる證明書を交付するものとする。

此の場合当該證明書を有せずして石油製品を使用する者はすべて不
正なる使用者として罰せらる。

二 主務官庁は經濟安定本部の定むる用途別數量の範囲内で優先に措
ける手段により消費者に對する配給割當量を決定し且つ当該消費者
に對し第四條(一)の配給割當公文書を発行交付する。

一 当該消費者の生産、輸送又は作業の計画量に一定の原單量
を充てる。

二 石油製品を消費する設備機械の能力と運轉時間と一定の標準
消費量を定むる。

三 消費者が前條の配給割當公文書により購入した石油製品はこれを配
給割當公文書に記載せられた用途以外に使用し又はこれを他人に譲
渡することは出来ない。

三 石油製品の配給を受けたる者は其の使用効率を最大限度に發揮するた

の最善の努力と工夫を盡さなければならぬ

第五 監査及び罰則

三 主務官庁は消費量又は需要者に対する石油製品の割当を公表し
得ればならない。

四 正に認むる場合において不服ある者は経済安定本部總裁に其の旨を
申し出て公正な解決を求めらるることと出来る。

一 消費者が自己に於ける割当については不服あるとき

二 販賣を行はんとする者が正当の理由なくして販賣業者に指定せら
れなかつたとき

三 販賣業者が自己に於ける配給許可数量の割当又は、販賣所、石油製
品の割当について不服あるとき

有効な配給割当公文書を提示して石油製品の譲受を申込へた者が正当
の理由なくしてその申込を拒まれたときは地方官工局長に対しこの旨
を申し出て公正な解決を求めらるることと出来る。

三 経済安定本部、各主務官庁及商工省は監査制度を設け次の各項の監査

一 経済安定本部

イ 石油製品の現物化の状況
ロ 自己が各省に於けてなした割当及各省の需要者に対する割
当の適正であるかどうか

ハ 不正使用量の監査

二 各主務官庁

イ、自己が消費者に対して為し三割百の修正であるかどうか
ロ、不正使用者の査査

(三) 賣工省

イ、石油製品の現物此の状況

ニ、石油貯給会社は中央及び地方に技術査査員を配置し石油製品の使用
状況向上に關する是使用者の査査及び消費者指導を行ふものとする。

三、元に掲げる場合は臨時物資需給調整法第四條の規定に依り十年以下
の懲役又は十万円以下の罰金に処せられる。

一、販賣業者が本方針第五第六第十及び第十四の規定に違反して不
正な販賣又は仕入れを行はしむるとき

二、消費者が第五又は第二十一の規定に違反して石油製品の不正に入
手、譲渡又は使用を行つたとき

三、生産業者、販賣業者又は石油貯給会社が第七の規定に違反して其
の保有する石油製品を不正に使用した場合

四、第八の規定に違反して当該需給割当公文書を他に譲り渡し又は他
から譲受けた場合

五、販賣業者が第十七の報告を怠り又は虚偽の報告をした場合は臨時物
資需給調整法第五條の規定により六ヶ月以下又は五千円以下の罰金
に処せられる。

六、前項の場合当該違反行為の臨検検査を拒み、妨げ又は忌避した旨に
ついても同様である。

七、前條に規定せられた違反者は、必要に応じて残存保用する石油製品

を前條に規定せられた違反者は、必要に応じて残存保用する石油製品

を没収せられ、露後の配給を停止せられ又は販売業者の指定を取消
され若しくは正当な消費者たることの資格を奪はれるものとする。
使用効率の特に劣悪な設備を減速機を使用し又は使用効率の向上につき
努力と工夫が不充介と認められる消費者に対しては石油製品の配
給が与されず、又は削減され、又は停止せられるものとする

裏面白紙

21. 22-⑨
57

石油長期需給計画策定に関する説明

① 需要量の策定

安本 動力 石油課
二二 八 一ニ

需要量の策定は左の部門に付之を算定し、進駐軍関係需要を含まざるものとする。

② 自動車用

各年度に於ける乗用者（普通 小型）バス トラック（普通 小型）の実稼働車数（含代燃車）に各車種の一月間の一台当ガソリン基準消費量を基準として算定した。
代燃車に付てはガソリン車に切替へ運行するものとせり。
ガソリン以外の各石油製品（セピール、クリース等）需要量に付

58

てはガソリンに對する消費割合を基準として算定した。

③ 一月当一ヶ月基準消費量

トラック (普通)	五六二・五
バス (小)	三三七・五
バス	五六二・五
乗用車 (普通)	三〇〇・〇
(小)	一五〇・〇

④ 農林用

昭和二十二年七月に於ける農林用（含開墾用）石油消費量を基準とし、各年度に於ける米麦生産計画の比率に照して需要量を算定した。
尚二十六年度以降は、二十五年度と同量とした。

33

54

米麦生産計画

	(米)	(既存)	(開拓)	(計)
二二年度	五六,四五〇,三八二石	五二,〇〇〇石	五六,五〇二,三八二石	
二三	五七,四二九,四五二	一六二,〇〇〇	五七,五九一,四五二	
二四	五九,一六一,五八四	二八七,〇〇〇	五九,四四八,五八四	
二五	六〇,五二五,五五〇	四八六,〇〇〇	六〇,〇一〇,五五〇	
(麦)				
(大麦 小麦)				
二二年度	一七,五四三,八六〇			
二三	一八,二六三,五六六			
二四	二〇,一七三,一九九			
二五	二〇,八八七,〇二一			

合計

二二年度	七四〇,四六二,四二二石
二三	七五八,五四八,一八
二四	七九六,二一七,八三
二五	八一八,八九八,五七一

⑧ 水産用

現在実施中の各漁業に於ける重油及軽油のリンク率を基準とし
各年度に於ける漁獲計画高より重油及軽油の所要量を算定した。

⑨ 平均リンク率
其他の石油製品に付ては主燃料に對する消費割合により算定した。

沿岸漁業

(重油又は軽油一坪当り)

④ 年次異議計画

定置	魚獲高	三〇〇〇	貫
アクリ	"	二五〇〇	"
以西底曳	"	八〇〇	"
鯨類	"	六五〇	"
其ノ他	"	一四〇〇	"
海洋漁業			
トロール	"	六〇〇	"
捕鯨	"	一三〇〇	"
二二年度	千貫	七七〇〇	
二三		八一五三六	

⑤ 船舶用

二四年度	九二七八四	千貫
二五	一〇四二八四	
二六	一一六七八四	
二七	一二九二八四	

昭和二十二年年度需要量（本年七月割当の三〇％増）を基準とし各年度に於ける増加船艘量（毎年三〇万噸とす）に應じて需要量を算定した。

造船計画

二三年度	二八九〇〇	總噸
二四	二七〇〇〇	

（鋼船・木船）

二五年度

三〇〇〇〇〇〇 総電

二六

三〇〇〇〇〇〇

二七

三〇〇〇〇〇〇

⊙ 鉱工業用

現在に於ける一ヶ月需要量四五〇〇〇軒（七月令割きの約二倍）を基準とし以後各年度に於ける石炭消費量の増加と併行し需要増加するものとして石炭の生産計画に應じて算定した。

石炭生産計画

二二年度

三〇〇〇〇 万屯

二三

三三〇〇

二四

三六〇〇

二五

三八〇〇

二六

四〇〇〇

二七

四二〇〇

⊙ 灯火用

灯火用に付ては現在割当量（日一〇〇〇軒）を維持するものとして算定した。

⊙ 其他用

官公需其他用需要量に付ては本年七月の割当量（合計三二一五軒）を基準として二十二年度需要量を算定し以後各年度は概ね五%の増加を見込み算定した。

二 供給力の策定

A 国内供給力（國産原油及公輸入原油による製品）

(1) 石油鉱業

原油生産高に付ては商工省鉱山局の石油鉱業五ヶ年計画を基準とせる産油量を採用した。

（産油計画）

二三年度	二六九〇〇〇 軒
二四 "	三〇六〇〇〇 "
二五 "	三三九〇〇〇 "
二六 "	三五〇〇〇〇 "
二七 "	三六〇〇〇〇 "

(四) 石油精製

(1) 國産原油による製品

國産原油の需要量に付ては前項(1)の八五％程度を可能需要量とし製品の生産計画を策定した。

（國産原油処理計画）

二三年度	二三〇〇〇〇 軒
二四 "	二六〇〇〇〇 "
二五 "	二八八〇〇〇 "
二六 "	二九七〇〇〇 "
二七 "	三〇六〇〇〇 "

(2) 輸入原油による製品

現在原油の輸入時際若くは今後につても全く未定の事項不

あるが一應明年度から輸入可能見込のものに策定することとし
 輸入数量については、第一回賠償計画案（ポールト氏報告）によ
 り太平洋岸精製能力を算定（日本に於ける精製能力限度を二〇
 〇万トンとし國産地帯能力六〇万トン、太平洋岸（四〇万トン）を限度
 とす）し輸入原油数量を算定（能力に対し八五〇程度とす）之
 より製品生産計画を策定した。

（輸入原油 理計画）

二三年度	六〇〇〇〇	トン
二四	八〇〇〇〇	トン
二五	一〇〇〇〇	トン
二六	一〇〇〇〇	トン

B. 要製品輸入量

二七年度 一、二〇〇、〇〇〇 トン
 總需要量から國産原油及輸入原油による製品供給力を控除せる不
 足量を以って要輸入数量とす。

一三. 資金及資材 労務関係

イ. 石油鉱業
 高工有の五ヶ年計画により算定す。
 資材に関しては石油鉱業の特質上建設及補修に區分不可能に付、
 括して計上した。

〇. 石油精製

②. 國産地帯

裏面白紙

精製能力は現在能力を限度とし、各年度に於ては補修用のみを計上した。

⑤ 太平洋岸

新規建設を見込まず、最高一四〇万坪を限度として復旧するものとして之に要する補修用資材を計上した。

備考

本調査には石油製品の輸送設備、貯油設備、容器等に関する資金、資材、労務関係を含まない。

主要物質長期計畫調查表

單位 年

事業名	年度		石油				摘要
	昭和23年度 (1948)	昭和24年度 (1949)	昭和25年度 (1950)	昭和26年度 (1951)	昭和27年度 (1952)		
生產量	生產業量	301,000 (280,000)	301,000 (280,000)	339,000 (280,000)	344,000 (290,000)	360,000 (300,000)	指國內 消費
	至設備能力	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	
主要原料	電力	98,787	111,999	118,740	120,090	121,290	指國內 消費
	電力	22,000	27,300	28,800	29,200	29,500	
普通鋼	建設	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	指國內 消費
	修理						
普通鋼	建設	13,141 (12,100)	15,900 (13,000)	15,900 (13,000)	15,900 (13,000)	15,900 (13,000)	指國內 消費
	修理						
鐵鋼製品	建設	840 (540)	700 (500)	700 (500)	700 (500)	700 (500)	指國內 消費
	修理						
其他	建設	424	541	561	561	561	指國內 消費
	修理						
木材	建設	4,625	5,625	5,625	5,625	5,625	指國內 消費
	修理						
電氣銅	建設	123,396	132,346	132,896	132,896	132,896	指國內 消費
	修理						
坑	建設	90	100	100	100	100	指國內 消費
	修理	150	160	160	160	160	
主要勞務者	建設	240	260	260	260	260	指國內 消費
	修理						
主要資金	建設	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	指國內 消費
	修理	95,270	104,991	114,213	122,148	129,148	
生產量	建設(千円)	56,000	60,500	60,500	60,500	60,500	指國內 消費
	修理(千円)	161,770	165,491	174,713	192,648	219,648	
在國內供給	建設	165,260	189,200	209,900	219,200	227,200	指國內 消費
	修理	188,397	225,570	258,452	348,176	4,040,976	
輸出入	建設	204,767	254,491	310,452	369,736	428,176	指國內 消費
	修理	2,047,657	2,544,910	3,104,552	3,697,376	4,288,176	
國內輸出入	建設	2,047,557	2,544,910	3,104,762	3,697,376	4,288,176	指國內 消費
	修理						

裏面白紙

品 種 別 需 給 数 量

	23 年			24 年			25 年			26 年			27 年		
	供給	需要	輸入	供給	需要	輸入	供給	需要	輸入	供給	需要	輸入	供給	需要	輸入
揮発油	28,000	470,467	412,467	32,000	723,675	691,675	35,000	1,000,499	965,499	36,000	1,233,094	1,197,094	37,000	1,400,745	1,362,745
灯油	23,000	95,262	72,262	26,000	162,499	76,499	28,810	110,231	81,431	29,700	118,975	89,275	30,600	128,722	98,132
軽油	4,500	155,375	147,875	8,600	173,396	164,496	9,500	192,029	182,531	9,800	213,165	203,265	10,000	235,887	225,887
重油	53,700	1,115,024	1,061,324	62,600	1,307,999	1,245,399	69,200	1,535,290	1,466,090	71,400	1,831,116	1,759,516	73,600	2,162,030	2,088,430
機械油	43,060	184,657	141,597	48,000	207,918	159,918	53,000	234,526	181,526	55,000	265,847	210,847	56,000	302,375	246,375
半農油	10,000	26,872	16,872	12,000	29,423	17,423	4,400	32,176	15,775	17,300	35,177	17,877	20,000	38,407	18,407
合計	165,250	2,047,657	1,882,397	189,200	2,544,910	2,355,910	209,900	3,104,752	2,892,952	219,200	3,697,376	3,477,976	227,200	4,268,176	4,040,976

(9)

裏面白紙

21.22-9
271

昭和二十二年八月 日経本第 号

「石油製品配給方針改正の件」別紙

第二の四の(イ)を左の通り改める。

消費者が販賣業者から石油製品を購入し得るために消費者に対し
当該消費者の主務官廳より予約せらるる購入切符、購入届帳、購入
割当証明書等一切取式又は流通式でなければならぬ。

第三の十を左の通り改める。

販賣業者は左に掲げる資格を有することを要する。

(一) 石油製品の配給に必要の設備を有するか又は使用出来ることと証
し得ること。

36

(二) 石油製品の配給地区内に一店舗を有すること。

前項の配給地区とは新道府縣を以て単位とする。

第三の十二を左の通り改める。

前項の指定申請書は石油配給公團出展所又は支那においてこれを受け
つける。

石油配給公團出展所又は支那は新道府縣別格別機関の意見を付し、
石油公團、消費者代表関係官廳関係官等を以て民主的に構成される
機関を指す。

第三の十二の次に左の一項を加へる。

31C

十二の二、石油配給公團總裁は前項の報告に基き第三の十に定める資格の有無を審査し経済安定本部（総務長官の指示により商工大臣）の認可を得て販賣業者を指定すものとする。

販賣業者の指定は左に掲げる事項を明示してこれを行う。

- (1) 指定番号
- (2) 氏名及住所
- (3) 営業店舗の所在地
- (4) 販賣をなし得る卸道府縣名
- (5) 特定の製品のみを取扱う場合はその製品名
- (6) その他必要な事項

指定を受けた販賣業者はこの旨を店頭その他買易の場所に表示しなげ

ればならぬ。

石油配給公團又は前項の指定を受けた販賣業者以外の者は石油製品を販賣することは出来ない。

第三の十三中「第十一号」を「第十二号の二」に「第十一号」を「第十一号」に次々改める第三の十三に左の但し書を加へる。

但し卸道府縣別又は地域別配給割当量が当該地域内全販賣業者に対し最低経済量の割当とする余裕のない場合は商工局長は販賣業者に対し配給許可数量の割当を行はぬこととができる。

販賣業者に対する配給許可数量については内閣訓令第三号指定配給手続規程第三條の八乃至十三の配給許可数量に関する規定を準用する。

22

22-9
292

(一) 緒言

綜合家庭燃料對策の一環として、ガソリンの輸入懇請について

(ニニ九、ニハE、B、家庭燃料課長執筆)

現在における我國の燃料事情は別表(一)の如く各種燃料共戦前に比べてその供給の絶対量は著しく減少し、従つて燃料事情は非常に逼迫を告げてゐる。ことが知られる。

このことは、産業、輸送及家庭生活にわたり非常に影響を及ぼしてゐる。

このため経済安定本部においては、この逼迫した燃料事情を打開し経済の再建、安定を期すべく、あらゆる方面を研究し、対策を講じつゝあるが、種々考究の結果

65
31e

炭は自動車用燃料即ガソリンの輸入懇請をすより他には当面炭並せる燃料事情を打肉するに適當な方法の乏しいことに帰結した次第である。

以下その理由を説明する

(三) ガソリン輸入懇請の理由

先づ現下のインフレを克服する重要な因子の一つは食生活の確保上絶対必要とする最低必要量の食糧と、その水き炊飯するための家庭用燃料の最低必要量の確保とである事と信ずる。

幸にして主食糧については聯合軍総司令部の絶大なる支援により一応の安定を得ている。

然るに家庭用燃料については乍や非常な危機に当面し

ている実情である。

即ち我国の家庭用燃料は従来木炭及薪を主とし尚都市においてはガスも重要を役割を演じていたのであるが最近木炭はガソリンの不足のために自動車用燃料としてほぼ家庭用と全程度の数量が使用せられてゐるものと認められ、更に石灰窒素肥料製造その他の産業用として無煙炭又はコークスの不足を補つてゐる。

註 別表(四)の(一)(二) 参照

即ち木炭は戦前においてはその総需要量の約一割は家庭用に振り向けられていたのであつて、自動車用には殆んど使用せられていたが戦後においては家庭用には五七〇程度自動車用には一八〇程度を振り向けた

すればなうなかつて来た。その上家庭用瓦斯は石炭の窮乏のため特殊地帯を除き殆んど使用困難な情態である。このことは現在における新炭の供給量そのものの絶対量が戦前より三〇%以上減少してゐる關係から考へても非常な苦痛を云ふなけりなうない。幸にして終戦後家庭用燃料として電熱の使用が増加したのでこの危機は一応突破し得て来たのであるが、最近にいたり電力事情は著るしく悪化し、特に冬季の渾水期に向つて電力危機をも惹起する形勢に立至つた。これがため家庭用燃料としての電熱は今後は極力規正して、そのかわり輸産業振興用方面の電力の用済する供給を留うなけりなうなかつた。

これがため本年度十月―三月の家庭用燃料としては、主として薪炭及煉豆炭をとつて充當することとし、電力はその不足分を補う程度とする計画を樹立したが、そのためには先づカーに家庭用以外の薪炭の需要を程度に圧縮して、それと家庭用に振向けるよゝ外に手取がないのである。

家庭用以外の薪炭の需要のうち最大のものには木炭、おいは自動車用及石灰窒素製造用であり、新においては、石炭の代替としての製造用及製糸工場用などである。

これにおいて日本政府は本善の警頭に堪へた如く、先づ第一に緊急ガソリンの輸入を奨励するべく、既に既に在り

窒素製造用の熱煙炭及塩の輸入をあらわして懇請したい。
輸入を懇請せんとするガソリンの数量は別表(8)の2に
示す如く年間二〇万瓩程度であつて、これにより本炭
約四〇万瓩を家庭用に振り向け得らば、従つて家庭用
電料は全ク不要となり、この本炭四〇万瓩に相当する
家庭用電力約二〇億KWH(この二〇万トンが不可能
の場合は冬期向大ヶ月約一〇万トンの輸入にて止む
を得ない)を節減し産業用に振り向けることが出来得る
のである。

次にガソリンの輸入懇請をするよりも先づ新炭の増産
と供給確保を図るべきであることとは、一応尤きの
様に思はれるが、新炭の生産供給事情が現下の日本に

おいて如何に困難且つ国家的に不経済であるかと云う
点について一言したい

の炭ノ採力の向題であるが、成程未だ日本の山には樹
木が生い繁つてゐる、併しこの森林は戦時中に極度
の過伐及乱伐をせざるを得なかつた關係上、最近では
年間約七千万石程度の薪炭を生産し得る能力しか持
つてゐない。(註、別紙の「採力より見たる薪炭生産
見込量」参照)

このことは特別大規模な植林計画及緻密な伐採方法
を実施せざる限り本炭は一三〇万瓩、薪は二十七百
万石程度以上生産し得ないことを示すものであつて、
万一この數量以上に森林を伐採するとすれば、森林

は荒廢の一途を辿り、水源は枯渇し、電力や灌漑用水は減少するのみならず、大雨の場合には洪水の被害を喫えることは明かである。

茲、林力の問題は現在の我國には精密な基礎的調査資料がないから正確な数字的根據によること

は頗る困難であるが、最近各所に起りつゝある洪水の被害状況などから察して一應このことはうなづかれることと思ふ。

次に新炭生産労働者用配食糧、労働者用物資、及輸送力等の問題があるが、薪炭を生産するに必要なる等の生産輸送の諸條件は頗る悪化してゐるのみならず、万一之に必要な條件を満足せせるとすれば

一は非常に國家經濟上から見て不經濟なることになると思われらる。

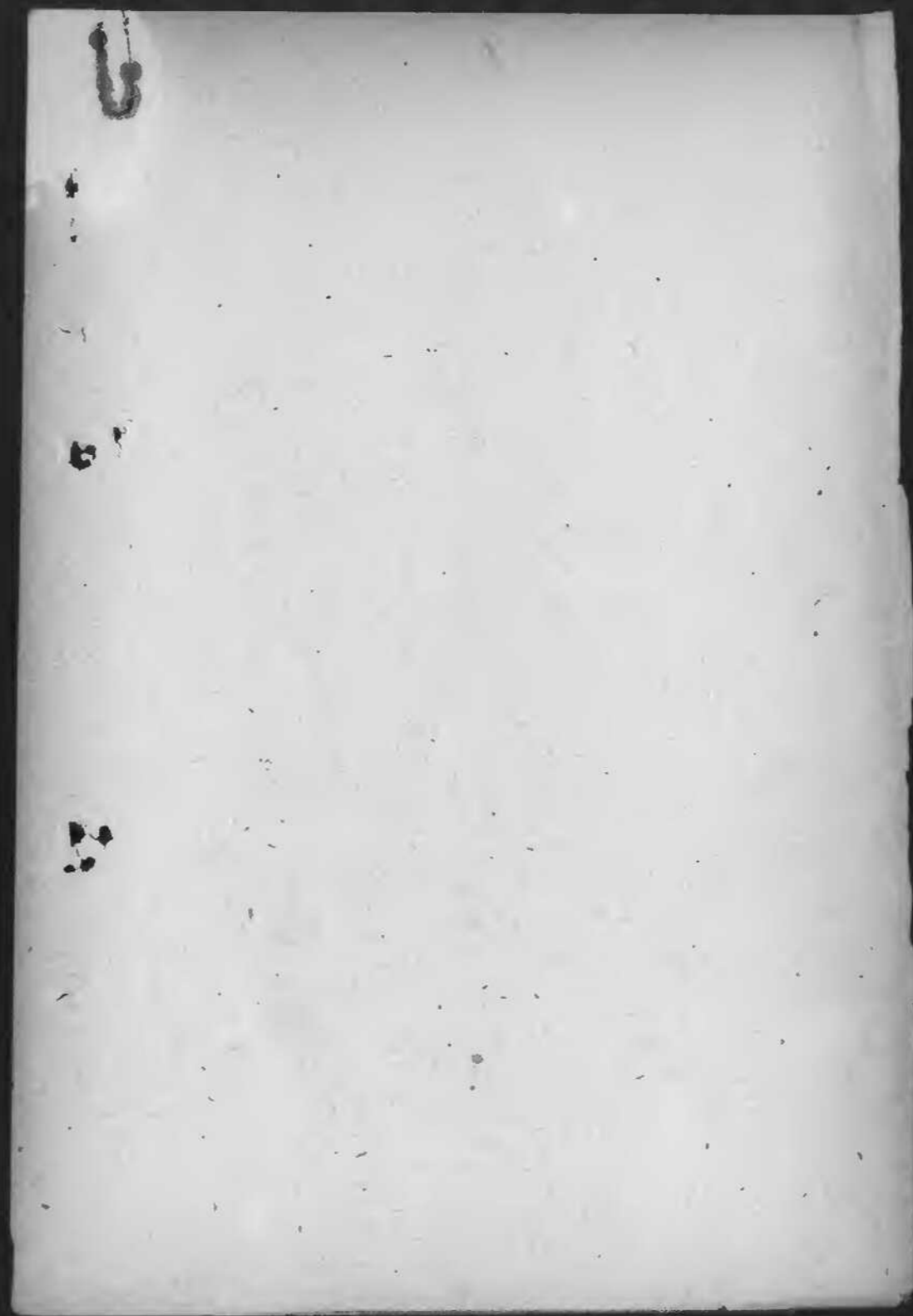
かう今一例を石炭と木炭の生産について比較検討し、見ると石炭三千万瓩の生産に対しては現在の約四十分の一程度の労働者が従事してゐるが、その石炭の採熱カロリ―量の二〇分の一程度に過ぎない木炭を生産するの約一五万人の專業労働者が必要とする。つまり現在の炭産労働者と同等数の労働者が木炭生産に従事するとしても採熱カロリ―量の上から見れば石炭に比べて木炭は六分の一程度の價値の生産にとどまるわけである。然るに製炭労働者に対する配食糧、労働者用物資等は炭産労働者に比べて決して

てかくて事足りるものでないのだから、若し
も木炭の生産をあくまで確保しようとするれば同一熱
量と確保する石炭に對し約六倍の食糧、勞務者用物
資等を必要とすることになる。

更に輸送の面においては木炭は石炭と差程の差違は
ないとしても、薪に於ては明かにトラック、貨車、
船泊などの不経済を生ずることは勿論であつて、現
在の我國の輸送事情よりすれば石炭を運ぶのと薪を
運ぶのとは國家的に見てどちらが利益なるかは言
わなくてもわかると思ふ。

(3) 尚薪炭の生産供給は特に終戦後において著るしい低
減を來しているが、本年度供給確保計画は前年度(昭

和二十一年度)の実績に對比して、木炭約二二%増
薪約四八%増を確保する計画であるが、食糧、輸送
事情や作業用品などの供給事情が急激に好転せざる
現在としては之以上の増量確保を望むのはむしろ恐
弊と見なければならぬ。



71
31a

国内経済維持に必要なる石油製品最低需要量説明

(昭和二十三年一月—二月)

(一) 二、一、〇、四、E、S、三、

自動車用

現在可動台数(七五〇〇〇台)の揮発油基準消費量は、
基礎として需要量は一月三三〇〇〇升が、
に於ける稼働率は約六〇% (四五〇〇〇台) である。
現在の物資輸送状況より見て最低稼働率八〇% (揮発
油一ヶ月三三〇〇〇升、軽油五〇〇〇升) の維持を目標と
した。

26

尚代燃費のガソリンへの切替は一月一六〇〇〇升を

要するが現情勢より判断し一応考慮外とした。

機械油については揮発油の五%良が代燃車の機械油を計
上した。

船舶用

現在の重油焚貨物船、百槽船、機関船の輸送能力(月
間一三〇〇万ト)に対し輸送需要量は約三〇〇万トに
よつて現在の稼働率は二〇〇万ト約六七%である。

現在、石炭、肥料、食糧其他重要物資の輸送は逐月増
加してゐるので来年度は之等重要物資の輸送確保を図る
逐月間三三〇万ト八〇%程度の稼働率確保を目標とした
(重油消費量月一七三八〇升)。旅客船、曳船等の運行
率は可動能力に対し現在約四五%であるが、最低限度の

人員輸送及び荷役力増強の必要上、大〇%程度の運行率確保を目標とした（一月至油回二二〇升）。

揮発油、灯油、軽油に付ては現在（八月）の約二〇%増分を目標とした。

三 水産用

現在の船腹可働能力よりその需要量の一月三三〇の折じりり之に付し現在の配給割当二五〇の許稼働率に約七〇%である。

水産物の生産増強は現下の食糧事情より絶対確保を必要とするが現在の配給状況よりリントラ制度、出荷機構、未滿配給機構を再検討の上出荷、配給の改善を必要とする（ハリントラ制は必ずしも漁船の所専燃料より算定される）。

このごさい、横断此は約八〇%ある（之等を考へ本年度は稼働率八〇%へ一月二五〇の折じりり目標とし生産出荷、配給機構の合理化により正規配給の増加を期するのしよう）。

揮発油は概ね現在の二〇%灯油は一五%の増加を要する。前々年補給用は本年度各油合計六二、三〇〇升（二三年四月迄）許可あり同量を見込入る。

四 鉱工業用

現在鉱工業用重油の需給率は約五〇%程度と思はれる。本年度鉱工業用石油の需要は生産計画、既炭量等と照らし合せ計画するべきと一応現在の需要状況より推定し次の

通りとす。

製鋼用C重油は現在の1ヶ月10000リットルを確保する
とのとす。 ガラス、陶磁器、機械工業用にC重油4000
リットルを確保するとのとす。

セメント、造船、車輛、肥料、石炭、鉄山、其他用
しB重油を現在の配給量(月31000リットル)の50%増加
を図るものとする(月46500リットル)

五、農林用(灯火用、雨意用、保健衛生用を含む)

本年度上半期基本割当量を基礎とし之に本年度米麦産
穀調整用一三〇〇〇リットルに対し本年度米麦生産増加見込
量の増加を見込(一三三二一リットル)を尚季節的需要が

電燈用水用、ウシク駆除用、の臨時的需要のものに本年度と
同量を計上(一五、四四〇リットル)

一、と計とす。

八、官公需用(除自動車用)

官公需用は鉄道、上水、港務等の外学校、病院、衛生
施設等の需要は最低現在割当量(五〇%)程度は必要と見
込(一三三二一リットル)の増加を目標とし重負配給の
所とする。

七、建設需用(自動車関係は自動車用を含む)

本年度は増加せぬ見込に付現在程度とする。

八、其他用(掃海用、不法入国船取締用、スカジヤブ船泊用)

本年度は於ける計画不明に付一応現在通りを見込む。

24.22
273

36

昭和二十二年度下半期石油製品輸入確保の件

(E.S.B. 勅令四)

一 石油輸入問題の概況

昭和二十二年八月に於ける石油製品割当量は一〇五、五、五〇
〇并へ国内生産量を除く要外油依存量九三、八、一〇并へて
之を本年一月の割当量七五、一、四六并へ国内生産量を除く
要外油依存量六四、三、九六并へに比較すると四〇%増加へ
外油依存量約四六%増してゐる。

本月分として許可された割当量は一一二、五、一、八并であり
一應相当の増加となるがこの内には農林用中季節的に増
大したもののや、船舶運営会所属船舶用へ従前は、バカチヤ
ツア直接供給へ含まれてゐるので国民需の需給は相喪

74
10-5

らず逼迫してゐる。

然るに最近の状況は、今後石油の輸入は極めて悲観すべき材料が多い即ち

- (一) 米國に於て需給が逼迫して来たこと
 - (二) 米軍需予算が大手の削減を受けたこと
 - (三) 米國に於て石油價格の上昇したこと
 - (四) 従つて今後へ十二月以降の輸入は九月実績の概ね三〇%減となる
- 等が主要原因となつて、今後日本で必要とする石油は日本側で非資金を調達することが先決と云う示唆を関係方面から受けてゐる。

これを云ひ換へれば、従来日本で消費してゐた輸入石

油は連合軍進駐目的遂行上必要な物資として日本側に放出されてあつたのであるが、これからは日本側に於て非による購入資金の多寡が直接輸入の増減を招来すると云うことである。即ち今後の石油輸入に關しては日本政府内で方針を決め得る部面が大きくなつたと云えるのである。以下は最低需要量とその内、輸入による量及びその所要資金に關する概算である。

二、二十二年度下半期最低石油需要量の算定

(一) 本下半年期の最低需要量は、既に関係方面の承認を得た十月分配当（幾鋼用重油を含む）を基礎とし、これに季節的特殊需要（脱穀調整等）、海水洋浦稼働用（これは割当決定済み）及び水電機旧用等の需用を加算

といたす。

(二) 右の外、家庭用燃料に關連し、代燃車のガソリン車への切替えに要する燃料費等を勘案して、前記に(一)に対して全石油製品を通じ七五四七七四并(別表一)

前記に(一)に対して

八五四二二并(内)

合計

八五四二二并(内)

國産六五五七四并)と推定する。

三) 二十二年下半期石油輸入所要資金

石油単價格については、據るべき正確な資料がないが、本年一月まで適用した貿易廳の石油配給公團への指示を基礎とし、その後公團が入手したインウオイスへ大部分

價格の記入がない)記載單價、及び最近の米國內石油價格値上り等に関し極めて少ない資料によつて一應推定單價を採用し、下半期需要量から國産見込量を差引いた要輸入量について算定した輸入資金額は約二四八〇二九〇并である。(別表三)

Handwritten text in vertical columns, likely a list or record. The text is faint and difficult to read due to the quality of the scan. Some legible characters include "丁", "半", "障", "流", "異", "動", "心", "國", "庫", "目", "録", "入", "元", "身", "取".

昭和二十二年十月七日

経済安定本部動力局石油部長

殿

各用途別石油製品配給要領に関する件
十月七日附経動第一四五号動力局長名を以て通牒され、左記の件に付ては左記事項留意の上実施されたい。

記

一「各用途別石油製品配給要領」の文は「General plan for Allocation of petroleum products」
とし、以下同一文

43

「Mining and Industry」 「Civil Engineering Class」とする
こと。

二鉱工用の第四派第二項の文は左の通りとする。
In cases where other materials can be satisfactorily substituted for petroleum products, the utilization of petroleum products shall be made.

三農林用の第三派中々の文は Agricultural の文に
or Forestry を入れること。

四土木用 鉱工用及び農業用石油製品配給要領中に挿入す
る不致申立に關する條文は農林用要領第十二條及び船舶
船運用要領第十四條の不致申立に關する條文の文は
次の通りとする。

31C
17

" Any person or Commerce who has applied for allocation of petroleum products and is dissatisfied with the action taken, or who has a grievance or protest, may make an appeal to the local or district office of Economic Stabilization Board. If the action taken on this appeal is not satisfactory, a further appeal may be made to the President of the Economic Stabilization Board "

五、農林省関係二部門を除く其の他の部門に於ては九月十五日附経第一〇四号を以て一部訂正してあるから併せて留意せらる。

水産用石油配給要領

農林省水産局

一 水産用石油（以下石油と言ふ）の配給は、其の高度の
若用により水産物の生産及び業務を増強し之を消費地特
に大消費地に於ける消費者に円滑且潤沢に配給すること
を主たる目的とする。

二 次に掲げる船舶又は施設が水産業又は水産業に貢献す
る事業に使用される場合、限り石油の割当を受け得る資格
を有する。

- (1) 動力附漁船
- (2) 鮮魚及び水産加工品を専業に運搬する動力船

31C

(第三種漁船)

- (3) 官公廳の漁業試験船、漁業指導船及び漁業取締船
 - (4) 興介類其の他水産物の増殖に要する施設
 - (5) 公共事業として行つた漁港、船溜の修築に要する施設
- 一 四号乃至五号の船舶を以下船舶、又四号乃至五号の施設を以下施設と云ふ。

二 一の各号の所有者又は経営者は水産用石油配給登録申請書に船舶又は施設の主なる根據地の農林省資料調整事務所長に提出して水産用石油配給手帳（以下手帳）の交付を受けなければならない。

三 登録申請書には申請者の住所及び船舶施設能力、事業の概要並びに詳細に記入しなければならない。

農林省資料調整事務所長は登録申請書により適当と認めたる場合に限り登録を行つた及び手帳を交付するに不出る。この手帳は農林省がその様式を決定し資料調整事務所長が印刷交付する。

如何なるものと雖も手帳を保持しないものは石油の割当を受けるときは出ない。

特殊事情により一時約款の要領と異なる措置を必要とするときは資料調整事務所長は予め農林省水産局長の承認を受けなければならぬ。

この水産局長の承認は登省で足本部総裁の定める石油割当規則に基いて行われる。

四 登録の有効期間は六ヶ月とし毎六ヶ月の初めに更新さ

此なければならぬ。更新の際には必ず手帳を提出し、検閲を受けなければならぬ。

五、手帳の交付を受けたるのは之を常に船舶又は施設のもの事業所へ保管しなければならぬ。換船又は運搬船が公認集荷機庫に出荷した時は必ず出荷証明書を受け手帳と共に資料調整官に提示し、所要の記入を受けなければならぬ。

六、石以外の船舶又は施設に必要なる石油の配給を受けんとする時は配給申請書と共に手帳を提示し、所要の記入を受けなければならぬ。

六、多数の登録を受けた船舶又は施設の所有者又は経営者は自己の船舶又は施設に配給される石油を取替りて購入

専らため、必要があるときは農林省又は農林省資料調整事務所に對し一括割当証の交付を申請することが出る。

七、石油の配給を受けたものは、其の石油を他の用途に使用することは出来ない。但し、出荷成績良好のため割当を受けた石油に余剰があるときは、此を成績不良のため石油の割当の少ない同業者に貸與すること又は差入人ない。

八、この場合は貸與を行う両者は必ず契約書を交換し手帳と共に保持しなければならぬ。

九、前條に違反したものは手帳及び所有する石油を没収する。

十、石油の割当は左の基準による。
（一）船舶は、漁業に従事するものは、漁業種類換業予定時間

生産予想高及び出荷実績を勘案して決定する

(2) 以上のものについては事業内容及び概算運送時間等を勘案して決定する

3) 換船及び運搬船に對しては特殊の場合を除き總て濃

濃高又は輸送量に依り農林省又は濃林省資材調整事務所

所の決定したリンク率に基いて割当する

10) 農林省資材調整事務所及び其の出発地は前條に基き農

林省及び濃林省資材調整事務所が定めたる割当数量を越え

て石畑の割当を超過する場合は

11) 石畑の無受取の割当は、濃林省又は濃林省資材調整事務所

の行の議式は指定生産資材割当証明書と同一のものである

する

12) 切符の発行は農林省又は濃林省資材調整事務所より需

要者へ交付される

13) 石油の割当は次の順序によつて行はれる

(一) 農林省

(二) 農林省資材調整事務所別割当

(三) 左に掲げるもの

東経一三〇度以西底曳網漁業

光船トロール

母船式捕鯨業及び船捕鯨業

其の他中央割当を適當と認めたるもの

(四) 農林省資材調整事務所

資材調整事務所は中央の定める陸揚地別、用途別割
当内、於て需要者別割当を行う。

一週しリンククによる場合は数回若は一ヶ月の出荷を取
替め石油の割当を行うことと出来ない。又零細な漁業者
が共同して事業を行う場合は其の代表者を一括して
割当をすべきことも出来る。

五 切符には農林省の発行するものは農林省の官印及び割
当主務官の官職氏名を記載し、これに捺印する。

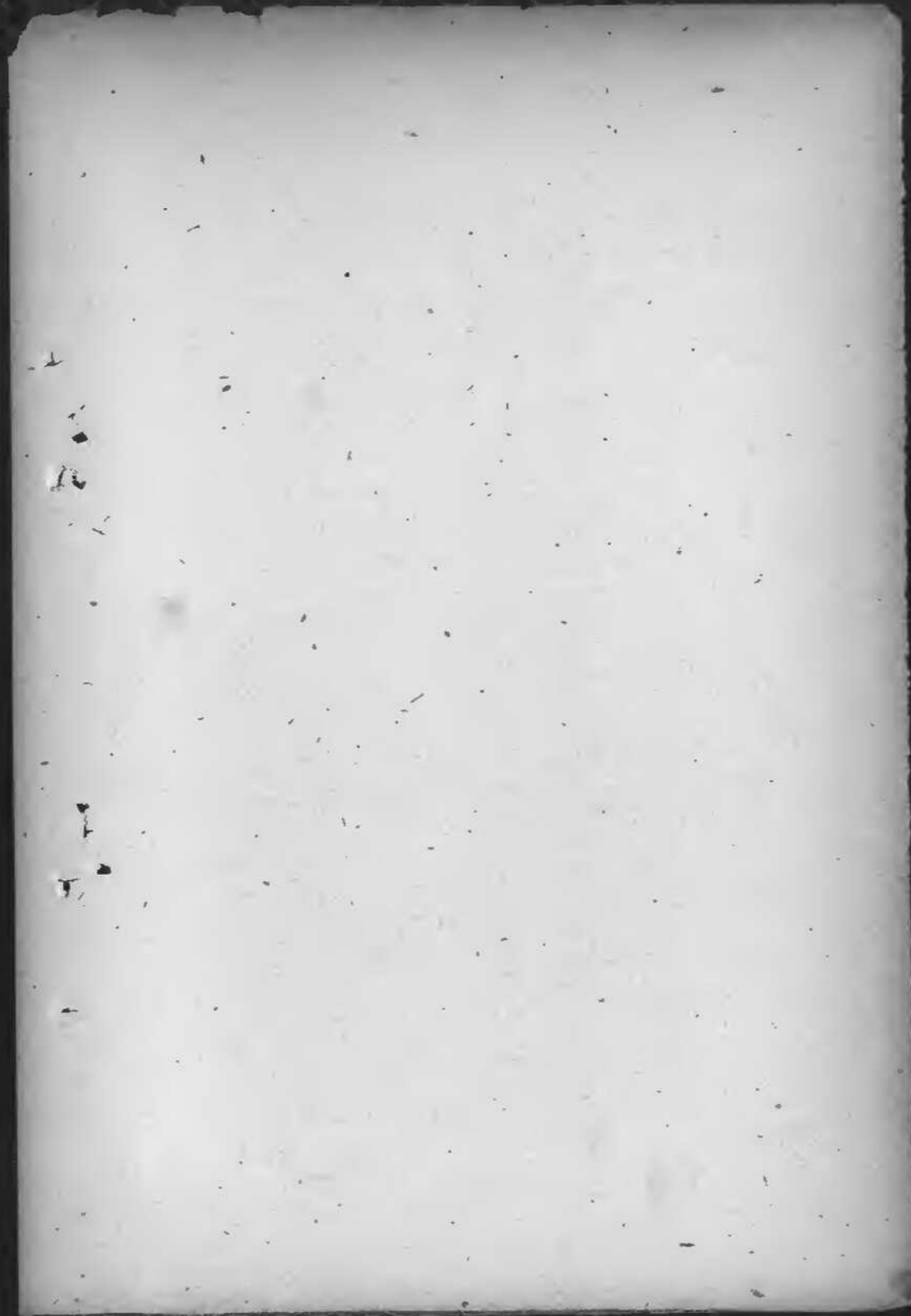
農林省資材調整事務所より発行するものについては前
項と同様のものとす。

十五 既給を受けた石油については、使用者は其の使用効率を
最大限に発揮する人、或中る創意と工夫をし、なりは全

りない。

農林省資材調整事務所は漁船機肉の専向家に依託して
機肉の取扱及び石油の消費節約に関する巡回指導を行は
なければならぬ。

十六 農林省資材調整事務所又はその出張所は、漁業取締船
及び警備船と緊密に連絡をとり、石油使用について取締
の完璧を期せなければならぬ。



土木用石油製品配給実施要領

第一條 揮發油、重油、軽油、燈油等の石油製品を必要とする土木工事用機械設備中別表に掲げるものを使用せんとするものは機械設備の型式、性能、台数、石油基準消費量、所有者氏名、使用者氏名、主たる使用地等を詳細に記載した登録申請書を地方廳長の上、戦災復興院に提出し認可を受けなければならぬ。

此の場合使用者と所有者と異なる場合は使用者は所有者の同意書を添へて使用者が申請する。

戦災復興院は單に申請書のみでは決定し兼ねる場合は、被災検査の上で登録の可否を決定する。

310

84

第二條 戦災復興院は登録を認可した場合はその使用者の住所氏名、所有者氏名、設備機械の型式、性能、石油基準消費量、主たる使用地その他必要事項を登録に記入し登録番号を附したる上申請者に対し戦災復興院の発行する登録證を交付する。

登録證の交付を受けた使用者はその設備機械にこれを貼付しなければならぬ。

但し機械の性質上貼付に適しなると認められるものは登録を認可するものの許可を得ず運転車又は管理責任者が專にこれを所持しなければならぬ。

登録證には機械名、登録番号、所有者氏名、使用者氏名、石切開閉等を記入しなければならぬ。

登録證の有効期間は六ヶ月とし登録は六ヶ月毎に更新する。

第三條 登録申請者に移動があつた場合又は登録事項に移動があつた場合、関係人は速かにこれを登録申請当時の地方廳を通じて戦災復興院に届出なければならぬ。

前項の届出に基づいて戦災復興院は必要と認めて認可を取消しあわせて認可の返納を命ずることが出来る。

第四條 土木機械設備で第一條第一項により登録せられたるものには石油製品は配給せられぬ。

但しその使用に關して戦災復興院で特に認可したものはこの限りではない。

登録のない土木機械設備に石油製品を使用して土木工

事に従事する者は不正なる石油製品を使用するものとして処罰せられる。

第五條 土木工事用石油製品の配給は次の工事に限定せられる。

清掃 整地 道路 上下水道 公園緑地 除却 砂防
河川 建築及び戦災復興院において 必要と認めたる土木工事。

第六條 第五條の定める土木工事用に石油製品の配給を受ける人とするものは工事計画及び機械使用計画明細書を添へて石油製品需用申請書を地方廳を通じて戦災復興院に提出しななければならぬ。

前項の機械使用計画明細書には各工事別に使用機械の

型式 登録番号 台数 性能 用途 事業量 一日作業量
一ヶ月の稼働日数 石油基準消費量等を明細に記入しななければならぬ。

第一項において起業者と旅行者と異なる場合は両者連名にて申請しななければならぬ。

第七條 戦災復興院は前條の申請に基づき該工事の緊急度予算及び資材の整備状況等を勘案して割当数量決定し割当證を交付する。

第八條 第一條の登録申請書 第三條の届出 第六條の石油製品需要申請書には虚偽の事項を記載してはならぬ。
第二條の登録證は戦災復興院以外のいかなるものも印刷発行してはならぬ。

第二條の登録證は他人に譲渡し又は使用せしめてはな
らざらう。

第九條 石油製品は割当證明書と引換をなすべし。買受
けることかできない。

石油の配給を受けたるものはその石油を指定の用途以外
に使用し又は他に譲り渡すことかできない。

第十條 配給を受けたる石油製品については使用者はその
使用効率を最大限度と發揮するためあらゆる創意と工夫
とを盡さなければならぬ。

使用効率の著しく不良なる設備機械については石油製
品を割当てず又は登録を取消すことがある。

第十一條 戦災復興院は本要領の実施を確實ならしむるた

め定期的に又は随時工事現場も監察して土木用石油製
品の消費規定を指導し石油製品の不正使用を取締らな
ればならぬ。

別表)

上水工事用機械設備表

- | | | | |
|---|---------------|----|-----------------|
| 1 | 堀鑿機 | 11 | 軟道車 |
| 2 | 削土機 | 12 | 試錐車 |
| 3 | 清堀機 | 13 | セメント注入機 |
| 4 | 土工索引車 (トラクター) | 14 | 内燃機 (移動式発電機を含む) |
| 5 | 索引機重機 | 15 | トーチラシ |
| 6 | 耕土車 | 16 | 起重機車 |
| 7 | 道路掘至機 | 17 | 空気圧縮機車 |
| 8 | 正面北上機 | 18 | 発電機車 |
| 9 | 燃機 | 19 | コンクリート混合機 |

土木石油製品使用登録簿

1. 申請者の住所氏名又は名稱		日附		昭和 年 月 日				
2. 所有者の住所氏名又は名稱		割当期		昭和 年度 第 四半期分				
3. 車輛の概況								
機 械 名	番 号	年 式	型 式	公稱馬力	使用燃料	燃料基準消費量	主たる用途	登録番号
登録許可責任者 官職氏名印								

裏面白紙

船舶用及び港湾用石油製品配給実施要領

船舶用及び港湾用石油製品の配給は経済安定本部總裁

の定める基本政策に基づいて次に掲げるものについて運輸

大臣が之を行ふ

A. 海運総局の指令する物資輸送に従事する汽船及び機

帆船(いづれも油槽船を含む以下同じ)

B. 地方海運局(海運監理部を含む以下同じ)の指令す

る物資輸送に従事する汽船及機帆船

C. 地方海運局の指示する業務に従事する曳船

D. 海運総局又は地方海運局の指令する人員輸送に従事

する交通船

E. 農船

31C

90

- F. 船舶救難に従事する船舶
- G. 艦艇解体に従事する船舶
- H. 官公署の事務遂行の用に供する船舶
其の他海運総局長官又は地方海運局長が特に必要と認めらる船舶
- I. 前各号に掲げる船舶の他海上輸送に関連して使用する機被器具類（自動車を除く）
- 二. 前條に掲げた船舶につき石油製品の配給をうけようとする者は船舶運管会に所属する船舶を除き、主たる業務の拠点を管轄する地方海運局に船名、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総トン数、積込数、軸馬力数を

- 速力、基準石油消費量等を詳細に報告して船舶一隻毎に登録を受け給油手帳の交付を受けなければならぬ。
- 傭船者及び運航受託者が前項登録を受けようとする場合には船舶所有者と連名でこれを行はなければならぬ。
- 三. 前記第一條に記載された業務以外の業務に従事する者は第一條にかゝげた業務に従事するもの、名義を使用して登録を受けてはならぬ。
- 四. 石油製品は登録がなされなければならぬものにはこれを供給してはならぬ。
- 五. 地方海運局は登録簿を備えつけ、これに登録船舶の船員、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総トン数、積込数、軸馬力数、速力、基準石油消費量等を記載し、

これによつて石油製品の濫用を防止し、取締らなければならぬ。

六、給油手帳は運輸省から地方海運局に配付し、他の如何なるところでもこれを複製又は製作してはならない。

七、給油手帳には申請者の報告に基いて第二條記載の事項及び登録番号を記入するが申請者の報告のみで充分な場合は地方海運局が実施検証を行つて記入する。

八、給油手帳は三ヶ月毎に地方海運局の検閲を受けその証印を受けなければならぬ。正当な理由なくして前項の証印を受けない給油手帳は爾後無効となる。

九、給油手帳は航行中常に船内に備えつけていなければならぬ。

十、地方海運局は海運総局より指示せられた燃料油配分量の範囲内で輸送計画を決定し、各船舶所有者の申請に基き石油需要量を調査査定の上燃料油配分計画をたてる。

十一、前條の申請に当つては必ず給油手帳を提示し、航行区域及び距離、積荷の種類及び数量、前航残油及び当該航海需要量等を詳細に報告しなければならぬ。

十二、地方海運局は第十條の需要申請を調査査定の上適当と認めるときは、石油購入切符を發行交付し給油手帳に交付数量、指定航路、積荷等を記入捺印する。

第一條にかがげらるものうち乃至H及びJ急号其の他
地方海運局が必要と認めるものについては一ヶ月分の石
油購入切符を交付することが出来る。

第一條にか、げるもの、うち多数の登録船舶を使用する
者でも各船舶毎に地方海運局が必要と認める石油購入切
符の交付をうけなければならぬ。

石油購入切符は運輸省から地方海運局に配付し、他の如
何なるところでもこれを複製は製作してはならない。

十三、地方海運局は登録及び割当をなした時は、登録数及
び割当数量を運輸大臣に報告しなければならぬ。
地方海運局の決定又は措置が不相当と認められる時は、
運輸大臣はこれを訂正させることが出来る。

十五、石油製品は給油手帳及び切符を提示し且つ切符と引
換えてなければ販売業者より之を買受けることが出来な
い。

販売業者が前項より販売した場合はその数量を給油手帳
に記入捺印すると共に切符に船長の受領印を受け付けれ
ばならぬ。

十六、配給された石油製品は使用者の創意と工夫によつて
最大の効率を發揮する様に使用されなければならぬ。
地方海運局は石油製品の使用効率を増大する様に、有能
な専門家によつて、使用者に対し、適当な指導及び監督
を行はなければならぬ。
運輸大臣は必要あるときは、前項の目的を達するために、

石油製品を担当する地方海運局官吏を招集する。

十七、地方海運局は前條に關する指導を行ふと共に次の事項に關する取締を行ふため監査を実施する。

一、船舶が給油手帳なくして又は他船の給油手帳をもつて航行していかどうか。

二、給油手帳に指定された航路以外を航行し又は指定の積荷以外の物資を輸送していかどうか。

三、正當に配給されない石油製品を使用していかどうか。

十八、船舶運管會に屬する汽船については特に海運總局が直接に割當を決定し、且切符を發行交付するの外前各條

の規定を準用する。

十九、海上輸送に關連して使用する機械器具類については本要領中船舶の航行に固有の部分を除き之を準用する。

但し、第二條の給油手帳の交付に關しては同一港に所在し且つ同一管理者に屬するものについては個別に之を行わなくともよい。

二十、本要領に違反した者は登録を取り消され、配給を停止され、石油製品残量を没收される外、場合に依り、起訴され処罰をうける。

二十一、この規則に依る地方海運局の石油製品配給事務は、地方海運局運輸部輸送課、地方海運局の支局及び出張所でこれを行ふ。

農林用石油配給要領

- 一 農林用石油製品（以下単に石油という）の割当及配給は其の高度の活用により食糧供給力の確保又は各農林部門に於ける生産を増強することを目的とするものである。
 - 二 石油は原則として農林省地方資料調整事務局長（以下単に資料調整事務局長という）に於て之と割当てるとのとする。資料調整事務局長が石油の使用と認められる場合にはこの要領に従わなければならない。
- 地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置を必要とするときは資料調整事務局長は予め農林大臣の承認を受けなければならない。

この農林大臣の承認は経済安定本部總裁の定めるカ策に

31 C

基いて行われる。

三 石油の配給は左に掲げる用途に使用されるものでなければならぬ。

一 農作業用

イ 米麥脱穀調整用

ト サイロ用

ロ 灌漑排水用

チ 苧麻剥皮用

ハ 採種用

リ 薬工品製造用

ニ 自動耕種機用

ヌ 電燈用

ホ 浮壺子駆除用

ヘ 遠隔農具用

ヘ 誘蛾灯用

二 開墾、干拓、土地改良用

三 灯火用

四 其の他農林大臣の承認を受けたるもの

四 石油を使用しようとする者は用途、事業概況、石油消費

要量等を記載した農林用石油登録申請書を資料調整事務

所に提出し石油手帳の交付を受けなければならぬ。

農林用石油の登録は半年毎に行うものとする。

申請書の内容は出未るだけ詳細に記載しなければならない。

資料調整事務所長は登録申請書のみによつてその否否を

決定し得ないときは実地検証しなければならぬ。

資料調整事務所長は石油の使用を認めたる者に対しては石

油手帳を交付しなければならぬ。

この手帳は農林省に於て様式を一定し印刷の上資料調整

事務所長に配布し農林省以外のいかなるものでも印刷券
行してはならない。

五 石油手帳はこれを事業場に保管し石油の配給を受ける
度にこの数量の記入を受け常に石油の適正なる保有量と
使用量等を明かにして置かなければならない。

六 石油手帳を有せざる者は石油の割当を受けることは出
来ない。

七 石油の配給を受けたる者はその石油を他の用途に使用
したり又は割当証明書を他人に販賣し購買し譲渡すること
は出来ない。

八 石油の割当は農林大臣の定める範囲内に於て作付面積
の増減、耕作及び手荷状況、生産量作業量、込量又は機関の

種類及馬力数等に基いて各資材調整事務所に於て決定す
る。

農林省に於て別に割当基準を決定した場合、は資材調整事
務所は之に従つて割当を行はばならない。

九 資材調整事務所は前項に基づき農林大臣の定められた割当
数量を超えて石油の割当をすることはい出来ない。

十 石油の割当は次の順によつて行われる。

一 農林省は資材調整事務所別用途別割当数量を決定し
各資材調整事務所に通知する。

但し開墾用に就いては中央に於て直接需要者別割当を
決する。

二 資材調整事務所は農林省が定める用途別割当数量内

に於て出張所（市町村）別用途別割当を決定し通知する。

3. 資材調整事務所の出張所は資材調整事務所が定める用途別割当数量別内に於て需要者別割当を決定する。但し農林省又は資材調整事務所が必要と認めたる場合は直接需要者別割当を決定することがある。

十一、 資材調整事務所の決定又は措置が一不当と認められたるときは農林大臣は之を変更する事が出来る。

十二、 自己が使用する爲に石油の割当を申請したものがその割当に於て不届があるときはその旨を地方経済安定局に申立てる事が出来る。

十三、 資材調整事務所長は割当をしたときは用途別割当数

量を農林大臣に報告しなければならない。

十四、 販賣業者は有効な割当証明書の引換又は提示がなければ石油を消費者に譲り渡すことはできない。

販賣業者は正当な消費から有効な割当証明書の引換又は提示があるときは統制額で石油を販賣しなければならない。正当な消費とは権限ある農林省、資材調整事務所において適法に依り割当証明書を受了又は石油を使用することを認められたものをいう。

販賣業者は石油を販賣したときは石油手帳に販賣数量を記入して捺印し且つ自己の備付けている販賣帳簿に販賣数量を記入しなければならない。

十五、 資材調整事務所が石油の割当を行つたときは使用者に
対し割当証明書を發行し、受け付けなければならない。

十六、 割当証明書は農林省が割当するものに対しては農林省総
務局其の他のものに就ては資材調整事務所より發行され
る。

十七、 割当証明書には農林省の官印を捺印し且つその割当担
当主務官がその官職氏名を記載し之に捺印する。

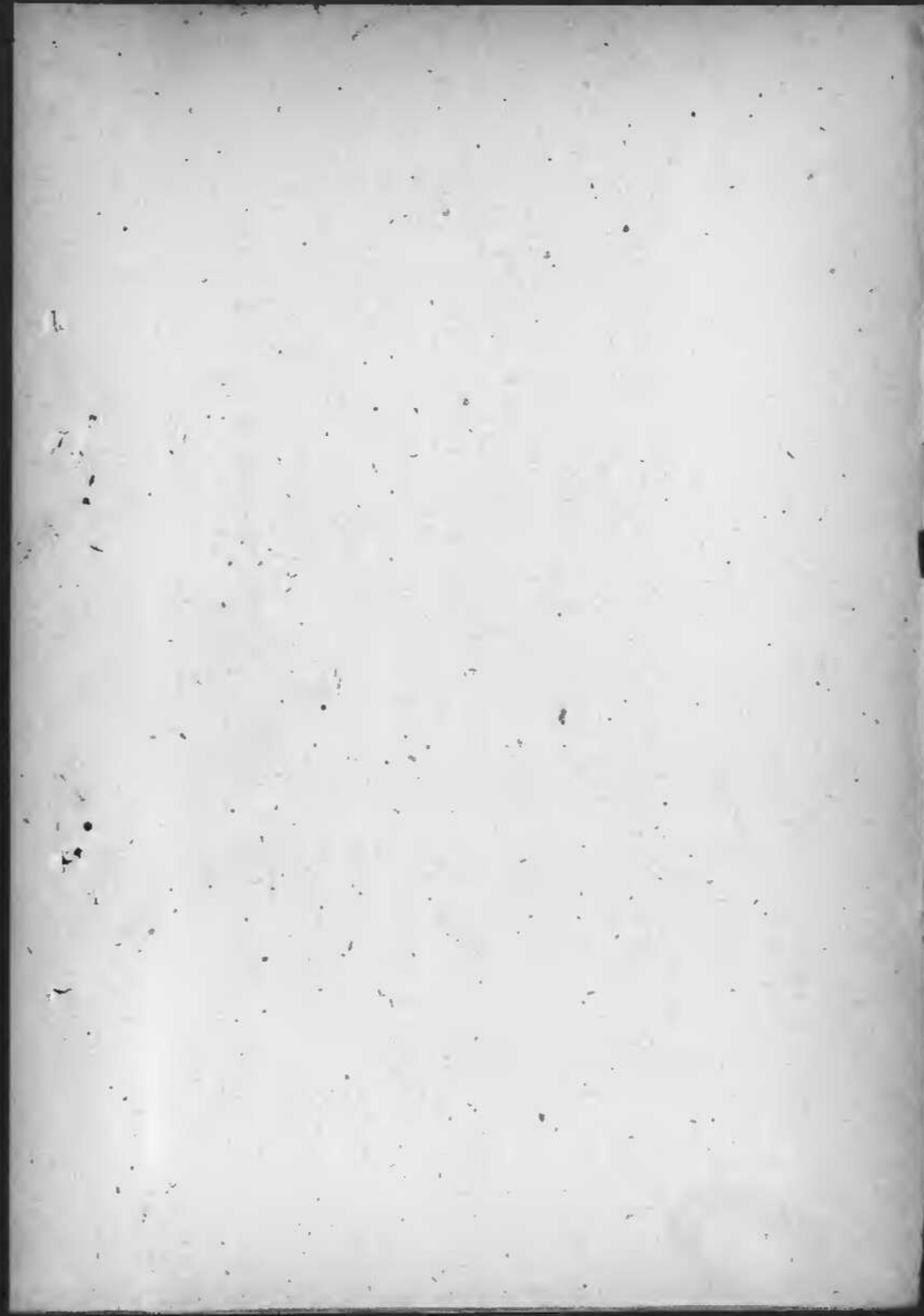
十八、 この要領に違反した者は石油登録を取消され配給を停
止され又は石油定量を没収され又裁判所に起訴され又処
罰されるものとする。

十九、 配給された石油は使用者の創意工夫によつて最大の効
率を發揮するように使用しこれを浪費する事はない。

農林省、 資材調整事務所長は石油の使用効率を増大する
ように有能な専門家により使用者に対して適當な指導及
監督を行わなければならない。

農林大臣は前項の目的を達するために必要なときは石
油を取扱う官吏を招集する。

二十、 資材調整事務所長は本要領による配給事務を担当する
者を定めこの要領に記載された配給手続の実施即ち石油
手帳の發行、 割当量記入原簿の保管、 農林省から要求さ
れる報告の作成並びにこの要領の有効且つ正確な実施の
ための必要ならゆる事務を掌らせることを要する。



2129
279

経動第一五八號

昭和二十二年十月十三日

経済安定本部動力局長

殿

石油配給に関する件

過去二ヶ月間の石油配給業務の実施経過をみると、次に掲げる事項が、特に改善する必要があると認められるから、各主務官廳に於ても、充分研究をして、具体的対策を講じ、将来の円滑な業務遂行に遺憾のないようは措置して貰いたい。

記

一 割当及び発券事務の促進

当局で決定した、各主務官廳別、部門別割当の、各主務官廳に於ける、各所課別割当は、遅くとも、前月二十五日迄に決定して、当局石油課、商工省鉱山局、石油配給公團へ通知する事。

十月分の実施経過をみると、二十五日迄に前記通知の到着した官廳は、二十七日、二十八日頃から順次到着しているものがある。

未着官廳が消費者に對する弊害は、更に一層甚大、甚

本割当が当該月の十五日以降、追加割当は、月末近くに
なつて行はれてゐるのが普通である。

之等一朕の事實は、公團に於ける現物操作と輸送計画
に、著しい支障を与えてゐるばかりではなく、月末近く
に於ける慢性的な現物の取付け懸念とも並び之の互め、
毎月割当公文書の相当数が無効になつてゐる。

割当公文書の有効期限は、発行月の月末迄であり、之
の原則は絶対変更のできぬものであるから、今後祭券官
廳に於ける基本割当は、当該月の十日迄に、追加分は二
十日迄に終了される。

二

精製会社に対する供出割当

前月二十日迄に完了される。

三

割当公文書の記載欄

割当公文書には、必ず当局の指示する用途及び割当数
量を、はつきりと記入し、空欄は斜線で、抹消される。
用途別の記入のさいに、又は数字が、はつきりとし
ていないためは、公團で実績の集計をするときは、非常
に時間がかかるのみではなく、その集計自体が不正確な
あつて、基礎資料としての、統計が確実には把握できな
い。

四

主務官廳（祭券官廳）に於ける相互融通に付て

現在当局よりは、各用途別に、割当量を指示してゐる
が、之の割当は、主務官廳又は需要官廳より、各自の需
要量を徴収し、又は其の他の資料により算出してゐるの

であるが、需要量の提出が二、三ヶ月以前に、提出されるものであることと、経済事情の変動が甚しいために、正確な部門別又は用途別の枠の決定は実際困難である。従つて、中央より用途別に枠を付けて、指示し互ものが地方の實際に合致しない場合が、多々あることと思はれる。

之の事實は、主務官廳と需要官廳の異なる場合に於て、特に甚しいのではないかと考へられる。

之の場合、証券官廳は、次の如く措置する必要がある。
 1. 証券官廳があらゆる角度より検討して、中央指示の枠が不当である(用途別の枠が消費者に於て重畳してある。又はその数量が不当に多い等)との確信を

得れば、それは担当官の良心的判断によつて訂正して差支ない。

その場合の余利金は他部門に流用又は中央に返還することとされる。

然して、之の事實は、直に証券官廳よりその中央官廳及び、経済安定本部動力局石油課へ確実に通報される。

2. 前段の措置を講ずる場合、需要官廳の出先機関があるれば必ずその機関の了解を求めらるべき。

石油製品の割当は、日本経済再建のため、最も必要なものである。その活動の目的は、最低所必要量を確保することと、これを銘記すべきである。

之の根本原則の上は、其の融通を行ふ官廳も、又行はれる官廳も、虚心に行動してもらいたい。

五 配給事務の締めくくり

配給事務は、割当して、發券したことによつて終了するものではなく、それが配給された目的は、實際使用され、且つ所期の効果を挙げることによつて、完成せられるものである。

各發券官廳は、自己の割当で石油製品が、需要者によつて、如何に消費され、その消費によつて、如何なる物資が如何に輸送され、又如何なる製品が、いくら生産され、それを常に適確に把握し、それを基礎として、更に次の割当をするように努めてもらいたい。

4

之の、実体の把握が完全に行きなければ、如何に計算上、精密な割当を実施しても、それは單なる觀念の遊戯に過ぎない。

六 適油適所主義の徹底

現在のようは、規格数の勘をい場合は、適油適所主義を徹底させることは、著しく困難があると、思はれるが、燃料の有効利用及び機械類保全の見地から、又鬧市場形式防止のためにも、是非徹底してもらいたい。

この点は、潤滑油の配給、割当に於て特に注意する必要がある。現在の割当証明書に記載した品種がない場合は、發券業者は他の代替品を販売する。勿論それが代替使用可能なものであるならば、問題ないとして、弊端を為合には

シリリングー油の代りにケリーースを販売し反例がある。
之の五めに一消費者は不必要な石油類が蓄積されて
ひいては之が闇市場に流入することになる。

石油販売業者は常に割当公文書に記載された石油種を販
供する義務があるのみではなく、一歩進んで二の使用
の有する機械類に合致する規格の製品を提供するだけの
親切な努力を拂つてもらいたい。

七、 株外証券の禁止

当局より、指示し反株を超へて、証券することには、
対止められたい。

石油配給公団よりの実績報告によると官廳、公共団体
用は、常に当局の割当数量の二〇〇名の配給実績が計上

されてゐる。このことは第三項に記載したことを関係が、
るべきであるが、割当公文書に用途別の記入が明瞭でない
ため、割当量の混同が生じてゐることを思はれる。一
切を減らし株外証券を実施してゐるのにはないかとも、
思はれる。

株、調整は安定本部の了解の上実施することとし、
証券の製造による株外証券は絶対止められたい。

21.22
375

薪炭を中心とする家庭燃料の確保とガソリン等の増加輸入懇請を必要とする事情について

(E.S.B. 生活物資局)

一 我國では古来から薪炭と言え即ち家庭燃料を意味するのであった。実に薪炭は我國民生活上食糧物資の如く生活必要物資的性格を有するものである。と言ふことは俟たない。(第一表参照)

二 西洋文化の輸入発達に伴い都会地方には漸次瓦斯の普及をみて来たのであるが勿論到底瓦斯を以て薪炭の全體的代替を為する域には達せず(第二表参照)殊に

冬期採暖兼用炊事用燃料としての木炭の役割は我國獨特のもので、木と紙を以てするその住居様式と相俟い、冬期における生活必需物資としての魅力は我國民家庭生活に上すこぶる高く評價せられ、寧ろ寒期にあつても食糧そのものに匹敵する感がある程である。

三 由來水力発電を除いては動力資源に乏しく特に激進燃料資源に殆んど欠乏してゐる我國において(第三表参照)産業の勃興に伴い割合に手軽に入手出来る薪炭が熱源とする産業が製絲業その他の例にみるように遂に勃興しく来たのであるが戦争勃発前後から液体燃料事情の逼迫と共に、所謂ガソリン代用自動車燃料として

薪炭に急激な需要が起ると共に石炭電力の重要な配当
を受け得ない産業部門の燃料需要は一時に薪炭に殺到
するに至り遂には例へば石炭窯業製造用炭素元としての
需要すら無煙炭から本炭へと換替へらるるに至つたの
である。(第四表参照)無論戦時中以後瓦斯の家庭用配
当が絶望的となつて来た事態については第二表に克た
通りである。

四 此の趨勢が終戦後の銷國経済下の我國において燃然と
して引続いて居ることは云ふ迄もないのであつて最近
の数字によれば薪炭の家庭燃料面以外の消費実績推定
は寧ろ家庭燃料そのものとしての消費量を凌ぎ(第五

表参照)又は此の如き需要の薪炭への殺到と共に、薪
炭用途の森林伐採量は年々夥しい量に達し若し此の儘
で推移する存らば利用可能薪炭用蓄積林分は今後三十
年そこぐで、その命数を絶つであらうと語られてゐる
し(第六表参照)用材の大量伐採と併せ、このやうな
薪炭材過伐が所謂脊梁山脈を中心と細長く成立してゐ
る我國の地勢の上、何處からかは語わすして自ら明瞭
なるものがある次第である

五 終戦後電力過剩論が一時膨脹として朝野を支配した。
そこで薪炭について主として食糧事情に基く生産条件
の悪化、及び輸送難に基づく都會地方面でのその入手

の困難の事情と相表裏し都会地方面の家庭燃料需要は
公明然とシテ電熱にあつまり唯今では従量電力制を帯
たうと定額電力制を帯たるとを問わするの帯何れと
電熱器と備え居いものは何いと云う或はまたよき
こと、又新炭はその過重負担を一部電熱に背負つて
うことかたきそのため一時相々怒唇をひらくことか
きるやうにすら見えたりであつた（第七表参照）

六
今や我國の電力事情が如何なる段階にあるやは説く上
も何かるう。而も反例存ことに特明的に電力事情の最
も窮迫を告げる冬の湯水明が家庭燃料需要期のピーク
である。日本経済経済の立直りが急速に産業復興の

りそのため先づ何を指いすも動力源が過望されてい
ること考へると卒直存ところはこの時期において家庭
用にもわす一KWの電力も惜しくもたまらぬのである
る。併し乍ら五に述べたように大都会地方面では必
ず先づ薪炭を豊富に供給して各家庭の手持を保つてから
存電に角。今直ぐ電熱器の使用を禁止してもそれだけ不
可能に出来強ひるものである。そこでせめて従量制電
力計測に對して最少限度の計画的電力割當を有し、そ
の減り最重にその計画的範囲内の使用に止めるの措
置をとることとするのは蓋し全くやむを得ないところ
と云うべきであらう。（第八表参照）

七
かくて新炭は再び電照の後助を要することなく、我が
国に於て出炭は独立で、相変らずそれだけでも大炭
産家庭燃料の大宗たるの本邦の使命の外に既に述べた
ような伸張のつた産業、輸送その他各般多量燃料
炭素源需要を一手に引受けなければならぬ。絶対必要
の破目には立つておるのである。

八
此の如き事態は何を物語るか。国土保全の上及び
影響は前述のようになると恐るべきものがある。と
今因東北風水害の例にまってみても明かである。そ
れよりも、もつと直接的で目の前に迫つておる恐しい
のは今冬の都会地方の家庭燃料需給の問題である。

近い将来当面の「インフレーション」対策が此の面か
ら大きな破綻を来す虞れが存いかと云うことである。
仮に当面の治山、治水上のリスクを敢て意とし存いと
して薪炭に殺到してゐる輸送用、産業用、家庭用等各
種需要を減取れなくまかなうに足るだけの大量の生産
出荷の計画的実行は可能であらうか。新炭の計画的生
産、出荷を阻んでおるところの食糧事情を主とする生
産面の困難な事情と輸送面からの出荷上の制約は依然
として寧ろ益々大きなことは云ふ迄もない。
そこで需要者として頗る力の強い輸送用、産業用に生
産薪炭を優先的に奪取される傾向を不可避的前提とす
る限り家庭燃料用にまわる薪炭は極めて少量とならざる

るを得ないものである。若し電熱、瓦斯を併せて木炭揮
昇れづかに九億と云う程度の東京都市とに於ける本年
度下半期家庭燃料の配給基準量の確保が出来ないと
なれば副食品末端配給確保の困難は問題と相競合して
恐らく所謂八〇〇円資金ベースの維持は不可能と
り延いては新物價体系も崩壊するに至り、ついに
が日本インフレ経済の運営を破綻に導く端緒となる
の虞がなしとしないと思ふのは果して思い過してあら
うか。

九

抱て此のよう当面の新炭需給危機を致う緊急方策は
有りであらうか。事はすべからず外力に頼らねばならぬの

(5)

てまことに遺憾な事であるが、ガソリンの増加輸入
を得ることかその第一であり、石炭窯業用無煙炭の輸
入を圖ることがその第二であり、此の際適の大量輸入
を實現することがその第三であり、煤豆炭原料用二種
煤炭層との大量輸入を圖ることがその第四である。

六

何故に然るか。云うまでもなく若しこの際緊急に本年
度下半期に同じ合ウヤウー〇〇千軒程度のガソリンの
増産輸入を得て新炭消費移入地域、新炭生産移出地域
の代添自動車の木炭使用を罷めさせることが出来たと
可川けそれだけで二〇〇千軒の木炭が浮いて来り、直ち
に家庭用燃料配給用に使わすことが出来る(第九表参
照)

三) 緊急に三五千総程度の鴻基、陽泉無煙炭などの輸入を
 得て新潟縣、富山縣等に所在する石灰窯業工場にまわ
 り木炭の代替として煙豆炭を製造することが出発点と
 なる。川内、川原は直ちに、東京、神奈川、埼玉等の今冬、
 家庭燃料用に充当することが出来(第一の表参照)
 十一月、十二月に、ハケ一〇〇千総程度の大量の煙の輸
 入が実現するとすれば、現に大量に薪を漁獲して内産か
 ら取替し例とも手のつかぬ所謂自給穀類の操業(第二
 表参照)を経済的に策定することが出来、それだけ新
 の需給が際になり、遂に、新炭の需給秩序の確立に大
 きき寄與をなすことが出来る
 十二月頃まで一〇〇千千総程度の三涉無煙炭の輸入を

得る。この趣向には、硬炭余力を多分に残している煙豆炭工
 業、まわすことが出来れば、木炭に対する負担を軽くす
 ることが出来、それだけ計画量以上の木炭の配給を現
 現することか出来る。

二) 以上今冬冬季需期を目前にひかえ、薪炭を中心とす
 る今冬の家庭燃料需給事情に鑑み、ソリン等の輸入実
 現がその対策的妙策としてばかりでなく、我國当面の
 インフレ経済の運営上如何に果切なるものであるかの事
 情を實際に閣下の明鑑を乞ふこととした次第である。

経勅第一六八号
昭和二十二年十月十四日

局長

殿

官公署船舶用及港湾用石油製品割当に関する件

案

64

従来各王務官庁に於て割当発券しての官公署の船舶用
及び港湾用石油製品の割当は近く公布される予定の石油

製品配給規則に基く、船舶及港湾用石油製品配給要領に
に基づき十一月分より運輸省海運総局の所管となり、主たる
事業地を許諾する地方海運局を通じ発券せらるることとす
るにつき、貴庁関係機関及び運輸省、当省定本部と充分連
絡の上右実施に遺憾のない様協力せられたい。
尚今後付記要領により割当するにつき了知の上差当り
十一月分割当に付ては自己の割当量を海運総局及び地方海
運局に連絡の上発券の手續をとり水以

記

需要申請及割当方法

官公署の船舶用、及び港湾用（河水も自動車用及跋
災復興院関係の工事用を除く）の石油製品の需要官庁

31C

111

- 一 (公共団体) について内務省国土局 但し老舊開付海運総局 干拓用船舶付農林省開拓局) 付当該月の前々月二十日迄にその需要量を運輸省海運総局資材部及び経本動力局石油課に提出すること。
- 二 運輸省付需要申請の内容を審査し海運総局又付地方海運局の指示する輸送計画との調整を図り以て上意見を附して経本に需要量を提出すること。 (前と月二十五日迄)
- 三 経本付前二者を勘案し割当量を決定し運輸省に通知し、運輸省より各需要官庁に通知すること。
- 四 需要官庁は此の割当の所管出先機関割当を決定し運輸省、経本、石油課、商工省、鉱山局、石油供給公

- 一 團に通知すること共に、天々自己の出先機関に通知すること。
- 二 運輸省付需要官庁よりの通知に基き之を地方海運局に通知すること。
- 三 地方海運局は中央よりの通知に基き需要官庁に発給す。 (そのと、需要官庁の出先機関は当時海運局と充分連絡を図ること。)
- 四 輸送事項
 - 一 各需要官庁は過去三ヶ月間へ七、八、九月の官公需用の様より是等の用途を割当てた実績及び詳細な予需要量を至急調査の上本月二十五日迄に経本石油課に提出すること。

裏面白紙

④ 需要官庁は毎四半期毎の需要量を当該四半期の二ヶ月前迄に運輸省海運総局及び当経本石油課を提出すること。

③ 注意事項

- ① 満船又は工事委託等の場合は地方海運局又は戦災復興院と充分連絡の上石油製品の二重配給の虞の存の様留意せらるべし。
- ② 本要領付船以外の船舶にして石油製品を役用するものには凡そ適用せらるべき留意せらるべし。

別記 宛先

運輸省鉄道総局長官

運輸省官房会計課長

海運総局資材部

海運資材課長
港務資材課長

農林省官房会計課長

開拓局長

商工省 大藏省 厚生省 文部省 内務省 司法省 勞

働省 逓信省 司法省 各官房会計課長

内務省國土局長

復員庁 第一復員局長 第二復員局長

補給部長
總務部長

大藏省専売局製造部長 印刷局長

寫送附先

逓信省運輸局海運課 商工省鑛山局石油課 石油配給公

團

(第一次草案)

産業用燃料重油消費希望量調査

(昭和22.10.20 生産高需給報)

19

- 備考 1. 本誌は先般経安平生産局より(5H.9.6)提出せる
 1944年度(1944.7.1~1944.6.30)産業用燃料重油
 輸入希望(鉄鋼関係250,000トン)の内容を
 地熱兼用(0.000トン)を更詳しく内容を
 詳細にするものなり。
2. 各種用分については別途調査することとす。
 3. 調査対象は燃料消費量の多いものとし、
 4. 本調査は現北米の部門(機械製造、鐵道車輛、
 造船、採炭等)のあるべきを以て更にか三次調査を要
 するものなり。
5. 調査の如し
- A. 燃料消費可能量調査表
- B. 調査結果
- C. 必要がき(工業用燃料の輸入について)

31a
115

A 燃料用重油使用可能燃費表 (單位 噸)

現状のまゝ、設備改造后 合計 現在配給量

I 燃 業

1. 枚硝子	900	900	1800	900
2. セメント	400	25200	25600	—
3. 球 部	875	—	875	17
4. 耐火煉瓦	180	—	180	12
5. 糊磁器	1170	300	1470	560
6. 硝子製品	546	—	546	115

合 計 3301 26400 29701 1604

II 非鉄金属

7. 生 鋼	1643	—	1643	—
8. 電 線	566	—	566	—
9. 鋳金管圧延	743	—	743	—

合 計 5442 804

III 鉄 鋼 (現在使用中の11000 噸を除外)

10. 鉄鋼部門に於ける クオット和印の 力	120	120	240	—
11. 現在使用中及び 別紙表裏 ロール蒸 錫	65	1500	1565	—
12. 現 在 使 用 中 ロール蒸 錫	333	—	333	—

合 計 4565 28020 32585 1604

(年 向 換 算 54781 336240 396021)

(現在供給を要する、ある11000 噸は除外あり)

B 説明

1. 板硝子

- 2. 現在三菱化成 硝子工場は900^{kg}の供給を受け20000^{kg}の輸出板硝子を生産しつつある。
- 3. 設備改造をよせば更に次の如く輸出板硝子の増産が可能である。

	板硝子量 ^{kg}	重油消費 ^{kg}	設備改造に要する材料
(三菱、硝見)	15,000	500	鋼材 53 ^{kg}
日本板硝子	10,000	400	" 25
計	25,000	900	" 98

増産される25000^{kg}の板硝子は約125000^{kg}ドルである。(1^{kg}=5^{ドル})

2. セメント

- 1. 現在三菱重油を使用し得る工場は小野田セメント、小野田工場の一工場である。400^{kg}の供給を得る。其の他、日本セメント大坂工場以下ノエ工場は重油25000^{kg}を使用し得る。高1000^{kg}のセメントの生産を得るが、そのために鋼材633^{kg}、木材110^{kg}、石セメントノエノ花の貴材による改造工事(主として重油タンク、加熱タンク、配管設備)を要し工事期間は3乃至6ヶ月を要する。

3. 球 椰

- 1. 現在一ヶ月ノク程度程度の重油の供給を受け得るが、日東球椰以下四工場はこれに比べて輸出を増加することを希望して居り、これに比べて輸出球椰は約 _____ ドル(1^{kg}当50^{ドル})増産され

ることを有る。
久 耐火煉瓦

4 大阪黒業平坂工場以下三工場 有油を用了能量、
1,800 $\frac{KL}{M}$ 、これに占める耐火煉瓦の生産——
破砕改造を要しな、現在に占める供給を受けらる。

5 匣磁器

2 東洋陶器 茅ヶ崎工場以下三工場、現在に占める
の配給も、大限、1,170 $\frac{KL}{M}$ 、
り、これに占める約——
される。

久 伊奈製陶以下三工場は、手持資材に占める千の工
業を占めることにより、(工事期間約三ヶ月) 300 $\frac{KL}{M}$
の重り、
陶器の増産約——
の見える。

6 硝子製缶

4 島田硝子、大坂工場以下三工場、
1/5 $\frac{KL}{M}$ の重油の配給を受けらるが、
の重油の使用可能であり、
製造約——
の生産が可能である。(一、
相当約200 $\frac{KL}{M}$)

8 } 詳細調査中
9 }

10 鉄鋼部時におけるクレホノート油の節約
a 現在に占めるとして1,100 $\frac{KL}{M}$ の配給あるも、これは

一 應本調査はのせてない。

4. 上記の外 日鉄八幡川において製鋼用ノズルが、
 圧延用ノズルが硫黄の分以下であつた場合、前着者
 配給重油が硫黄の分以下であつた場合、前着者
 鋼用ノズルは重油ノズルより加熱設備が、さうな
 者、圧延用ノズルは重油ノズルより加熱設備が、さ
 々月ノズルは重油ノズルより加熱設備が、さうな
 合計ノズルは重油ノズルより加熱設備が、さうな
 クレオソール油より、鉄道枕木ノズルは、さうな
 扱することとなる。(鉄道枕木ノズルは、さうな
 は月約1,000車となる。現存は供給量ノズル月330車
 である)

電力

11. 全国火力発電所において、点火用として、
 を必要とする。

4. 関東・湘田発電所以下、発電所において、重油助燃
 装置の新設を計画して、おるが、資材鋼材は、さうな
 要するが、これより、完成すれば、重油ノズルは、さ
 を要するが、これより、完成すれば、重油ノズルは、さ
 するが、これより、完成すれば、重油ノズルは、さ

12. ターブル蒸溜用

1. 家瓦ス・横浜工場において、現在ターブル蒸溜用燃
 料としてターブルを333車、使用して、おるが、代
 り、3000車ノズルの重油を供給すれば、これより、更
 クレオソール・ピッチ等のターブル製品を増産する
 とができる。

では60百万弗、これだけで既に3000百万弗の合計が、昭和23年度（1月～2月）の貿易計画（昭和22年の中旬梁）に比べて輸出に要する燃料は六割減、如くと推定されてゐる。

石炭 炭 1.0744屯 （間接材料は除いてゐる。）
石油 1.4522”

尚貿易計画の輸入の想定を考へるに、他の物資生産能力については、むしろ国内燃料事情からその輸出品生産能力を算定してゐる。燃料を輸入して輸出品を生産することを原則として扱はれてゐる。

品を輸出せんとする計画は、次如くグラフの通りである。そのうち武蔵のものには既にKラウラさされてゐる。

1. 重油を輸入して、K子輸出する例
 2. 重油を輸入して、鋼材を輸出する例
 3. ボイラ燃料を輸入して、人絹を輸出する例
 4. 弱粘結炭を輸入して、船を輸出する例
 5. 国内産粘結炭の輸入を、特殊高級を要する燃料は、その総額の10%以内の資金——R.F基金の一部、K子輸出する例
- トラスポート用品に要する燃料は、当然R.F方式によつて担当程度輸入は可能であらうと思はれる。
- ク、そこで棉花シムジットR.F方式による重油のシムジットを決定する具体案を立てらうであらうが、

窯業部門重油使用需要調査 (22.9.29)

窯業課

産業部門	会社名	工場名	装置能力 /月	5月			補修完了後				備考
				使用燃料	能力	回油使用可能 量	能力	重油使用量	補修用資材	補修完了期	
板硝子	三菱化成	福尾	20000 ^回	溶解煮	2000	900	-	-	-	-	現在重油900K依 り最新ボイラー炭 300と重油の外 要す。
	"	"	15000	"	15000	-	15000	500	鋼材 35丸 特殊鋼 63 木材 50石 セメント 10丸	勝手後6ヶ月	ボイラー炭250丸と共 外に要す
	日本板硝子 (小 新)	二島	10000	"	10000	-	10000	400 (900)	鋼材 45丸 特殊鋼 43 セメント 10 木材 50石	勝手後2ヶ月 現在工事中 (地味8社の と続行)	他に白炭300丸 ボイラー炭、こしと要す
セメント	日本セメント	大阪	17300 ^回	回転煮	-	-	13800	2450	鋼材 53丸 木材 92石 セメント 10丸	6ヶ月	補修用資材は重油 タンク100ガロン配 置設備、通風機、 各種ポンプ、乾燥機 等の設置に要す
		門司	13400	"	-	-	11600	2600	鋼材 53丸 木材 90石 セメント 8丸		

産業部門	会社名	工場名	生産能力 片	月			補修完了後				備考
				使用場所	能力	修理可能	能力	修理可能	需用資材	補修完了期	
セメント	小野田セメント	小野田	1500	四式式	1000	400	-	-	-	-	白色ポルトランドセメント製造用
		大介	15000	"	-	-	12000	3000	鋼材 65 木材 1050 セメント 12	6ヶ月	
		巨尾	2500	"	-	-	2000	500	鋼材 45 木材 900 セメント 8	3ヶ月	
	飯城セメント	八戸	12200	"	-	-	6600	1600	鋼材 52 木材 900 セメント 10	6ヶ月	
		七尾	6500	"	-	-	5200	1300	鋼材 42 木材 750 セメント 8	3ヶ月	
	秩父セメント	秩父	28500	"	-	-	10000	2600	鋼材 21 木材 1200 セメント 15	2ヶ月	
	大阪製セメント	大阪	23000	"	-	-	11000	2900	鋼材 25 木材 800 セメント 10	3ヶ月	

裏面白紙

産業部門	会社名	工場名	設備能力 /月	現在月			補修完了後				備考
				使用箇所	能力 /月	設備使用量 /月	能力	設備使用量 /月	補修用資材	補修完了期	
セメント	宇部興産株式会社	宇部セメント	23000	回転窯	-	-	3900	2300	鋼材 65 木材 110石 セメント 12	6ヶ月	
	日本高純セメント	川崎	9000	"	-	-	7200	1800	鋼材 38 木材 85石 セメント 10	3ヶ月	
	尾山曹達	尾山セメント	9700	"	-	-	8000	2000	鋼材 55 木材 100石 セメント 10	2ヶ月	90%は既設のものを利用す。 配管工事、系統90% 加熱装置木コンクリート 設置す。
	日本製鉄	八幡セメント	5600	"	-	-	5000	1300	鋼材 45 木材 80石 セメント 8	3ヶ月	
	(セメント小計)		(117,200)		(1600)	(400)	(100,700)	(25,200)	鋼材 633 木材 1102石 セメント 121		
法 那	日東珪瑯工業	左 同	60	焼成窯用	25	30	-	-	-	-	燃料油既給/月 7軒
	日本エナメル	"	270	溶融窯	25	30	-	-	-	-	5
	大阪珪瑯	"	92	"	25	30	-	-	-	-	5
	東邦化学工業	"	30	"	12.5	15	-	-	-	-	

(11)

裏面白紙

工場名	会社名	工場名	設備能力 /月	現在 / 月			補修完了後				備考
				使用箇所	能力 / 月	使用箇所 /月	能力	使用箇所 /月	補修用資材	補修完了期	
	(小計)		(452)		(175)	(105)					(17)
耐火煉瓦	大阪窯業	平塚	1600	小水ル窯 (一号)	460	57	-	-	-	-	現在重油設備
				小水ル窯 (二号)	210	42	-	-	-	-	-
	三浦電機	川谷	930	丸窯	125	35	-	-	-	-	7軒
	大阪窯業耐火	日生	2000	角窯	50	16	-	-	-	-	5軒
	(小計)					(845)	(180)				(12軒)
陶磁器	東洋陶器	茅ヶ崎	40	小水ル窯	40	50	-	-	-	-	現在重油設備 50軒
	日本碍子	本社	1100	小水ル窯 角窯(2070)	550	560	-	-	-	-	245
	不二見工業	本社	120	小水ル窯	45	40	-	-	-	-	40
	富根化学工業	築地	140	"	70	110	-	-	-	-	-
	上山製陶所	多摩見	120	"	70	110	-	-	-	-	55
	富成磁器園	瓜戸	100	"	75	70	-	-	-	-	70
	松屋工業	神田工場	230	"	110	145	-	-	-	-	25
	茨 岡	本社工場	150	單独窯	35	30	-	-	-	-	30

裏面白紙

部門	会社名	工場名	設備 台数	現 在		補 修 完 了 後				備 考	
				使用箇所	能 力	使用箇所	能 力	要油使用量 計	補修用資材		補修完了期
製 器	大洋陶器	小 倉	25	1.2ル点	20	55	-	-	-	-	現在設備量 45台
	伊茶製陶	本 社	100	"	-	-	160	160	手持資材	3ヶ月	-
	佐治製陶	本 社	150	"	-	-	140	140	"	3ヶ月	-
	(小 計)					(1170)		(300)			(560)
硝子製造	島田硝子	大 阪	880	5.7倍解蒸 自動製炭機 719-口境	320	306	-	-	-	-	25台
	徳米硝子	本 社	1620	自動製炭機 719-	1080	30	-	-	-	-	15
	山村製炭	本 社	1000	"	750	20	-	-	-	-	-
	石塚硝子	本 社	330	"	330	10	-	-	-	-	-
	保谷クリスタル		80	缶筒 溶 解 炭	55	90	-	-	-	-	60
	各務クリスタル		18	"	15	20	-	-	-	-	15
	不二硝子		120	5.7倍解蒸	71	50	-	-	-	-	-
	岡本硝子		25	"	12	20	-	-	-	-	-
(小 計)						(546)					(115)
(製炭部合計)						5301		(26400)			1616台 1616 1616 (注)現在設備の外に 製炭製面用として2 台製造し、 別途使用 (13)

裏面白紙

各社引伸鋼用重油石炭コークス一月分需要量

昭和二十一年九月二十日 金 屬 課

社名	級能	備力	熔		解		用		洗		純		用		合	
			重油	石炭	石炭	石炭	重油	石炭	重油	石炭	重油	石炭	重油	石炭	重油	石炭
白瀬合金伸鋼所	10															
日野金屬工業(株)	63		10				25							10		25
東邦産業(株)	50						20		17		5			17	5	20
東亜冶金(株)	2		25								2			2		
東洋伸鋼所	100		10.5				10.1				66.7			10.5	66.7	10.1
古河電氣工業(株)	300								35		166.7			35	166.7	
阪根金屬工業(株)	200		8.3				2.5							8.3	16.7	2.5
豊崎伸鋼所(株)	100		3				12.5				40			3	56.7	12.5
湯沢伸鋼(株)	45.8		10				5				100			10	100	5
山金伸鋼所	10								2.5		2.5			2.5	2.5	0.8
三和伸鋼工業	4.5								1.2		8.3			1.2	8.3	1.23
中伸鋼(株)	1.5						1.5		2.5		2.1			2.5	2.1	1.5
八伸鋼(株)	10.8						7.8		4.2		66.7			4.2	66.7	7.08
古河電氣工業(株) 大塚伸鋼所	420.9		58.7				4.17		5.2		65.7			73.9	1,284	1.5
計	1,30.3		110.1				15.1		130.9		531.2			28.1	1,64.3	603.3

(14)

各社別電線用重油 / 5月分需要費

金額 22. 9. 2000

工場名	消費別	種類					重油合計 K ₄	備考
		透烟肉係 (噸)	炭成肉係 重油(K ₄)	炭成肉係 重油(K ₄)	煤油肉係 (噸)	石炭油 重油(K ₄)		
古河日光	1860	150	1850	44	-	-	224	
" 横沢	-	-	-	-	224	11	11	
昭 和	200	18	580	23	55.3	3	42	
昭 和 線	130	10	130	5	-	-	15	
	1010	30	-	-	-	-	80	特種用(国産)重油 450kg
日 立	-	-	470	19	28.5	1	26	
日 産 倉 日	-	-	-	-	60	3	3	
東 日	-	-	-	-	34.3	2	2	
住 友	1000	80	1000	40	180	9	129	
大 日 立	-	-	-	-	23	1	1	
東 芝	60	5	60	2	-	-	7	
中 野 本	10	1	10	1	-	-	2	
東 白 本	200	18	380	14	-	-	31	
合 計	4470	350	4460	178	605.1	30	566	

輕金屬圧延関係ノヶ月重抽所要量

工場名	設備能力	石炭量	重抽所要量	備	考
大東金三	4.5	11.3	3.5		
那須アルミ	17.4	45.0	12.5		
日東金三	2.8	4.2	3.0		
八洲金三	1.3	0	1.8		
朝霞神管	4.2	0	1.2		
東亜冶金	4.5	0	1.2		
古河日丸	25.8	14.9	4.2		
高橋工業	2.5	4.2	2.5		
扶桑(名古屋)	16.2	83.3	4.2		
アルミ	14.8	19.2	10.5		
旭	4.2	4.2	4.2		
三木冶金	2.5	0	3.2		
大隈アルミ(大坂)	4.8	23.4	1.2		
高田アルミ	2.1	88.4	5		
大同軽金	2.1	4.4	10.8		
第一軽銀	1.5	0	2.2		
三谷伸鋼	4.8	2.2	0.2		
西川伸鋼	13.8	0	5		
古河電工(大伸)	15.2	99.2	4.2		
出本アルミ(立花)	4.2	17.5	1		
日東アルミ	3.2	10	2		
神戸製鋼	41.3	206.5	4.2		
計	194.4	759.2	74.2		

機作才 810号
 産精安茂木部 生産面 御中
 第三、四半期 日鉄ケレボント自家用予定

昭和22.9.23

日鉄製鉄株式会社

収支所	部門	用途	使用予定	要可		備考
				要	可	
製鋼部	製鋼	焼結用	180	180	360	焼結用 炭火用ケレボント加熱装置なく代當不可 製鋼用 第一製鋼ケレボントは規格鋼出鋼のため 認め要中0.5%以下0.1%以下分を 要す。(別紙参照) 名し、Sが1%以上なるときは 製造条件不可ケレボント と必要とし、その使用量だけ代 不可能とする。 圧延用 ケレボントは及斯のコープを断分 破用してゐたが大口径鋼工場 のケレボントリッパの搬出設備 加熱装置なきを勿論由代當不可 なり。 尚加熱装置完成はケレボント ケレボント要す
		燃焼用	360			
		延延用	353	353		
		燃火用	90	90		
		物質輸送用	105	105		
		計	180	180		
		印刷用	1268	908	360	
		製鋼用	12	12		
		製鋼用	15	15		
		建築用	20	20		
		備用材	50	50		
エントール	95	95				
ケレボント燃料	50	50				
全	10	10				
計	232	232	0			
八輪計	1500	1140	360			

1100

作業者	部門	用途	使用予定	重油代替		備考
				可	不可	
輸 西	化学部門	濃縮用 黑色塗料 貯備保針	14.3	14.3	手	点火用K1710A照像用者(代替不可)
			24	24		
			3	3		
			170	170		0

重油中の硫黄K7V7

「結論」

製鋼用燃料としての重油中の硫黄の含有量は1%以下
 存在する要す。(但し重油製煉作業の場合) %

∴ 装入物より S 量 $\frac{P_{K8} \times S_{0.050}}{P_{0.050} \times S_{0.070}}$ ∴ 装入物 S 0.070% (配合率 50%)

即ち装入物中ノキハ0.7KgのSと含む

燃料より吸収される率を1/2と假定すると

(重油中のS%を2%と良塊率当り250Kgの重油
 を使用するとすれば)

含炭素を通じたの脱硫率を1/2とする(最近の平均)
 成品のSを0.60%以下とすれば

1/2 (0.5 × 2.58 + 0.7 Kg) < 0.6 Kg

∴ S < 1.0 %

(18)

石油年間の所要量 (m³)

動力用燃料

道	種別	消費所名	蒸気火用	輸送用	備考
北海道	計	往田	1.8		
		千網	3.6		
東海	計	名	5.4		
		石	0.7		
東海	計	名	5.4		
		石	0.7		
近畿	計	川	1.8		
		津	0.3		
近畿	計	川	8.4	2.5	(電力用燃料)
		尾	2.1		
中国	計	三	1.1		
		坂	3.	4.8	(製品輸送)
九州	計	小	4.4		
		宇	6.2	1.4	(灰)
九州	計	小	1.8		
		野	16.5		
九州	計	倉	3.6	1.4	(灰)
		戸	10.8		
九州	計	倉	1.1	6	(灰)
		名	5.0		

	茶壺所名	流産表火用	輸送用	備考
九州	港相	1.8 3.0	1.2	(二号正輸送)
	計	25.3	3.2	
全區總計		18.5	15.8	

(20)

581

重油助燃装置新設計画 (B重油並対稱寸3)

地区	装置所名	バ-ナ 形×個数	換用 圧数	年間換用 時向	重油所要 量年同 ^{kg}	2.7容量 kg ³	所要鋼材 t	工期 月
東	須田	0.25×2	2	8×150	1200	500	75	4
東	名港	0.25×2	5	8×100	2000	500	75	4
近	尾一	0.25×2	6	8×150	3600	1000	150	4
	尾二	0.5×2	4	8×150	4800	1000	150	4
中	宇部	0.25×2	3	8×200	2400	500	75	4
九	宇畑	0.25×2	5	8×200	4000	1000	150	4
全国總計					18000		695	

(21)

裏面白紙

東京ガス 横浜工場に於て燃料として

ガール (8500カロリー) 1000 ㊦

= 重油 (8500カロリー) 900 ㊦

クレオソート 200 ㊦

ピソツチ 550 "

クレゾール 7 "

粗製ナフタリン 5.5 (精製ナフタリンとして 27)

粗製ナフトラセン 21

曰 然ハ船、輪西西工場に於て燃料として

クレオソート 800 ㊦

= 重油 800 ㊦

(等カロリー)

◎総理庁令 内務省令 大蔵省令 司法省令 文部省令
 厚生省令 農林省令 商工省令 運輸省令 逓信省令
 労働省令
 第一号

臨時物資需給調整法及び石油配給公団法に基き石油
 製品配給規則を次のように制定する。

昭和二十二年十月三十一日

総理大臣 片山 哲
 内務大臣 木村 小左衛門
 大蔵大臣 泉 橋 赴 夫
 司法大臣 鈴木 義 男

石油製品配給規則

第一條 この命令で石油製品とは別表に掲げるものをいふ。
 この命令で需要者とは自己の使用に供するため石油
 製品を需要する者、生産業者とは石油製品の生産を業に

文部大臣	森 戸 辰 男
厚生大臣	一 松 定 吉
農林大臣	平 野 力 三
商工大臣	水 谷 長 三 郎
運輸大臣	苫 米 地 義 三
逓信大臣	三 木 一 武 天
労働大臣	米 登 満 亮

するものといひ、又販売業者とは石油配給公団法第十五
條第一項第五号及びこの命令の第九條及び第十條の規定
により石油配給公団総裁の行う指定を受けず石油製
品の販売を業とする者といふ。

この命令を主務官庁とは石油製品の配給に關し經濟安
定本部総裁の定める需要部門別に當該部門を主管する中
央官庁、その地方特別官庁及びその指示を受けたる地方
官といふ。

第二條 石油製品の割当は第三條の規定による配給割当公
文書を交付してこれを行ふ。

工業用石油製品の需要者に対する割当についてはこ
の命令に定めるものの外、指定生産資材割当規則第二條

乃至第四條の規定を準用する。

第三條 配給割当公文書の種類は左の通りとする。

- 一 需要者に対し主務官庁より發給せらるる登録証
購入通帳 購入割当証明書等、（一）して切取式又は流通式
のもの。
 - 二 販売業者に対し商工局長より發給せらるる割当証
明書。
 - 三 生産業者 販売業者及び石油配給公団が業務遂行の
目的をもつてその保有する石油製品を自己の使用に供
するたため、これらの者に対し商工大臣又は商工局
長より發給せらるる自家使用承認書
- 配給割当公文書の様式その他必要事項は第二條第

二項に定めるものを除き別にこれを定める。

第四條 石油製品は配給割当公文書の記載するところに従

い、且つこれと引き換える（通帳の場合）は提出する以下

同じくのもなければ何人もこれを譲り渡し又は譲り受け

てはならない。但し左に掲げる場合はこの限りでない。

一 石油配給公団に対し譲り渡す場合

二 天災地変により商工大臣又は商工局長の指示によつ

て配給する場合

第五條 販売業者は配給割当公文書と引換えに又はこれを

提示して石油製品の譲り受けの申込があつたときは当該

石油製品を所持しない場合その他正当の事由があるの

を以て譲り受けを拒んではならない。前項による販売は統

制價格を且つ公正な條件を行わなければならない。

販売業者は前項の統制價格を需要者が容易にこれ

を了知し得る方法で表示しなければならない。

第六條 生産業者、販売業者及び石油配給公団は、その保

有する石油製品を、第三條第三号の自家使用承認書に記

載せられ数量を超えて、自己の使用に供してはならない。

第七條 配給割当公文書は、これを他に譲り渡し又は他が

譲り受けてはならない。

配給割当公文書と引換えに譲り受け、石油製品は配給

割当公文書に記載するところに従い、これを使用し又は譲

り渡しをすればならない。但し経済安定本部総裁の定

める方策に基づいて主務官庁が行う許可を受けたる場合は

この限りでない。

第八條 主務官庁が石油製品の配給及び消費の規制を図るため経済安定本部総裁の定める方策に基づき、特定施設設備機械等につき登録制の実施その他必要措置を行う場合は何人もその定めるところに従うのをなすべし。当該施設設備機械等に石油製品を使用してはならない。

第九條 石油製品の販売を行おうとする者は石油配給公団総裁に対し別記様式による石油製品販売業者指定申請書を提出しなすべし。

前項の申請書は石油配給公団出張所又は支部に於てこれを受付けるものとする。

第十條 石油配給公団総裁は前條の申請書に基づきこれを認

問委員会に諮問して申請者が左に掲げる資格を有するものと認められる場合に於て販売業者の指定を行うものとする。

一 石油製品の配給に必要設備を使用できることを証明し得ること。

二 石油製品の配給地域（都道府縣を以て単位しうる）内に一定の店舗を有すること。

前項の指定は経済安定本部総務長官の定める條件に基づき商工大臣の認可を受けなすべし。

第十一條 前條第一項に掲げる諮問委員会は都道府縣別に石油配給公団代表者、消費者代表者、関係官庁官吏等をもって民主的構成されなすべし。

第十二條 第十條による販売業者の指定は左に掲げる事項を明示してこれを行う。

- 一 指定番号
 - 二 氏名又は名稱及び住所
 - 三 営業店舗の所在地
 - 四 販売をなし得る都道府縣名
 - 五 特定製品ののみを取扱う場合はその製品名
 - 六 その他必要な事項
- 指定を受けた販売業者はその旨を店頭その他見易い場所に表示しなすべし。
- 石油配給公団及び前項の販売業者以外の者は品目又は品量の如何にかかわらず石油製品の販売を行つてはならぬ。

十一

第十三條 商工局長は販売業者の資格及び能力を基礎とし且つ都道府縣別又は地域別石油製品配給割当量を勘案して販売業者に対し配給許可数量の割当を行う。

都道府縣別又は地域別配給割当量が当該地域全販売業者に対し最低消費量の割当をする余裕のない場合は商工局長は販売業者に対し配給許可数量の割当を行わないこととする。但しこの命令を施行する前に石油製品の配給統制機関として指定せられたものに対する配給許可数量の割当がある場合はその中より控除してその販売業者に対し割当を行わなければならない。

第十四條 販売業者が第十條の指定を受けた当初において

有する在庫数量がその者に対し割当てられた配給許可数量を越える場合においては当該超過分の販売によつて得た配給割当公文書はこれを商工局に送付しなればならない。

前項の超過分の相当する数量については在庫の補充は行はれないものとする。

第十五條 商工大臣は、石油製品配給の適正を図るため特に必要があるときは、経済安定本部總裁の定める方策に基づいて、石油配給公団又は販売業者に対し必要を指示を行うものとする。

第十六條 主務官庁が需要者に対し石油製品を割当てた場合、合及び販売業者に対し配給許可数量を割当てた場合これ

を公表するものとする。

第十七條 左に掲げる場合に於て、不服ある者は経済安定本部總裁にその旨を申出で公正な解決を求めることが出来る。

一 需要者又は販売業者が自己に対する割当について不服あるとき。

二 販売業者が自己に対する配給許可数量の割当に不服あるとき。

三 販売業者の指定を申請した者が正当の事由なくして指定せられなかったとき。

第五條の規定により石油製品の譲受けを申し込んだ者が正当の事由なくしてその申込を拒まれたときは

その者は商工局長に対しその旨を申し出て公正な解決を
求めることができる。

第十八條 販売業者は帳簿を備えて左に掲げる事項を真実
に記載し左ければならない。

一 石油配給公団より仕入れた石油製品の品別数量、
価格及び仕入年月日

二 需要者に対し販売した石油製品の品別数量及び價
格、配給割当公文書の発行官庁及び割当番号販売の年
月日並びに需要者の氏名又は名稱及び住所

三 毎日の石油製品の品別在庫数量

第十九條 販売業者は、毎月末日を以て前條の帳簿記入を
締切り、整理集計の上翌月十日までに左に掲げる事項を

商工局長に報告し左ければならない。

一 前月中に於ける品別仕入数量

二 前月中に於ける需要部門別販売数量

三 前月末日に於ける品別在庫数量

第二十條 生産業者は、帳簿を備えて毎月の石油製品の品
種別生産数量、出荷数量、自家使用数量及び月末在庫数
量を真実に記載し翌月十日迄にこれを商工大臣に報告し
左ければならない。

附 則

この命令は、昭和二十二年十一月一日からこれを施行す

る。
指定生産資材割当規則附表第一の四 石油 工業用

石油製品の欄十一乃至十五を削り、工業用石油製品を
石油製品に改め、をノに改めて以下を順次繰り上げる。
この命令施行の日までに、指定生産資材割当規則の規
定に依り提出し又は交付せられた工業用石油製品の需要
申請書又は割当証明書は、この命令の規定により提出し
又は交付せられたものとみなす。

別表

一、第一條第一項の石油製品は左に掲げるものをいう。

イ 揮發油

ロ 燈油

ハ 輕油

ニ 重油

ホ 潤滑油（半固体潤滑油を含む）

二、前号の石油製品の品目は高工大臣の定めるところによる。

三、第一号に掲げる石油製品が前項によって定められた製品以下の品質のものであつても本則の適用を受けるものとする。

商工省告示第七十六号

石油製品配給規則別表ニクヨリ石油製品の品目を次のよ
うに定める。

昭和二十二年十月三十一日

商工大臣 水谷長三郎

種別	標準品目
揮発油	自動車用揮発油 工業用揮発油（ベンゼン、大豆用揮発油、ゴム用揮発油、脱水用揮発油、ミネラルターバンタイン）
燈油	白燈油、茶燈油、信号燈油、ソルベルト
軽油	軽油

口重油	B重油、B重油（人造石油、G重油） C重油（人造石油）
五潤滑油及び 半固体潤滑油	電気絶縁油（低圧絶縁油、高圧絶縁油、蓄電気油、電油、マ シン油（特マン油）、一〇〇マシ油、一六〇マシ油、ター ビン油（九〇タービン油、一四〇タービン油、一八〇タービン 油） スピンデル油（自スピンデル油、六〇スピンデル油、別スピン デル油、一五〇スピンデル油）、ダイナモ油（一〇〇ダイナモ 油）、冷凍機油、一五〇、冷凍機油三〇〇、冷凍機油） バリゾールチーゼルエンジン油（B三五〇チーゼルエンジン油 B四五〇チーゼルエンジン油、B七〇〇チーゼルエンジン油 ンエンジン油）

シリンダー油 (ハ尺のシリンダー油、一ニ〇シリンダー油)
過熱シリンダー油)
溶剤タービン油 (溶剤尺のタービン油)
モビール油 (ニ〇番モビール油、三〇番モビール油、四〇番モビール油、五〇番モビール油)
チーゼルエンジン油 (二五〇チーゼルエンジン油、三五〇チーゼルエンジン油、四五〇チーゼルエンジン油、一号チーゼルエンジン油、二号チーゼルエンジン油)
重油 (六〇重油、一五〇重油、別重油)
流動パラフィン
焼入油
切削油 (水溶性切削油、一号水溶性切削油、二号水溶性切削油)

削油 (三号水溶性切削油)
カワプグリース (一カ、カワプグリース、二五〇カワプグリース、三〇〇カワプグリース、キッドグリース)
ファイバーグリース (一五〇ファイバーグリース)
ファイバークリース (二五〇ファイバークリース)
モートルグリース
キヤーグリース (一カ、ギヤーグリース、二五〇ギヤーグリース、三〇〇ギヤーグリース、炭車)
クラファイトグリース (一八〇クラファイトグリース、二〇〇クラファイトグリース、二五〇クラファイトグリース) パトロタ
△

商工省告示第七十七号

昭和二十二年七月商工省告示第四十号（指定生産資材割当規則附表第一の品目の細分類等に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年十月三十一日

商工大臣 水谷長三郎

別表第一中、四石油製品、ロ 工業石油製品の相当欄中、乃至を削り、をノに改め、以下を順次繰り上げ、四石油製品に改める。

3-7
149

昭和28年(1-12月)石油製品需給計画説明

昭28.11.15
E. S. B

昭和28年(1-12月)に於ける国内経済維持に必要を最
低限度の石油類需要量及び要輸入量は別紙の通りとし
てその算定は下記の基準によつた。

(1) 需要量

A) 進駐軍用(除自動車用)

自動車用以外進駐軍用需要(スクヰアツ用、掃海用、不法入国取締用)は来年度に於ても現在以上増加しをいもつて計画した。

(B) 自動車用

現在の可動物数(25,000台)を基準とした揮発油需要は一ヶ月当り3,000トンの現存在庫の繰越高は、秋のトラックが来年度下半期以降は増強を要するが、トラックの上昇と下半期以降は概ね5%程度の繰越高増減燃費の揮発油切替は不実には計上せぬこととした。尚、代燃油については揮発油の5%程度とし之に代燃費の燃費を加えて。

C) 船舶用

(1) 重油)

進駐艦、油槽艦、掃海艦に必要輸送量は現在一ヶ月分約300万トンのうち下半期以降約10%の増加を見込み、その他は確定、食糧、石油等重要物資の輸送確保を要し、そのうち約200万トンを順次上昇し下半

期以陸上の(50万トン)の稼働率を目標とした。
旅客船、交通船、貨船等の運行は現約の増強の必要
で、あまたの最限度の輸送能力を確保するに必要
である。其の増強は、石油類
の増強は、現在配給量の50%程度の増強を見込
み計上した。

(D) 水産用
(B重油)

現在の稼働率は可働船版に對し約90%程度であるが
この年は食糧増産に對策上配給増強の整備と併せて下
半期の増強は、現在配給量の50%程度の増強を見込
み計上した。

(E) 鉱工業用

C重油は、工業用は、製鋼用及び窯業用、機械工業用
として、
来年度の増強は、現在配給量の50%程度の増強を見
込み計上した。
B重油は、下半期以降は、現在配給量の50%程度の
増強を見込み計上した。及、通信機
械用需要として最低限度の増強を計上した。
アスファルト、化学工業用等最低限度の需要を計上した。

経勢第二四九号
昭和二十二年十一月二十一日

経済部大臣野村力蔵

殿

進駐軍用石油製品取扱の取扱の件
 進駐軍用石油製品の取扱方法については、従来、各官署に別々
 の上、夫々用途に應じ、主務官廳に対し、経済安定本部から配
 給割当を行つて来たが、今回若干の方法を統一する必要
 があるのを、今後次のように取扱うから、採せらるべき。

64

一、進駐軍用石油製品需要及び取扱の主務官廳を次のように
 に分つ。

記号	用途別分類	主務官廳	配給割当	消費割当
(進) A 土木用	土木建築、道路建設 用	建設省 建設院	建設省 建設院	建設省 建設院
(進) B ₁ 工業用	物資生産並びに維持管理 用	商工省 商工院	商工省 商工院	商工省 商工院
(進) B ₂ 船舶運河用	物資搬送用(海上)	運輸省	運輸省	運輸省 又その他の 地方機関

但し、海上輸送用は自動車用も含む(主務官廳 運輸省)
 二、前号中土木建築、道路建設用の需要割当は建設院與

310

152

月務省國土局及び逓信省が、前記の如く、
 逓信省に委託し、安定期間に提出するものとし、
 月々の(A)として承認せられ、数量の配当に
 付いては、秋、冬、春、夏、の四回、
 配当割合を行ふ。

前記の物資生産用の需要調査はその物資生産
 及び消費の状況を調査し、その結果を基に、
 必要物資は、本邦産品に優先して、
 本邦に提出するものとする。その物資生産
 及び消費の状況を調査し、その結果を基に、
 必要物資は、本邦産品に優先して、
 本邦に提出するものとする。

三、前記の各用途別需要調査は用途の別
 別、前記の各用途別需要調査は用途の別
 別、前記の各用途別需要調査は用途の別
 別、前記の各用途別需要調査は用途の別

四、前記の各用途別需要調査は用途の別
 別、前記の各用途別需要調査は用途の別
 別、前記の各用途別需要調査は用途の別

四 安代水郡は前号の管領に違じ是軍用油穀品計画を
作製して付付の承認をたのむものとす

19

昭和二十二年4月分石油計画及実績比較表

供給力	國內生産 在産 輸入 合計	揮発油		灯油		軽油		B重油		C重油		潤滑油		半固体		合計	
		実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%
部門別	國內生産	△2060 2576	128	△2000 1969	88	△500 879	126	△3590 3808	106			△2300 4559	198	△560 208	42	△11290 12994	124
	在産	△1002 48132	418	△4675		△8601		△34001		△20000 195	9	△2929 31315	1150	△296 3026		△1603 130444	2190
	輸入	△15000 14298	94	△4000 4764	119	△6506 10511	162	△45806 49377	144			△4000 635	15			△75000 47445	163
	合計	△18002 15508	361	△6000 11206	157	△9260 19989	77	△44090 8526	194	△2000 195	9	△4029 36449	410	△776 3238	415	△92045 221939	241
	農林用	△274 162	59	△508 467	92	△779 814	104	△260 309	119			△526 444	87	△24 13	54	△2341 2334	98
	自動車用	△15486 14938	96	△7		△75 48	164					△1072 921	86	△12 11	92	△16025 15455	96
	水産用	△100 95	95	△550 410	95	△2900 2548	88	△21000 27205	130			△1600 1420	89	△13 6	46	△26163 31680	121
	官需用	△250 264	163	△113 98	87	△201 198	94	△484 550	114			△748 555	114	△33 22	117	△1829 1832	160
	公共団体会用	△250 267	107	△89 69	89	△203 146	87	△500 243	122			△111 90	81	△11 6	54	△862 851	79
	鉱工業用	△1501 1659	111	△970 557	61	△860 982	98	△3150 5326	169	△2000 121	6	△3386 3348	94	△663 520	78	△12610 12314	96
	船舶用	△79 104	132	△189 186	98	△418 484	116	△13833 17108	131			△1231 448	78	△11 5	45	△15161 18335	119
	進駐軍用	△62 44	124	△63 80	127	△242 102	42	△1843 447	40			△142 160	113	△9 5	56	△2391 1166	49
	保健衛生用			△473 258	55											△443 258	55
灯火用			△850 935	86											△850 935	86	
合計	△18002 17812	98	△3443 2867	77	△5618 5182	92	△40800 51483	124	△2000 121	6	△4036 3916	88	△576 588	76	△14915 85968	104	
料外							5				134				134		
掃海用	△40						1543								1543		
合計	△18402 17822		△3443 2867		△5618 5182		△40800 53481		△2000 121		△4036 8050		△576 588		△14915 84641		

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農林用(含開墾用) ③ 自動車(含外國政府機関) ④ 進駐軍用(含A.B 1. B2.)

(11)

155

3.1.4

裏面白紙

昭和二十二年農五月份石油計畫及実績比較表

	揮発油		灯油		灯油		B重油		C重油		機油		半固体		合計	
国内生産	△2000	92	△500	96	△700	96	△3500	96	-	96	△3790	96	△500	96	△10490	96
生産	△11253		△2762				△5472		△1000		△2678		△328		△26157	
輸入	△45533	248	△2411	362	13642		△37325	57	140	19	△28153	134	△2590	790	△129710	496
合計	△14253		△2162		△15000		△43972		△14000		△9385		△828		△107001	
農林用	△285		△924		△2210		△275				△567		△27		△2291	
自動車	△16482		△805	87	△2960	65	△254	96			△558	98	△28	104	△4630	39
水産用	△110		△550		△3360		△22000				△1100		△14		△27694	98
官用	△462	169	△145		△261		△484				△449		△33		△1945	
公共団体用	△277		△91		△230		△258				△117		△11		△936	
鉱工業用	△1266	113	△865		△831		△4351		△1000		△3682		△663		△12858	
船舶用	△83	138	△198		△634		△10325				△1300		△11		△16556	
漁業用	△62	119	△63		△242		△2773				△143		△4		△2771	
保健衛生			△413		△280	54									△414	
燈火用			△856												△850	60
計	△14253		△4162		△9933		△23972		△1000		△9388		△828		△8288	
計	△14511		△3303		△8225	85	△46279	100			△9114	97	△532	41	△35724	96
計外					108		604				343				1103	
合計	△14511		△3303		△8333		△46883		△1000		△9457		△460		△8288	
合計	△14511		△3303		△8333		△46883		△1000		△9457		△460		△8288	

(註) ①上段計畫下段実績 ②農林用(含開墾用) ③自動車(含以國政府機關用) ④漁業用(A, B, B2) ⑤計外(含燈油用)

(2)

裏面白紙

昭和二十二年度六月分石油計画及実績比較表

	揮発油		灯油		軽油		C重油		機械油		半固体		合計			
国内生産	△1800	40	△2000	0%	△1000	4%	3500	16	2000	0%	△500	0%	△11000	40		
在庫	2295	126	2428	46	1104	117	4222	121	418	3485	158	480	96	14980	136	
輸入	△4286		△2894		△6004		△11000		△11000		△280		△24463			
合計	26129	126	1111	251	25629	426	31324		12154	119	24755		2317	835	136349	560
農林用	△333		△1043		△7256		△401				693		△27		△10553	
自動車用	354	109	1507	95	6557	88	366	91			658	95	△21	48	9463	88
水産用	△17440				△10						1780		△12		△19062	
官需用	1688	94			94	94					1044	88	10	83	17839	94
公共団体用	△110		△550		△3300		△2000				1700		△14		△24614	
鉱工業用	109	100	453	82	3310	70	18358	83			1538	91	△11	44	23179	86
船舶用	△245		△136		△191		△613				741		△32		△1964	
遊駐軍用	560	264	97	71	191	98	614	99			518	70	△24	45	1938	99
保健衛生用	△299		△71		△230		△258				117		△11		△986	
燈火用	410	141	93	102	294	98	252	98			117	102	△8	73	1156	177
計	△1476		△815		△839		△2446		△11000		3915		△663		△21504	
船舶用	1491	101	617	91	841	100	2663	90	10341	95	3656	98	382	58	20027	96
遊駐軍用	△85		△203		△675		△14653				1234		△12		△16964	
保健衛生用	84	94	168	83	469	64	15326	104			1121	85	△7	58	17175	101
燈火用	△62		△63		△242		△2373				145		△9		△2844	
計	304	445	51	81	586	242	1884	81			254	107	△6	61	3091	108
保健衛生用			△443				△763								△1236	
燈火用			588	124			6	0.8							544	48
計			850												830	
計	△20360		△4814		△13039		△43954		△11000		4625		△780		△103637	
計	14947	59	4292	88	12326	95	34465	90	10341	95	8969	93	464	60	9578	92
計																
計	261				9		1771				67		213		2341	
計	△20360		△4814		△13039		△43954		△11000		4625		△780		△103637	
計	20216		4292		12335		41256		10341		8946		692		98122	

(註) ① 上段計画、下段実績 ② 農林用(含前空用) ③ 自動車(含外政府) ④ 遊駐軍用(A, B, B2.) ⑤ 計外(含掃海用)

(3)

裏面白紙

昭和二十二年度七月分石油計画及実績比較表

	揮発油		灯油		軽油		B重油		C重油		潤滑油		半固体		合計			
	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%		
国内生産	△ 2000 2946	127	△ 2000 1495	95	△ 700 588	84	△ 3500 1901	55	- 166	△ 2200 3912	141	△ 500 359	72	△ 10900 11116	102			
輸入	△ 24026 24457	123	△ 4241 9264	129	△ 13406 20448	152	△ 33092 36278	110	△ 190 3117	△ 28006 32494	106	△ 2630 2129	105	△ 179875 133381	122			
合計	△ 40326 22203	41	△ 14641 10859	74	△ 21166 39423	188	△ 81892 100033	196	△ 14196 3403	△ 30406 38513	128	△ 2530 2289	48	△ 264945 287959	103			
別	農林用	△ 356 325	96	△ 1365 1400	103	△ 3855 3939	94	△ 511 529	102	△ 679 624	93	△ 25 20	80	△ 6481 6632	98			
	自動車用	△ 18409 1085	91	△ 24		△ 150 123	95			△ 1201 1194	95	△ 13 10	77	△ 2013 18436	92			
	水産用	△ 111 109	48	△ 556 503	96	△ 3339 3270	98	△ 22260 22696	102		△ 1020 1530	89	△ 14 10	71	△ 28000 28118	101		
	官需用	△ 536 532	159	△ 393 341	102	△ 237 226	91	△ 524 446	95		△ 746 440	99	△ 32 241	95	△ 2203 2359	106		
	公共団体用	△ 287 510	148	△ 94 14	89	△ 237 241	102	△ 258 248	96		△ 126 115	96	△ 11 8	73	△ 1000 1266	125		
	鉱工業用	△ 1480 1507	107	△ 869 884	99	△ 861 851	99	△ 2951 11187	379	△ 11000 2549	23	△ 3715 3123	101	△ 663 442	67	△ 21539 20943	98	
	船舶用	△ 87 82	42	△ 208 186	89	△ 590 566	86	△ 15130 16391	108		△ 1359 1180	87	△ 12 7	58	△ 11386 18352	106		
	進駐軍用	△ 62 218	434	△ 63 68	108	△ 242 212	99	△ 2323 1586	68		△ 145 140	97	△ 9 4	44	△ 2824 2307	81		
	保健衛生用	△ 5		△ 135		△ 6		△ 759							△ 957 146	19		
	灯火用			△ 850 922	95										△ 850 922	85		
掃掃用																		
合計	△ 21429 20483	96	△ 4338 4151	96	△ 9506 9223	94	△ 44212 53124	119	△ 11000 2549	23	△ 9115 9226	95	△ 719 525	38	△ 101480 99311	98		
持外	△ 16		△ 1		△ 92		△ 1840		△ 258		△ 201				△ 2458			
合計	20499		4152		9315		55014		2837		9427		525		101469			

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農林用(含開墾用) ③ 自動車(含外国政府機関) ④ 進駐軍用(含A, B1, B2)
⑤ 持外(含掃掃用)

(4)

裏面白紙

8月石油需給計画実績比較表

		揮発油		灯油		軽油		B-重油		C-重油		潤滑油		半固体		計	
		実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%
供給力	国内生産	△7060		△1100		△400		△2800		△117		△3000		△100		△11760	
	在庫	△2670	92	-2865	165	△52	152	△1993	50			△362	116	△565	91	△12124	104
	輸入	-14271		△5953		△1441		△32912		△871		△11529		△1417		△165250	
	合計	△10887	76	△4332	123	△2028	180	△24281	261	△256	5	△29222	148	△1456	138	△183376	104
部門	農林用	△555		△1055		△3881		△586				△709		△31		△6755	
	自動車	△452	94	1350	723	△2927	46	△597	105			△412	98	△28	90	△8666	-90
	水産用	△14892				△156						△1303		△13		△21358	
	官需	△18101	91			△125	47					△7208	92	△11	85	△14465	46
	公共団体用	△111		△556		△3339		△22260				△1120		△14		△28000	
	鉱工業用	△105	45	△486	84	△3139	62	△20028	91			△1468	85	△11	119	△25357	91
	船舶用	△299		△136		△199		△892				△448		△32		△2105	
	進駐軍用	△591	198	△169	74	△216	110	△706	102			△519	117	△10	31	△2209	100
	保健衛生用	△288		△95		△238		△258				△120		△11		△1610	
	灯火用	△433	15	△92	97	△262	170	△487	189			△118	98	△9	82	△7461	139
別	鉱工業用	△1485		△846		△844		△3146		△11000		△3836		△675		△21922	
	船舶用	△1285	84	△660	75	△913	111	△4949	313	△28	0.25	△3738	98	△512	76	△17125	74
	進駐軍用	△89		△213		△465		△15500				△1405		△12		△17684	
	保健衛生用	△98	110	△210	100	△522	112	△16228	105			△1232	88	△7	58	△18361	140
科	燈火用	△62		△63		△242		△2323				△145		△9		△3844	
	掃海用	△233	341	△56	89	△194	72	△1631	40			△311	214	△8	89	△2413	85
	合計	△4		△1		△754		△120								△757	
合計	燈火用			△1000		△863	86	△13								△1000	
	掃海用	△15		△863	86	△13										△866	88
合計	掃海用	△5	33			△66		△2000				△64				△2095	
	合計	△22646		△3994		△10144		△26995		△11000		△10104		△797		△105510	
合計	合計	△21307	44	△3824	96	△8564	84	△50135	107	△28	0.25	△4383	93	△596	95	△93845	99
	合計					△60		△86		△168		△344				△688	
合計	合計	△22696		△3794		△10144		△26995		△11000		△10104		△797		△105510	
合計	合計	△21307		△3824		△8624		△50221		△196		△4757		△596		△94533	

(註) 1 上段計画 下段実績 2 農林用(合用艇用) 3 自動車(含外国政府機関) 4 進駐軍用(含A=B1、B2.)

(5)

裏面白紙

鐵工業用石油製品の配分

- 一 經濟安定本部は産出の回復及び振興を図るため鐵工業用石油製品の割当方針を策定すると共に産業種別・配分方針を樹てる。
- 二 鐵工業用石油製品の割当は前條の産業別配分数量の範圍内で当該産業を所管する官廳（其の地方特別官廳を含む）主務官廳と称する。加之を行ふ。割当の限度は地方特別官廳は其の中央官廳より指示せられ産業別配分数量の限度を超えて割当する事は出来ず。
- 三 鐵工業用石油製品の割当を受けようとする需要者は其の生産資材割当規則の規定に従って、品割当申請書と主務官廳（割当事務の区分はより中央又は地方官廳の關係部局課）と提出しなければならない。
- 四 前項の申請書には主務官廳の要求により石油製品の使用せんとする設備機械の型式、出力及び台数、石油製品の基量消費量、稼働状況、他資材、労力、資金等の状況を添付しなければならない。
- 五 前條の割当申請書を受理し、主務官廳は当該事業内容の緊急度を勘案し、生産計画の適否を審査して当該需要者に対する割当量を決定する。

- 一 生産計画の適否を審査して当該需要者に対する割当量を決定する。
- 二 前項の割当は必ずしも過去実績生産能力等と拘泥せず生産初歩を主眼とし且つ他資材の割当状況に斟酌する様に行はなければならない。他資材を以て石油製品に有効に代用し得る場合は經濟安定本部の指示に基づき石油製品を消費する設備機械のうち種類を指定して当該設備機械の所有者として登録申請を行はしめ登録し且つ登録票を交付する。
- 三 登録票の有効期間は六ヶ月とし右期間が経過し且つは前項の設備機械の所有者は登録票を主務官廳に返還し、新に登録票の交付を受けなければならない。
- 四 第一項の場合登録票を交付せられざる設備機械には石油製品の割当を行はず且つ石油製品の使用を禁止せらる。
- 五 主務官廳が需要者に対する割当を決定し且つは当該需要者に対し割当證明書を交付し且つ之を公表する。

七 需要者は割当証明書の記載するところに従ひ且つ之と引換へるのみを
けし石油製品を買賣することを出來ない。

前項により買ひ受けた石油製品は之を割当証明書に記載せられ用途
以外に使用し又は他人に譲渡することを出來ない。

一八 割当の石油製品は必要者の消費と之によつて最大の効率を發揮
するよう使用せられなければならない。

需要者が効率の悪い設備機械を使用し又は効率を増進するに当り適切
な措置を講じない場合は爾後の石油製品の割当は削減又は停止せられる。

一九 販売業者が前條の規定により需要者に対し石油製品を販売し且つ場合は
毎月その販売実績を地方商工局に報告しなければならない。

二〇 石油製品の割当を申請し且つ者が自己に対しいふべき措置に不服又は
異議のある場合は其の旨を地方経済安定局に申立てることとなる。前
項の申立てに対しなされた処置に対しなお不服のある場合は、更に経済
安定本部長にその旨を申立てることが出来る。

農林用石油配給要領

一 農林用石油製品（以下單に石油という）の割当及配給は其の高度の活用により食糧供給力の確保又は各農林部門に於ける生産を增強することを目的とするものである。

二 石油は原則として農林省地方資料調整事務所長（以下單に資料調整事務所長という）に於て之を割当てるものとする。資料調整事務所長が石油使用を認める場合にはこの要領に従わなければならない。地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置を必要とするときは資料調整事務所長は予め農林大臣の承認を受けなければならない。

三 石油の配給は左に掲げる用途に使用されるもの下なければならない。

- イ 農作業用
- ロ 米麥脱穀調整用
- ハ 灌漑排水用
- ニ 自動耕転機用
- ホ 浮塵子駆除用
- ヘ 誘蛾灯用
- ト サイロ用
- チ 苧麻剥皮用
- リ 藁工芸製造用
- ル 農事電化用
- レ 運搬農具用
- ニ 雨傘 干拓 土地改良用
- 三 灯火用
- ハ 其の他農林大臣の承認を受けたるもの

四 石油を使用しようとする者は用途、事業概況、石油所要量等を記載し農林用石油登録申請書を資料調整事務農林用石油の登録は半年毎に行うものとする。

申請書の内容は出来るだけ詳細に記載しなければならない。資料調整事務所長は登録申請書のみによってその否を決定し得ないときは実地検証しなければならない。資料調整事務所長は石油の使用を認めたる者に対しては石油手帳を交付しなければならない。

之の手帳は農林省に於て様式を一定し印刷の上資材調整事務所長に配布し農林省以外のいかなるもつても印刷発行してはならない

五 石油手帳はこれを事業場に保管し石油の配給を受ける度にこの数量の記入を受け常に石油の適正なる保有量と使用量等を明かにして置かなければならない

六 石油手帳を有せざる者は石油の割当を受けることは出来ない

七 石油の配給を受けた者はその石油を他の用途に使用したり又は割当証明書を他人に販売し譲渡することはい出来ない

八 石油の割当は農林大臣の定める範囲内に於て作付面積原材料の割当及手持状況 生産量作業見込量又は機関の種類及馬力数等に基いて各資材調整事務所に於て決定する

農林省に於て別に割当基準を決定した場合資材調整事務所は之に従つて割当てなければならぬ

九 資材調整事務所は前項に基づき農林大臣の定めたる割当数量を超えて石油

油の割当をうることは出来ない

十 石油の割当は次の順によつて行われる

一 農林省は資材調整事務所別用途別割当数量を決定し各資材調整事務所へ通知する

且し剛需用に就いては中央に於て直接需要者別割当を決定する

二 資材調整事務所は農林省に定めたる用途別割当数量内に於て出張所(市町村)別用途別割当を決定し通知する

三 資材調整事務所の出張所は資材調整事務所が定める用途別割当数量別内に於て需要者別割当を決定する

但し農林省又は資材調整事務所が必要と認めたる場合は直接需要者別割当を決定することがある

十一 資材調整事務所は決定又は措置が不相当と認めたるときは農林大臣は之を変更する事が出来る

十二 自己が使用する為石油の割当を申請したものがその割当に就て不

暇があるときはその旨を地方経済安定局に申立てることを要する。

十三 資材調整事務所長は割当をいしたときは用途別、割当数量を農林大臣に報告しなければならぬ。

十四 販売業者は有効な割当証明書の引換又は提示がなければ石油を消費者に譲り渡すことを行てはならない。

販売業者は正当な消費から有効な割当証明書の引換又は提示があるときは統制額で石油を販売しなければならぬ。

正当な消費とは権限ある農林省、資材調整事務所において適法に依り割当証明書を受け又は石油を使用することと認められたものをいふ。

販売業者は石油を販売したときは石油手帳に販売数量を記入して捺印し且つ自己の備付けている販売帳簿に販売数量を記入しなければならぬ。

十五 資材調整事務所が石油の割当を行つたときは使用者に対し割当証明書を発行しなければならぬ。

十六 割当証明書は農林省で割当てられたものに対しては農林省総務局其の他のものに就ては資材調整事務所より発行される。

十七 割当証明書には農林省の官印を捺印し且つその割当担当主務官がその官職氏名を記載し之に捺印する。

十八 この要領に違反した者は石油登録を取消され配給を停止され又は石油残量を没収され又裁判所に起訴され又処罰されるものとする。

十九 配給された石油は使用者の創意工夫によつて最大の効率を發揮するよう使用されなければならない。

農林省、資材調整事務所長は石油の使用効率を増大するよう有能な専門家により使用者に対し適當な指導及び監督を行わなければならない。

農林大臣は前項の目的を達するのために必要あるときは石油を取扱ふ官吏を招集する。

二十 資材調整事務所長は本要領による配給事務を担当する者を定めその要領に記載された配給手続の実施即ち石油手帳の発行、割当量記入原簿の保管、農林省から要求される報告の作成並びにこの要領の有効且つ正確な実施のため必要あらゆる事務を掌らせしを要する。

要領に記載された配給手続の実施即ち石油手帳の発行、割当量記入原簿の保管、農林省から要求される報告の作成並びにこの要領の有効且つ正確な実施のため必要あらゆる事務を掌らせしを要する。

トラック用石油製品配給要領

一 自動車事務所長がトラックに対して揮発油の使用を認める場合にはこの要領に従ってなければならぬ。

地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置をとるときは自動車事務所長は豫め運輸大臣の承認を受けなければならぬ。この運輸大臣の承認は経済安定本部総裁の定める方策に基づいて行われず。

二 トラックに揮発油を使用しようとする者は事業の種別、事業の概況、トラックを使用しようとする地域、一箇月の予定走行料、揮発油所要量等を記載した燃料登録申請書を作成しなければならぬ。

燃料登録申請書には前記の事項を詳細に記入しなければならぬ。各自動車事務所長は登録申請書のみによつてその可否を決定し得ないときは実地検査を行つてから行ふ。

三 登録を受けたこととなるトラックは直に掲げるものでなければならぬ。

165
10-4

所
心

経済安定本部の定める方法に基き運輸大臣の指定する重要物資を輸送する貨物自動車

二 定路線を運行する公共用の乗合自動車

三 公の保護、保安その他公共の業務に従事する貨物自動車

四 自動車事務所長により登録を受けたトラックは前面ガラスに登録を

し、その表示標識を付けなければならぬ。

前項の標識は運輸省が印刷の上各自動車事務所に配布し運輸省以外の

誰のいかなるところでもこれを印刷発行してはならぬ。この標識には

車両登録番号、所有者名、該当証番号及び有効期限を記載する。標識の様

式は不正を防止するため運輸大臣が必要と認めるときは変更する。

五 登録の有効期間は二箇月とし、第一箇月の初めに更新されなければならぬ。

六 備上その他により第三号に掲げた重要業務に関連して臨時に（引続

き二箇月に満たない期間）使用されるトラックは、自動車を登録する

り、揮発油の使用を認められたものにもこの規定の適用を受ける。

この場合には第四号の標識の代りに揮発油使用登録証明書を交付する。

前項の証明書は車両の使用申請に添付するか、これを携帯しなければならぬ。

この証明書には車両登録番号、所有者名、該当証番号及び有効

期限を記載する。

揮発油使用登録証明書は運輸省が印刷の上各自動車事務所を配布し、

運輸省以外の他のいかなるところでもこれを印刷発行してはならぬ。

七 第三号に掲げた重要業務のために、トラックを備上げ揮発油を使用、

しようとする場合の登録申請書には所有者及び使用者双方の署名した備

上げに関する書面を添付し、厚付けしなければならない。

八 揮発油は登録を受けたトラックにはこれを供給してはならぬ。た

更に現在代用燃料を使用し又は代用燃料を使用するよう装置された

トトラックは揮発油の配給を受けることではない。

九 登録を認めるトラックの種数及び揮発油の配給量は一輛当りの第六配給量は自動車事務所長がこれを決定する。

自動車事務所は割当てられた燃料の総量は登録の手がこれを決定する。自動車事務所は前項の運輸大臣の決定した割当量の限度を超えて割当てることではない。

一〇 第三号に掲げた業務以外の業務に従事するものは第三号に掲げた業務に従事する者の名義を使用して登録を受けなければならない。

一一 自動車事務所は燃料登録簿を備付けこれに登録車輛の使用者の氏名住所車両番号車種年式型式主たる使用地等を記載しこれによつて揮発油の消費を防止し取締らなければならない。

一二 自動車事務所長はトラックの登録及び第九号による運輸大臣の割当に基いて揮発油の配分をしたときは登録種数及び分配量を運輸大臣に報告しなければならぬ。

自動車事務所長の決定又は措置が不適当と認められるときは運輸大臣はこれを変更させることができる。

一三 自己が使用するために揮発油の割当を申請した者がその割当について不届があるときはその者はその旨を地方経済安定局に申立てるべきである。

一四 トラックに対する揮発油の配給は割当証によつて実施する。自動車事務所長は毎月の割当を決定したときは消費者に対し割当数量を記載した割当証を運搬なく交付しなければならない。

販売業者は揮発油を販売したときは割当証に販売数量を記し、捺印し且つ自己の備付けている販売帳簿に車輛登録番号、割当証番号及び販売数量を記入しなければならない。

販売業者はこの販売帳簿により毎月夫報告書を作成して商工局に提出しなければならない。揮発油の割当証は車輛、使用中常に運転者がこれを携帯しなければならない。

らる。割当証は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配布し運輸省以外
のいかなるところでもこれを印刷発行してはならない。

一五 多数の登録を受けたトラックを使用する者は自己の車輛に配給される
揮発油を取りまとめ購入し、そのため必要があるときは自動車事務所長に対
し一括割当証の交付を申請することができ、

前項の場合には運輸省は揮発油の割当証の付いた自動車事務所への交付
せず揮発油使用証を車輛の使用申請に添付しなければならぬ。

一括割当証の交付を受けた者は揮発油使用証に必要を記入をすする責任
者正定めることを要する。この責任者の氏名は自動車事務所長に届出な
ければならぬ。

揮発油使用証は有効期限経過後還納なく自動車事務所へ返還しなけれ
ばならぬ。

揮発油使用証は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配布し運輸省以外
のいかなるところでもこれを印刷発行してはならない。

自動車事務所長は毎月の割当を決定したときは消費者に対し割当数量
を記載した割当証を還納なく交付しなければならぬ。

販売業者は揮発油を販売したときは割当証に販売数量を記入して捺印
し且つ自己の備付けている販売帳簿に車種登録番号、割当証番号及び販
売数量を記入しなけれならぬ。販売業者はこの販売帳簿により毎月

末報告書を作成して商工部へ提出しなけれならぬ。

揮発油の割当証は車種の使用申請に添付しなけれならぬ。

割当証は運輸省が印刷の上自動車事務所へ配布し運輸省以外のいかな
るところでもこれを印刷発行してはならない。

六 多数の登録を受けた自動車所有者は自己の車輛に配給される揮
発油を取りまとめ購入するたため必要があるときは自動車事務所長に対
し一括割当証の交付を申請することができ、
前項の場合には運輸省は揮発油の割当証の付いた自動車事務所への交付

する揮発油使用に必要の費用中常に携行しなければならぬ。
一 各割当証の交付を受けた者は揮発油使用証に必要の記入をする責任
者と定めるとし、これを要する。この責任者の氏名は自動車事務所長に届出な
ければならぬ。

揮発油使用証は運輸省が印刷の上各自動車事務所へ配付し運輸省以外
のいかなるところでもこれを印刷発行してはならない。

一七 販売業者は有効な割当証の引換又は提示がなければ揮発油を消費者に
譲り渡すこととできない。

販売業者は正当な消費者から有効な割当証の引換又は提示があるとき
は印刷額で揮発油を販売しなければならぬ。

正当な消費者とは制限ある自動車事務所において適法に登録を受け又
は揮発油を使用することと認められた自動車所有者をいう。

一八 標識 揮発油使用登録証明書 割当証又は揮発油使用証はこれを販売
し譲渡し又は譲渡することとできない。

第九 乗用車長に対する取締り 警察長は、常時又は臨時に臨時取締りの回を以つ
て実施されなければならない。

一 代用燃料で走るように装置された乗用車が揮発油を使用しているか
どうか

二 登録されていない乗用車が揮発油を使用しているかどうか

三 乗用車が正当に配給されたい揮発油を使用しているかどうか

四 揮発油を使用している乗用車が第三号に掲げた最大の効率に從事し
ているかどうか

一〇 この要領に違反した者は燃料登録を取消され既給を停止され又は揮発
油数量を没収され又裁判所に起訴され及び処罰されるものとする。

三 配給されたい揮発油は使用者の同意工夫によつて最大の効率を發揮する
ように使用されなければならぬ。
自動車事務所長は揮発油の使用効率を增大するように有能な専門家に
より使用者に対して適当な指導及び勧告を行はなければならない。

地方官吏に培養する。

三、自動車業務の分譲は速て定め、が差当り自動車事務所長に配給事務を担当する旨を定め、この受領に証載された配給手紙の實施に準じて揮発油使用車輛の登録、標識、軽自動車、割当証、揮発油使用証の発行、燃料登録簿の保存記録等が要求される報告の作成並にこの受領の有効且つ正確なる実施のため必要ならぬ事項を掌らせらるることを要する。

31

船舶用及び港湾用石油製品配給実施要領
船舶用及び港湾用石油製品の配給は経済安定本部總裁の定める基本政策に基づいて次に掲げるものについて運輸大臣が之を行う。

A. 海運総局の指令する物資輸送に従事する汽船及び機帆船（いづれも油槽船を含む以下同じ）

B. 地方海運局（海運監理部を含む以下同じ）の指令する物資輸送に従事する汽船及機帆船

C. 地方海運局の指示する業務に従事する汽船

D. 海運総局又は地方海運局の指令する人員輸送に従事する交通船

E. 農船

10-4
170

- F 船舶救難に従事する船舶
- G 艦艇解体に従事する船舶
- H 官公署の事務遂行の用に供する船舶
- I 其の他海運総局長官又は地方海運局長が特に必要と認めざる船舶
- J 前各号に掲げる船舶の他海上輸送に関連して使用する機械器具類（自動車を除く）
- K 前條に掲げた船舶につき石油製品の配給をうけようとする者は船舶運営会に所属する船舶を除き、主たる業務の拠点を管轄する地方海運局に船名、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総トン数、積込数、軸馬力数を記載し

- 速力、基準石油消費量等を詳細に報告して船舶一隻毎に登録を受け給油手帳の交付を受けなければならぬ。
- 三 前記第一條に記載された業務以外の業務に従事する者は第一條にかゝつた業務に従事するもの、名義を使用して登録を受けてはならない。
- 四 石油製品は登録がなされていなければこれに供給してはならない。
- 五 地方海運局は登録簿を備え、これに登録船舶の船員、船籍港、船舶所有者及び船長の氏名、住所、総トン数、積込数、軸馬力数、速力、基準石油消費量等を記載し

これによつて石油製品の濫用を防止し、取締らなければならぬ。

六、給油手帳は運輸省から地方海運局に配付し、他の如何なるところでもこれを複製又は製作してはならない。

七、給油手帳には申請者の報告に基いて第二條記載の事項及び登録番号を記入するが申請者の報告のみで充分な場合は地方海運局が実施検証を行つて記入する。

八、給油手帳は三ヶ月毎に地方海運局の検閲を受けその証印を受けなければならぬ。

正当な理由なくして前項の証印を受けない給油手帳は爾後無効となる。

九、給油手帳は航行中常に船内に備えつけていなければならぬ。

らぬ。

給油手帳は之を他の船舶に譲渡又は貸與することは出来ぬ。

十、地方海運局は海運総局より指示せられた燃料油配分量の範囲内で輸送計画を決定し、各船舶所有者の申請に基き石油需要量を調査査定の上燃料油配分計画をたてる。

十一、前條の中請に当つては必ず給油手帳を提示し、航行区域及び距離、積荷の種類及びトン数、前航残油及び当該航海需要量等を詳細に報告しなければならぬ。

十二、地方海運局は第十條の需要申請を調査査定の上前項と認めるときは、石油購入切符を發行交付し給油手帳に交付数量、指定航路、積荷等を記入捺印する。

第一條にかかざるものうち、乃至日及び、冬号其の他
地方海運局が必要と認めるものについては、一月分の石
油購入切符を交付することが出来る。

第一條にか、けるもの、うち多数の登録船舶を使用する
者でも各船舶毎に地方海運局が必要と認める石油購入切
符の交付をうけなければならぬ。

石油購入切符は運輸省から地方海運局に配付し、他の如
何あるところでもこれを複製は製作してはならぬ。

十三 地方海運局は登録及び割当をなした時は、登録数及
び割当数量を運輸大臣に報告しなければならぬ。
地方海運局の決定又は措置が不相当と認められる時は、
運輸大臣はこれを訂正させることができる。

十五 石油製品は給油手帳及び切符を提示し、且つ切符と引
換えてなければ、販売業者より之を買受けることが出来な
い。

販売業者が前項より販売した場合はその数量を給油手帳
に記入捺印すると共に切符に船長の受領印を受付なければ
ならぬ。

十六 配給された石油製品は使用者の創意と工夫によつて
最大の効率を發揮する様に使用されなければならぬ。
地方海運局は石油製品の使用効率を増大する様に、有能
な専門家によつて、使用者に対し、適当な指導及び監督
を行はなければならぬ。
運輸大臣は必要あるときは、前項の目的を達するたんに

石油製品を担当する地方海運局官吏を招集する。

十七、地方海運局は前條に關する指導を行うと共に次の事項に關する取締を行ふため監査を実施する。

一、船舶が給油手帳なくして又は他船の給油手帳をもつて航行していかどうか。

二、給油手帳に指定された航路以外を航行し又は指定の積荷以外の物資を輸送していかどうか。

三、正当に配給されぬ石油製品を使用していかどうか。

四、石油製品が濫費されていかどうか。

十八、船舶運管会に屬する汽船については特に海運総局が直接に割当を決定し、且切符を發行交付するの外前各條

の規定を準用する。

十九、海上輸送に關連して使用する機械器具類については本要領中船舶の航行に固有の部を除き之を準用する。

但し、第二條の給油手帳の交付に關しては同一港に所在し且つ同一管理者に屬するものについては個別に之を行わなくともよい。

二十、本要領に違反した者は登録を取り消され、配給を停止され、石油製品残量を没収される外、場合に依り、起訴され処罰をうける。

二十一、この規則に依る地方海運局の石油製品配給事務は、地方海運局運輸部輸送課、地方海運局の支局及び出張所でこれを行ふ。



石油製品配給定規等類

第一 出荷計画

一 割当主務官廳は現行配給計画を豫定しこれを配給官廳及び石油配給
 公団へ通知する。石油配給公団本部はこれに基づいて地区別輸送計画を
 定め合理的な配給の配給を要する。

二 配給官廳は需要者別割当数量を石油配給公団支部又は出張所へ通知す
 る。石油配給公団支部及び出張所は第二の三による配給許可数量に基
 き販売業者別出荷計画を策定する。

第二 配給許可数量制の実施

三 販売業者に対する現物の配給を合理的な配給を防止すため商工局
 長は販売業者別に品別別配給許可数量を決定する。石油配給公団支部
 又は出張所は販売業者別配給許可数量に關しその決定前に商工局長に
 対し意見を具申するものとする。

配給許可数量は次の販売業者の販売実績、在庫数量、設備、其他條件

31C

公団の状況可能限度等を勘案してこれを算定する。又これらの諸条件の変動によつて必要に応じて改訂される。

四、石油配給公団は第一の二の出荷計画の実施に当つては常に各販売業者の在庫状況を照会し、その配給許可数量を基礎として適正に補給するもの考慮を怠らぬものとする。

第三 販売業者に対する補給

五、販売業者が石油配給公団から石油製品を購入するその割当証明書は商工局長の発給する補給手帳並に必要者の配給割当公文書とし、商工局長は毎月第二の三に於ける品種別配給許可数量を補給手帳に記入する。

六、販売業者は毎月石油配給公団に対し補給手帳を提示し所定の記入を受け、これを上配給許可数量の範囲内で石油製品を購入する。

販売業者は石油製品の販売によつて得た配給割当公文書を品種別部門別に整理集計の上月末在庫数量報告書と共に翌月十日までに石油配給

公団支那又は出張所へ提出し、

前項によつて提出した配給割当公文書に品種別数量が購入した石油製品の数量に達しない場合は、その差額は翌月分の補給手帳によつて購入したものとみなし、その販売業者は翌月分の配給許可数量から右差額を引き出した数量を認め、その差額を納入することを得ない。

七、販売業者が販売によつて在庫不足、或いは在庫者から積戻された配給割当公文書の品種別数量が補給手帳によつて購入した石油製品の数量を越えた場合には、その超過した数量の石油製品をその配給割当公文書と引換へて購入することを得ない。販売業者が配給許可数量の割当を有しない場合において、必要者から預託された配給割当公文書については同様である。

第四 販売業者指定の取消

八、石油配給公団総裁は指定販売業者が左記各号に該当するに至つたときは、商工大臣の認可を受け、その指定を取り消すことができる。

- (一) 指定を受けた日から滿十二年を経過したとき
- (二) 指定を受けたことのないものを標本である配給設備に対する当該業者の
支店権が喪失したとき
- (三) 指定書記載の取次業の名称と異なる者が石油販売の營業を行つたとき
- (四) 石油製品に關する法令を違反し有罪の判決があつたとき
- (五) 指定申請書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき又は過誤に
よつて指定を受けたことの判明したとき
- (六) 諸報告義務を怠つたとき
- (七) 取扱石油製品が主として自家使用に供せられるとき
- (八) その他配給の円滑、適正を期するに不適當な行為又は事實のあつた
とき

104

310

177

鑛工業用石油製品割當実施要領

石 油 課

20

- 一 經濟安定本部は産業の回復及び振興を図るため鑛工業用石油製品の割當方針を策定すると共に産業種別に配分計画を樹てる
- 二 鑛工業用石油製品の割當は前條の産業別配分数量の範囲内で當該産業を所管する官廳（其の地方特別官廳を含む以下主務官廳と称する）が之を行ふ。割當の權限ある地方特別官廳は其の中央官廳より指示せられた産業別配分数量の限度を超えて割當せることは出来ない。
- 三 鑛工業用石油製品の割當を受けようとする需要者は指定生産資産割當規則の規定に従ひ石油製品割當申請書を主務官廳へ割當事務の区分により中央又は地方官廳の内係部局課へ提出しなければならぬ。

前項の申請書には主務官廳の要求により、石油製品を使用せんとする設備機械の型式、能力及び台数、石油製品の基準消費量、稼働状況、他資材、労力、資金等の状況を添付しなければならぬ。

四 前條の割當申請書を受領した主務官廳は当該事業内容の緊急度を勘案し生産計画の適否を審査して當該需要者に対する割當量を決定する。

前項の割當は必ずしも過去の実績生産能力等と照合せず生産効率を主眼とし且つ他資材の割當状況も調和のとれた行はなければならぬ。他資材を以て石油製品に代用し得る場合は石油製品を割當てな

五 主務官廳は必要ありと認めたる場合は経済安定本部の指示に基づき石油製品を消費する設備機械のうち種類を指定し、当該設備機械の所有者

として登録申請を行はしめ登録し且つ登録票を交付する

登録票の有効期間は六ヶ月とし右期間が経過したときは前項の設備機械の所有者は登録票を主務官廳に返還し新しく登録票の交付を受けなければならぬ。

第一項の場合登録票を交付せられざる設備機械には石油製品の割當を行はず且つ石油製品の使用を禁止せられる。

六 主務官廳が需要者に対する割當を決定した時は当該需要者に対し割當證明書を交付し且つ之を公表する。

七 需要者は割當證明書の記載するところに従ひ且つ之と引換へるのでなければ石油製品を買収受けることは出来ぬ。

前項により買収受けた石油製品は之は割當證明書に記載せられ使用

途以外に使用し又は他人に譲渡することは出来ず。

八 販売業者が前條の規定により重要事項に対し白田製品を販売した場合
は毎月その販売実績を地方商工局に報告し存け札簿を有らざらばならない。

水産用石油製品配給要領

農林省水産局

一、水産用石油製品（以下石油と言ふ）の割當は、其の高度の活用により水産物の生産及び集荷を增强し之を消費地特に大消費地に於ける消費者に円滑且適度に配給することを主たる目的とする。

石油の割當は單に登録のみによつて行はれるものではなく、農林大臣によつて二に掲げる船舶又は施設が水産業に適し、且つその能力があることを認められる場合に限り行はれる。

二、次に掲げる船舶又は施設（以下船舶又は施設といふ）が水産業又は水産業に貢献する事業に使用される場合に限り石油の割當を受ける資格を有する。

- (1) 動力附漁船（補充的又は緊急用に動力を備へる漁船を含む）
 - (2) 鮮魚及び水産加工品を専業に運搬する動力船
- （第三種漁船）

28

- (3) 官公庁の漁業試験船、漁業指導船及び漁業取締船
- (4) 魚介類其の他水産物の増殖に要する左の施設で農林大臣によつて承認されたもの

- (1) 淡海耕種機
- (2) 養殖池用の揚排水機

三、二の各号の所有者又は経営者は水産用石油割當登録申請書を船舶又は施設の主たる根據地の農林省資材調整事務所長に提出して水産用石油配給手帳（以下手帳）の交付を受けなければならぬ。

登録申請書には申請者の住所、氏名、船舶施設の能力、事業の概要等につき詳細に記入しなければならぬ。

農林省資材調整事務所長は登録申請書により適当と認めたる場合に限り登録を行ふと共に手帳を交付することが出来る。この手帳は農林省がその様式を決定し資材調整事務所が印刷交付する。

如何なるものとし、雖も手帳を保持しないものは石油の割當を受けること

179
10.11

は出来ない。特殊事情により一時的にこの取扱と異なる措置を必要とするときは資料調整事務所長は予り農林省水産局長の承認を受けなければならぬ。この水産局長の承認は総務課長本部検査の定する石油製品配給規則に基づいて行はれる。

四、登録の有効期間は六月とし毎六月の初めに更新されなければならない。更新の際は必ず古い手帳を提出しなおさなければならない。

五、手帳の交付を受けたものは之を常に船舶又は施設のある事業場に保管しなければならぬ。漁船又は運搬船が公認集荷機関に出荷した時は必ず出荷証明書を受け手帳と共に資料調整官に提示し前記の記入を受けなければならぬ。

右以外の船舶又は施設に必要なる石油の割当を受けんとする時は申請書と共に手帳を提示し所要の記入を受けなければならぬ。

六、多数の登録を受けた船舶又は施設の所有者又は経営者は自己の船舶又は施設に割当される石油を収めて購入するため必要があるときは農

林省又は農林省資料調整事務所に対し一括割当証の交付を申請することが出来る

七、石油の割当を受けたものは其の石油を他の用途に使用することは出来ぬ。

但し出荷成績良好のため割当を受けた石油に余剰があるときはこれを成績不良のため石油の割当の少ない同業者に貸與することは差支へない。

八、前條に違反したものは手帳及び所有する石油を没収する。

九、石油の割当は左の基準による。

(1) 船舶は漁業に従事するものは漁業種類操業予定時間生産予想高及び出荷実績を勘案して決定する。

(2) (1)以外のものである場合は事業内容及び機関運転時間等を勘案して決定する。

(3) 漁船及び負類運搬船に対しては特殊の場合を除き総て漁獲高又は輸送量に依り農林省又は農林省資料調整事務所の決定した「リンクル」率

に基いて割当する。

十 農林省資材調整事務所及び其の出張所は、九に基き、農林省及び農林省資材調整事務所の定めた割当数量を超えて石油の割当をすることは出来ない。

十一 石油の需要者への割当は、只て割当証明書によるなければならない。割当証明書の様式は指定生産資材割当証明書を同一のものとする。

十二 割当証明書は農林省又は農林省資材調整事務所より需要者に交付される。

十三 石油の割当は次の順序によつて行はれる。

(一) 農林省

(1) 農林省資材調整事務所別割当

(2) 左に掲げるもの

東経一三〇度以西迄の網漁業

汽船トロール

母船式捕鯨業及汽船捕鯨業

其の他中央割当を適当と認めたるもの

(二) 農林省資材調整事務所

資材調整事務所は中央の定める陸揚地別、用途別割当内に於て需要者別割当を行う。

但しリンクによる場合は数回若は一ヶ月の出荷を取纏り石油の割当を行うことも出来る。又農業者漁業者が共同して事業を行う場合には、其の代表者に一括して割当をすることも出来る。

十四 割当証明書には農林省の発行するものは農林省の官印及び割当主務官の官職氏名を記載し、これに捺印する。

農林省資材調整事務所より発行するものについても前項と同様のものとする。

十五 割当を受けた石油については使用者は其の使用効率を最大限に發揮するため凡ゆる創意と工夫をしなければならぬ。

農林省資料調整事務所は溪艇漁船の専門家に依託して機関の取扱及び石油の消費節約に関する巡回指導を行はなければならぬ。

十六 農林省資料調整事務所又はその出張所は 漁業取締船及び警察等と果密に連絡をとり、石油使用について取締の完璧を期せなければならぬ。

十七 石油製品の割当を申請した者が、自己に対してなされた措置に不服又は異議のある場合に、其の旨を地方経済安定局へ申立てることが出来る。

前項の申立に対してなされた措置に対し、なお不服のある場合は更に経済安定本部総裁にその旨を申立てることが出来る。

石油製品配給方針

経済安定本部

第一 総則

一 石油製品は其の供給が著しく不足し特に輸入に俟つ所が大であるから其の配給については日本再建に最も効果ありしめることを旨としして配給の公正と使用効率の向上を図るため本方針に従つてこれを実施する。

二 石油製品の配給は臨時物資需給調整法、指定生産資材割当規則、指定配給物資配給規則及び他の配給に関する法令に基づいてこれを実施する。

第二 配給割当公文書

三 石油製品の配給は第二の法令に基づく配給割当公文書を發行交付してこれを行う。

四 配給割当公文書は左に掲げるものとする。

- (一) 消費者が販売業者から石油製品を購入するため消費者に対し富該消費者の主務官廳より発給せられる購入切符、購入通帳、購入割当證明書など。
- (二) 販売業者が石油配給公団から販売用石油製品を購入するため販売業者に対し地方商工局長より発給せられる補油手帳。
- (三) 石油製品の生産業者、販売業者及び石油配給公団が其の保有する石油製品を自家使用に供するためこれらのもに對し商工大臣、又は地方商工局長より発給せら

此の割当証明書

五 石油製品は前號(一)及び(二)の配給割当公文書と正当に引換へ又は購入通帳の正当な提示がなければ何人もこれを譲り渡し又はこれを譲り受けをすることが出来ぬ。但し石油配給公団に対し譲り渡す場合はこの限りでない。

六 販売用として石油製品を保有する者は有効な配給割当公文書を提出する者に対し、これを販売することを要する。その販売は統制価格で且つ公正な条件で行うことを要する。

販売業者は前項の統制価格を消費者が容易にこれを了解し得る方法で表示することを要する。

七 生産業者 販売業者及び石油配給公団は其の保有する石

油製品を第四号(三)の割当証明書に記載せられた数量を越えて自家用に供することを出出来ない。

八 配給割当公文書はこれを他に譲り渡し又は他へ譲り受けをすることが出来ない。

九 配給割当公文書の様式その他必要事項は主務官廳がこれを定める。

配給割当公文書の発行交付は無料で行われなければならない。

第三 販売業者

十 販売業者は次に掲げる資格を有することを要する。

(一) 資産 信用を有し配給業務に熱意を有すること。

(二) 石油製品の配給に必要な経費と設備を有すること。

(三) 石油製品の配給地区内に店舗を有すること。

四) 石油製品の配給に關し法令に違反せざること
 一) 石油製品の販売を行はんとする者は石油配給公団總裁に
 付したに掲げる事項を報告して販売業者の指定を申請し
 なければならぬ。

イ) 氏名及び住所

ロ) 店舗の所在地

ハ) 配給設備の所在地、構造、種類、規模又は能力及び従
 業員数

ニ) 過去に於て石油配給業に従事したる期間、取扱数量及
 び取扱品種、販売地区

三) 現在の経営状況

三) 石油配給公団總裁は前條の報告に基き商工大臣の認可を

得て販売業者を指定するものとする。

前項の指定は店舗
 所在地毎に且つ營業地域について之を行ひ、且つ登録番
 號を附して登録票を交付する。

指定を受けた販売業者はこの旨を店頭その他見易い場所
 に表示しなければならぬ。

石油配給公団又は前項の指定を受けた販売業者以外の者
 は石油製品を販売することを出来ない。

三) 地方商工局長は第十一号により指定せられた販売業者に
 対し第十号の報告を基礎とし且つ都道府縣別又は地域別
 配給割当量を勘案して配給許可数量の割当を行ふ。

四) 販売業者は前條により割当てられた配給許可数量を超えて
 販売することを出来ない。経済的お出荷を行ふ必要上已

むを得ず配給許可数量を超過して販売した場合は、販売業者は地方商工局長に対し其の事由を報告して承認を受け且つ其の超過分につき翌月に於て調整しなければならぬ。

五、販売業者が販売用石油製品を石油配給公団より仕入れんとする場合に地方商工局長より割当を受け且つ補油手帳に其の数量の記入を受け、これを石油配給公団に提示しなければならぬ。

六、販売業者は帳簿を備えて左に掲げる事項を眞実に記載し、

- (一) 石油配給公団より仕入れた石油製品の品種別、数量及び価格、仕入年月日

(二) 消費者に対し販売した石油製品の品種別数量及び価格、需要者配給割当公文書の発行官廳及び割当番号、販売の年月日並に消費者の氏名又は名称及び住所

(三) 毎日の石油製品の品種別在庫数量

七、販売業者は毎月末日を以て前條の帳簿記入を締切り整理集計の上翌月十日迄に左に掲げる事項を地方商工局長に報告し、

- (一) 前月中に於ける品種別仕入数量
 - (二) 前月中に於ける品種別消費部門別販売数量
 - (三) 前月末日に於ける品種別在庫数量
- 地方商工局長は前項の報告を基礎として翌月の販売用石油製品の販売業者別割当を決定する。

但し報告による前月販売実績が当該販売業者の翌月販売
豫定量を著しく異なる場合地方商工局長は其の事情を考
慮して割当を決定しなければならぬ。

第四 消費者

八、石油製品の配給は左に掲げる条件に適合する消費者に対
してのみ行はれる。

(一) 経済安定本部により定められた基本的な政策及び計画
に基づき日本経済の再建上重要且つ効果的な事業に従事
すること。

(二) 石油製品の使用が必要不可欠にして他の方便を以て代
替することが不可能であるか又は重大な支障を生ずる
ことが明瞭であること。

(三) 石油製品の配給及び使用に關し法令に違反せざること。
主務官廳は必要ありと認めたる場合、経済安定本部の指
示に基づき前項(一)の事業種類を限定し又は順位を定める
ことが出来る。

五、主務官廳は必要ありと認めたる場合、経済安定本部の指示に
基づき前項に掲げる資格者に対し其の資格を標識すべき登
録證の標識其の他の適当な証明書を交付するものとする。
此の場合当該證明書を有せずして石油製品を使用する者
はすべて不正なる使用者として罰せられる。

六、主務官廳は経済安定本部の定ある用途別数量の範囲内で
概ね左に掲げる要領により消費者に対する配給割当量を
決定し且つ当該消費者に対し第四條(一)の配給割当公文書

を發行交付する。

(一) 當該消費者の生産、輸送又は作業の計畫量に一定の原
單量を乗ずる。

(二) 石油製品を消費する設備機械の能力と運転時間とに一定
の標準消費量を乗ずる。

(三) 前回の生産、輸送又は作業実績に一定のリンクの比率
を乗ずる。

三 消費者が前條の配給割当公文書により購入した石油製品
付これに配給割当公文書に記載せられた用途以外に使用
し又付これを他人に譲渡することを出來をい。

三 石油製品の配給を受けた者は其の使用効率を最大限度
發揮するため最善の努力と工夫を盡さなければならぬ。

第五 監査及び罰則

三 主務官廳は消費者又は需要者に対する石油製品の割当を
公表し、若しくはばならぬ。

左に掲げる場合において不服ある者は經濟安定本部總裁
に其の旨を申し出て公正を解決を求め、ことが出來る。

(一) 消費者が自己に對する割当について不服あるとき
(二) 販売を行はんとする者が正当の事由なくして販売業者
に指定せられ、かつたとき

(三) 販売業者が自己に對する配給許可数量の割当又は販
売用石油製品の割当について不服あるとき

有効な配給割当公文書を提示して石油製品の譲受を申込
んだ者が正当の事由なくしてその申込を拒まれたときは

地方商工局長に対しこの旨を申し出て公正な解決を求め
ることが出来る。

三、経済安定本部各主務官廳及商工省は監査制度を設け次の
各項の監査に當る。

(一) 経済安定本部

イ 石油製品の現物化の状況

ロ 自己が各省に對して与した割当及各省の需要者に對
する割当の適正であるかどうか

ハ 不正使用者の監査

(二) 各主務官廳

イ 自己が消費者に對して与した割当の適正であるかど
うか。

ロ 不正使用者の監査

(三) 商工省

イ 石油製品の現物化の状況

ロ 不正使用者の監査

又石油配給公團は中央及び地方に技術監査員を配置し石油
製品の使用効率向上を図る為使用者の監査及び消費指導を
行うものとする。

是左に掲げる場合は臨時物資供給調整法第四條の規定に依
り十年以下の徴収又は十万円以下の罰金に處せられる。

(一) 販売業者が本方針第五第六第十四及び第十五の規定に

違反して不正な販売又は仕入料を与したとき

(二) 消費者が第五又は第二十一の規定に違反して石油製品

の不正を入手、譲渡又は使用を行つたとき、

(三) 生産業者、販売業者又は石油配給公団が第七の規定に違反して其の保存する石油製品を不正に使用した場合

(四) 第八の規定に違反して當該配給割当公文書を他に譲り渡し又は他から譲受けた場合

六 販売業者が第十七の報告を怠り又は虚偽の報告をした場合は臨時物資需給調整法第五條の規定により六月以下

又は五千圓以下の罰金に處せられる。

前項の場合當該関係官吏の臨検検査を拒み、妨げ又は忌避した者についても同様である。

元前條に規定せられた違反者は、必要に応じて残存保有する石油製品を没收せられ、爾後の配給を停止せられ又は

8

販売業者の指定を取消され若しくは正當な消費者たるべとの資格を奪はれるものとする。

使用効率の特に劣悪な設備機械を使用し又は使用効率の向上に努力と工夫が不充分と認められる消費者に対し

しては石油製品の配給がなされず、又は削減せられ、又は停止せられるものとする。

石油製品配給規則制定の件

経済安定本部

- 一、政府は、関係方面の了解を得て、今回別紙の「石油製品配給規則」を制定し、十一月一日より実施することになった。
 - 二、この省令は、関係各省の共同省令であり、臨時物資配給調整法及び石油配給公団法に、基くものである。
 - 三、現在、我が國で消費している石油製品中、國內で生産できるのは、僅に消費量の一〇%であつて、残りの九〇%が連合軍の好意によつて、連合軍側より放出されてくるものである。
- 従来政府では、この放出石油類の輸入資金として、莫大

- な金額が、國民の負担となることと、貴重な石油類を我が國のために放出してくれる連合軍の好意に依るため、石油類の割当に當つては、日本經濟の回復及び振興のためには、眞に必要部門に割当てるように努力して来たのであるが、今回の法規の制定によつて、更に割当の対象配給方法、消費の各段階が、強かに規制せられることになり、石油類の割当、配給及び消費が、より適正になることが期待せられる。
- 四、この規則により、規定された主たる事項は次のとおりであるが、各主務官廳は、この規則に基き、割当の実施手続を規定する「用途別石油製品配給要領」を策定して、十一月一日より同時に施行する。

31C

191

本省令に於て、規定された、主点は次のとおりである。

人 揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油（半固体潤滑油を含む）等の石油製品の割当は、経済安定本部総裁が定める。需要部門別に、その部門を主管する中央官廳へこの中央官廳の地方特別官廳及びその指示を受けた地方廳も同様であることが、消費者に、配給割当公文書を交付して、之を行ふ。

二 石油製品は、割当公文書の記載するところに従い、且つ引換えるのでなければ、何人もこれを譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

三 配給割当公文書の譲渡の禁止
四 販売業者は、正當なる事由がなければ、販売を拒むこと

とは出来ない
石油類は、配給を受けた目的以外に使用してはならない。

六 石油製品を使用する機械、施設等に付き、主務大臣が必要と認めれば、その機械、施設等を登録せしむ

ることが出来る。この場合登録の無い機械、施設等に石油を使用してはならない。

七 石油販売を営まんとする者は、石油配給公団総裁の指定を受けなければならない。指定を受けないものは、石油を販売してはならない。

八 各主務官廳の行った割当の決定、石油配給公団総裁

の行つた指定に付き、不服のあるものは、経済安定本部に申出て公正な解決を求めることが出来る。

2. 違反者に対する罰則の適用

10. 鉱工業用に付ては、一部指定生産資材配給規則を準用する。

五. 各用途別石油製品配給要領

各用途別石油製品配給要領は各主務官廳によつて、次の如く決定され、十一月一日より実施されるが、自動車用に付ては、八月一日より実施されている。

1. 鉱工業用石油製品配給要領

商工省、其の他府県各省

2. 農林用石油製品配給要領

農林省

3

3. 水産用石油製品配給要領

4. 土木用石油製品配給要領

戦災復興院

5. 船舶用及び港湾用石油製品配給要領

運輸省

6. 自動車用（乗用車、トラック）石油製品配給要領

28

農林用石油配給要領

- 一、農林用石油製品（以下単に石油という）の割当及配給は其の高度の活用により食糧供給力の確保又は各農林部門に於ける生産を増強することを目的とするものである。
 - 二、石油は原則として農林省地方資材調整事務局長（以下単に資材調整事務局長という）に於て之を割当てんものとする。資材調整事務局長が石油の使用を認める場合には、この要領に従わなければならない。
- 地方の特殊事情によりこの要領と異なる措置を必要とするときは、資材調整事務局長は予め農林大臣の承認を受けなければならない。
- この農林大臣の承認は経済安定本部總裁の定める方策に

10-4
194

はいて行われる。

三 石油の配給は左に掲げる用途に使用されるものとなければならない。

一 農林省用

イ 米麦脱穀調整用

ト ケイロ用

ロ 産廃排水用

チ 苧麻剥皮用

ハ 採種用

リ 薬工品製造用

ニ 自動耕種機用

ヌ 農事電化用

ヘ 浮遊子駆除用

ル 運搬器具用

ヘ 誘蛾灯用

二 福徳、干拓、土地改良用

三 灯火用

四 其の他農林大臣の承認を受けたるもの

四 石油を使用しようとする者は用途、事業概況、石油所要量等を記載した農林用石油登録申請書と資材調整事務所

所に提出し石油手帳の交付を受けなければならぬ。

農林用石油の登録は半年毎に行ふものとする。

申請書の内容は出末るだけの細に記載しなければならぬ。

い。

資材調整事務所長は登録申請書のみによつてその可否を

決定し得ないときは実地検証しなければならぬ。

資材調整事務所長は石油の使用を認めたる者に対しては石

油手帳を交付しなければならぬ。

この手帳は農林省に於て様式を一定し印刷の上資材調整

事務所長に配布し農林省以外のいかなるものでも印刷発行してはならない。

五、石油手帳はこれを事業場に保管し石油の配給を受ける度にこの数量の記入を受け常に石油の適正なる保有量と使用量等を明かにして置かなければならない。

六、石油手帳を有せざる者は石油の割当を受けるとは出来ない。

七、石油の配給を受けたる者はその石油を他の用途に使用したり又は割当証明書を他人に販賣し譲渡し譲渡することとは出来ない。

八、石油の割当は農林大臣の定める範囲内に於て作付面積、原材料の割当及手持状況、生産量、作業見込量又は燃費の

種類及馬力数等に基づいて各資材調整事務所に於て決定する。

農林省に於て別に割当基準を決定した場合該資材調整事務所は之に従つて割当てなければならぬ。

九、資材調整事務所は前項に基づき農林大臣の定める割当数量を超えて石油の割当をすることは出来ない。

十、石油の割当は次の順によつて行われる。
一、農林省は資材調整事務所別用途別割当数量を決定し各資材調整事務所に通知する。

但し開墾用に就いては中央に於て直接需要者別割当を決定する。

又、資材調整事務所は農林省が定める用途別割当数量内

に於て出張所（市町村）別用途別割当を決定し通知する。

3. 資材調整事務所の出張所は資材調整事務所が定める用途別割当数量別内に於て需要者別割当を決定する。

但し農林省又は資材調整事務所が必要と認めたる場合は直接需要者別割当を決定することがある。

十一 資材調整事務所の決定又は措置が不適当と認めたるときは農林大臣は之を変更する事が出来る。

十二 自己が使用する爲に石油、割当を申請したものがその割当に於て不服があるときはその旨を地方経済安定局に申立てる事が出来る。

十三 資材調整事務所長は割当をしたときは用途別、割当数量

量を農林大臣に報告しなければならない。

十四 販賣業者は有効な割当証明書の引換又は提示がなければ石油を消費者に譲り渡すことはできない。

販賣業者は正当な消費から有効な割当証明書の引換又は提示があるときは統制類で石油を販賣しなければならない。

正当な消費とは権限ある農林省、資材調整事務所において適法に依り割当証明書を受け又は石油を使用することと認められたものをいう。

販賣業者は石油を販賣したときは石油簿に販賣数量を記入し、且つ自己が備付けている販賣帳簿に販賣数量を記入しなければならない。

十五、資材調整事務所が石油の割当を行つたときは使用者に
対し割当証明書を發行しなればならぬ。

十六、割当証明書は農林省で割当てるものに付ては農林省総
務局其の他のものに就ては資材調整事務所より發行され
る。

十七、割当証明書には農林省の官印を捺印し且つその割当担
当主務官がその官職氏名を記載し之に捺印する。

十八、この要領に違反した者は石油登録を取消され配給を停
止され又は石油数量を没収され又裁判所に起訴され又処
罰されるものとする。

十九、配給された石油は使用者の創意工夫によつて最大の効
率を發揮するよう使用されなければならない。

農林省 資材調整事務所長は石油の使用効率を増大する
よう有能な専門家により使用者に対して適当な指導及
監督を行わなければならない。
農林大臣は前項の目的を達するため必要あるときは石
油を取扱う官吏を招集する。

二十、資材調整事務所長は本要領による配給事務を且つ
者を定めてこの要領に記載された配給手続の実施に必要
な手帳の發行、割当量記入原簿の保管、農林省から要求さ
れる報告の作成並びにこの要領の有効且つ正確な実施の
ため必要なあらゆる事務を掌らせらるることを要する。



石油統計

本統計作成の基礎資料

本資料付米國戰時燃料に基き下記ノ如ク訂正シタ
微カ判明セラル資材ニ基キ下記ノ如ク訂正シタ

(1) 輸 揮 A 部門 B 部門 C 部門共 U.S.S.B.S. の 産
(2) 自 揮 C 部門生産数量 1931-1938年 本邦産業ノ趨勢

C 部門輸入数量

1939-1945年 各社提出実績を裏
1931-1938年 川村英雄著産体燃料
1935-1945年 燃料局資料(昭和17
42附)
(本資料中1942/1943年分の輸入量と
右表Aの数量を左引いたるものと
した)

C 部門の在庫及消費を生産及輸入数量の变化に應じ修正す

(3) B 産油

C 部門生産及輸入数量を 本邦産業の趨勢

C 在庫 1939-1945年 燃料局資料(昭和17
42附)
1939-1945年 修正
1931-1945年 〃
1939-1945年 18年10月7日附資料
C 消費 〃
C 部門需要 〃

(企業探石油関係資料中の消費修正実施状
況一覽表に依る(揮発油の需要に付いて
同い)

(4) C 産油

C 部門生産 本邦産業の趨勢

1931-1938年 各社実績

C 部門消費 修正

1931-1945年

(5) 産油

C 部門生産 本邦産業の趨勢

1942-1945年 各社実績

C 部門輸入 本邦産業の趨勢

1939-1945年 燃料局資料(昭和17
42附)

原油

生産は石油採掘料(国内天然ガス、台湾の産油及天然ガスを含む)に

してU.S., B.S.の原料の中、1931-1939年に台湾の生産量を増加

1941年以降はN.R.S. Sr, Sr, Srの原料に依り修正

C部門輸入 1931-1936年 本邦産量の趨勢

1937-1941年 燃料局資料(クク2、附)

1942-1944年 高工省鉱山局臨時燃料部

査会資料及北樺太よりの輸入

(1943年のみ)に依り修正

全服約にA, Dの原料はU.S., B.S.の原料の儘とし、C部門
のみ、原料を本邦産量の趨勢及燃料局資料に基き訂正し、
力で本邦産量に付て付、H, QのN.R.S.及びE, Gの
最模約するもの了解が成立したものである。

原油統計資料

	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
國內生産	331,543	271,445	237,417	295,902	363,840	440,178	400,693	401,377	383,295	345,568	315,628	276,205	250,595	260,831	241,714
輸										140,000	60,000	136,132	429,581	151,000	
入	400,000	600,000	600,000	700,000	700,000	800,000	850,000	950,000	1,250,000	1,320,000	566,000	336,136	507,153	440,272	
在庫	116,020	252,517	1,018,350	1,200,327	1,332,052	1,076,098	2,326,324	1,975,896	1,745,663	2,291,508	693,812	559,932	980,481	208,228	
計	101,020	1,452,517	1,618,350	1,900,327	2,032,052	2,406,098	3,176,324	2,725,896	2,995,663	3,751,508	1,313,812	1,822,000	1,917,215	800,000	
消費	172,000	588,094	632,110	643,310	611,318	800,000	1,103,000	1,980,100	2,465,382	2,407,580	3,711,628	2,592,000	1,211,104	520,807	99,017
埋年繰越	229,563	2,312,036	2,273,417	2,839,539	3,007,210	3,077,286	4,000,017	5,507,373	5,744,340	6,504,656	5,341,087	3,704,205	3,408,914	1,581,638	340,718
消費	154,469	1,678,926	1,304,567	2,228,221	2,207,200	2,514,286	2,699,917	2,841,991	3,436,760	2,773,028	2,749,068	2,733,101	2,888,107	1,982,624	-
埋年繰越	588,094	632,110	643,310	611,318	800,010	1,103,000	1,980,100	2,465,382	2,407,580	3,711,628	2,592,000	1,211,104	520,807	99,014	-

裏面白紙

揮発油

年		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
1931		1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945		
供給	天石	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,900	47,000	6,000	3,300	
		B	8,000	10,000	9,000	10,000	12,000	12,000	15,200	14,100	15,000	16,100	27,000	32,000	35,000	11,000	200
		C	226,930	364,726	375,191	468,602	567,203	633,280	793,045	707,650	603,574	502,401	272,041	173,665	194,232	26,033	30,638
		計	274,930	374,726	384,191	478,602	579,203	645,280	806,045	721,650	616,574	508,401	299,041	225,565	278,832	103,033	34,638
	人其の他	石	-	-	-	-	-	930	1,150	1,330	16,367	24,645	28,634	32,352	24,979	5,690	
		A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000	
		C	-	-	-	-	-	-	5,000	10,000	35,000	40,000	41,600	30,300	9,500	2,000	300
		計	-	-	-	-	-	-	5,000	10,000	35,000	40,000	41,600	30,300	9,500	2,000	5,300
		輸	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75,100	50,000	150,000	104,000	35,000
B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
C	399,762	442,144	462,586	550,529	647,910	692,780	637,673	430,135	312,571	591,070	71,471	5,712	3,974	-	-		
計	399,762	442,144	462,586	550,529	647,910	692,780	637,673	430,135	312,571	666,170	121,471	155,712	107,974	35,000	-		
在庫	A	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000	30,000	40,000	40,000	50,000	110,000	160,000	179,000	95,000	
	B	15,000	16,000	15,000	15,000	14,000	15,000	17,000	17,000	16,000	17,000	15,000	14,000	8,000	5,000	3,000	
	C	27,300	30,300	33,700	39,450	48,750	70,760	176,126	111,676	69,120	35,600	296,000	80,000	13,100	28,399	49,459	
	計	62,300	66,300	68,700	74,450	82,750	115,760	223,126	158,676	125,120	92,600	361,000	204,000	156,000	212,399	147,459	
	合	計	766,992	881,170	915,477	1,103,529	1,310,363	1,452,820	1,674,994	1,371,631	1,073,075	1,333,540	2,977,751	4,447,611	5,146,658	3,774,431	1,935,887
需要額	A	Req	100,000	100,000	110,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	200,000	200,000	210,000	300,000	300,000	300,000	150,000
		Con	60,000	100,000	110,000	120,000	140,000	160,000	180,000	200,000	200,000	200,000	200,000	170,000	164,000	140,000	60,000
	B	Req	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	35,000	35,000	40,000	40,000	45,000	55,000	60,000	115,000	65,000	123,000
		Con	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	35,000	35,000	40,000	40,000	45,000	55,000	60,000	71,000	40,000	15,000

裏面白紙

需要区分		年														
		昭和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
需要	Req	615,672	692,496	711,027	870,831	1,025,097	1,035,694	1,341,298	1,321,000	999,000	729,000	452,000	215,224	207,850	120,936	60,290
	Cost	615,672	1,924,470	711,027	870,831	1,025,097	1,035,694	1,301,258	1,006,577	760,495	727,540	428,754	207,759	167,257	45,972	55,460
計	Req	690,692	812,470	841,027	1,020,831	1,195,097	1,230,697	1,515,298	1,561,000	1,237,000	914,000	724,000	575,224	532,350	435,936	346,290
	Cost	690,692	812,470	841,027	1,020,831	1,195,097	1,230,697	1,516,298	1,246,577	1,000,495	972,540	693,754	457,759	402,259	227,972	130,410
差	(Y) - (X)	86,300	68,700	74,450	82,750	115,766	223,176	153,696	125,124	92,600	361,000	204,000	137,002	212,399	147,459	63,129
	年度繰越	86,300	68,700	74,450	82,750	115,760	223,126	153,698	125,120	92,600	361,000	204,000	137,000	212,399	147,459	
引	差引	0	0	0	0	6	0	0	4	0	0	3	2	0	0	
	不足(通)															

裏面白紙

加

C 重油

年		昭和															
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
西暦		1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	
供	天	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		B	231,000	289,000	327,000	353,500	385,000	399,000	234,500	182,700	191,600	199,040	463,900	548,000	437,500	28,576	10,220
		C	24,175	24,892	46,150	77,548	114,761	223,184	314,519	229,218	138,847	117,618	141,782	166,517	337,789	200,075	74,307
		計	255,175	313,892	373,150	431,048	477,761	562,184	599,019	419,918	335,447	316,658	606,682	714,517	775,289	228,651	84,547
	石	A	-	-	-	-	-	-	4020	5,320	7,225	85,956	116,335	32,955	48,396	64,187	16,387
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80,000	86,433	-	-	-	-
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80,000	86,433	-	-	-	-
	其 他	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
入	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B	500,000	500,000	500,000	400,000	400,000	300,000	250,000	350,000	750,000	80,000	-	55,000	147,000	140,000	-	
	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	500,000	500,000	500,000	400,000	400,000	300,000	250,000	350,000	750,000	80,000	-	55,000	147,000	140,000	-	
在 庫	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B	2,532,360	3,013,360	3,472,360	3,912,360	4,242,860	4,557,860	4,676,860	4,421,360	4,544,160	4,240,660	3,689,760	3,112,600	1,990,600	1,251,100	288,600	
	C	1,800	1,300	5,500	4,000	5,000	5,800	11,000	12,000	11,300	15,600	11,600	8,986	6,778	5,242	3,667	
	計	2,534,160	3,014,660	3,477,860	3,923,360	4,247,860	4,563,660	4,707,860	4,633,360	4,555,460	4,256,260	3,701,300	3,121,586	2,003,378	1,256,342	292,267	
合計	Y	8,289,425	8,828,552	9,349,010	9,754,408	10,147,621	10,425,840	10,560,897	10,400,598	10,148,132	9,878,874	9,509,750	8,925,858	7,779,463	6,890,800	3,922,201	

(5)

裏面白紙

150c

需要区分		年	昭和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		西暦	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
需	A	Red	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,000	40,000	40,000	40,000	46,000	34,000
		Coal	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000	16,000	16,000	-	-
要	B	Red	250,000	330,000	380,000	430,000	470,000	500,000	560,000	610,000	700,000	830,000	1,020,000	1,720,000	1,490,000	1,440,000	180,000
		Coal	250,000	330,000	380,000	430,000	470,000	500,000	560,000	610,000	700,000	830,000	1,040,000	1,674,000	1,490,000	1,220,000	290,000
量	C	Red	27,715	22,691	45,150	76,548	113,961	21,184	387,539	237,191	202,300	279,000	332,000	223,000	222,000	187,000	67,000
		Coal	24,775	22,691	45,150	76,548	113,961	21,184	387,539	235,238	197,870	271,570	373,360	212,480	211,720	176,820	56,826
計		Red	27,715	22,691	45,150	76,548	113,961	21,184	387,539	237,191	202,300	279,000	332,000	223,000	222,000	187,000	67,000
	(X)	Coal	24,775	22,691	45,150	76,548	113,961	21,184	387,539	235,238	197,870	271,570	373,360	212,480	211,720	176,820	56,826
差		(1) - (1)	3,146	24,100	35,230	4,247,810	456,360	4,278,10	4,233,60	465,360	4,26,260	576,304	512,370	203,378	1,256,313	291,260	46,375
		總計繰越	3,146,660	24,100,000	35,230,000	4,247,810,000	456,360,000	4,278,100,000	4,233,600,000	465,360,000	4,26,260,000	576,304,000	512,370,000	203,378,000	1,256,313,000	291,260,000	46,375,000
可		差引	0	⊕ 2	0	0	0	0	0	0	⊕ 2	⊕ 4	⊕ 4	0	⊕ 1	⊖ 7	
		不足(-)															
		超過(+)															

裏面白紙

B 重油

需要区分		年	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
		昭和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
供給	生石	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	84,100	73,150	47,550	-
		B	40,000	40,000	40,000	39,000	40,000	41,000	39,000	40,000	39,000	34,000	41,000	55,000	41,000	33,000	1,000
		C	55,620	46,405	81,487	147,153	214,382	234,213	246,619	347,319	376,778	336,064	702,646	479,323	475,348	249,516	61,394
		計	95,620	86,405	121,487	186,153	254,382	275,213	285,619	389,319	435,778	370,064	743,646	618,423	609,498	330,146	62,394
産	其の他	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,000
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,000	37,745	150,138	148,446	87,699	-
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,000	37,745	150,138	148,446	87,699	8,000
力	左	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,000	55,000	-
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		C	1120,600	1570,750	1429,200	1616,550	2095,979	1771,600	1891,523	2525,585	1233,700	1346,147	465,483	52,548	139,646	-	-
		計	1120,600	1570,750	1429,200	1616,550	2095,979	1771,600	1891,523	2525,585	1233,700	1346,147	465,483	52,548	139,646	55,000	
庫	左	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,000	38,000	34,000
		B	50,000	50,000	50,000	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000	70,000	70,000	80,000	50,000	20,000	12,000	5,000
		C	5,000	4,900	9,700	15,300	26,750	35,000	80,200	73,700	535,000	318,800	274,400	232,400	10,500	20,000	10,000
		計	55,000	54,900	59,700	65,300	86,750	95,000	140,200	133,700	605,000	388,800	314,400	282,400	80,500	78,000	49,000
合計 Y		1,331,200	1,522,205	1,610,467	1,868,000	2,432,131	2,166,815	2,77,236	3,048,601	2,274,480	2,161,861	1,605,552	1,264,508	1,171,618	637,822	268,397	

裏面白紙

605

需要区分		年	昭和6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		西暦	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
需要額	A	Red	6,000	7,000	10,000	15,000	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	60,000	240,000	300,000	180,000	120,000	142,000
		Con	6,000	7,000	10,000	15,000	15,000	20,000	20,000	30,000	30,000	60,000	82,000	138,000	180,000	138,000	24,000
	B	Red	30,000	50,000	50,000	50,000	60,000	60,000	70,000	70,000	80,000	70,000	150,000	150,000	150,000	150,000	50,000
		Con	30,000	50,000	50,000	50,000	60,000	60,000	70,000	70,000	80,000	90,000	110,000	160,000	180,000	95,000	35,000
	C	Red	1,244,325	1,375,550	1,485,160	1,716,250	2,207,130	1,946,610		2,017,000	1,768,000	1,632,000	1,174,872	714,641	648,162	372,572	86,787
		Con	1,244,325	1,375,550	1,485,160	1,716,250	2,207,130	1,946,610		2,343,000	1,775,685	1,697,460	1,068,150	840,000	723,610	357,880	32,900
計	Red	1,276,325	1,452,550	1,585,160	1,781,250	2,127,130	2,026,610		2,983,500	2,117,000	1,878,000	1,322,000	1,544,872	1,302,441	778,112	642,572	278,000
	(X) Con	1,276,325	1,452,550	1,585,160	1,781,250	2,342,130	2,286,610		2,983,500	2,445,600	1,885,685	1,847,460	1,322,150	1,188,000	1,078,610	570,880	71,900
差引	(Y) - (X)	54,895	55,705	65,507	86,758	95,000	140,203		133,466	665,004	388,803	314,441	282,402	86,508	78,008	49,002	116,337
	翌年度繰越	54,400	57,700	65,500	86,756	95,000	140,200		133,700	665,000	388,800	314,400	282,400	86,500	78,000	49,000	
	差引	⊖ 5	⊕ 5	⊕ 7	⊕ 8	⊕ 1	⊕ 5		⊕ 6	⊕ 4	⊕ 3	⊕ 1	⊕ 2	⊕ 2	⊕ 8	⊕ 2	

裏面白紙

潤滑油

№. 1

年	昭和															
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
需要 已分	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	
供	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,600	11,100	5,000	6,100	
	B	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000	5,000	14,000	10,600	10,000	3,500	
	C	164,343	164,505	201,136	235,370	237,512	243,777	261,202	289,200	365,556	205,624	205,020	320,340	286,420	156,980	45,042
	計	164,343	164,505	201,136	235,370	237,512	243,777	261,202	289,200	365,556	206,624	210,020	340,940	308,120	171,980	54,542
産	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	C	8,200	9,500	12,000	15,300	20,120	18,290	29,940	31,940	40,586	37,328	28,500	22,000	19,100	8,300	2,800
	計	8,200	9,500	12,100	15,300	20,120	18,290	29,940	31,940	40,586	37,328	28,500	22,000	19,100	10,952	2,366
輸	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50,000	-	-	-	-	
	B	-	-	-	-	-	-	-	10,000	20,000	-	-	-	-	-	
	C	20,200	19,989	22,525	38,962	42,529	86,976	71,855	103,460	62,658	145,466	73,524	-	-	-	
	計	20,200	19,989	22,525	38,962	42,529	86,976	71,855	103,460	62,658	165,466	123,524	-	-	-	
在	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000	48,000	38,000	27,000	13,000	
	B	10,000	10,000	10,000	12,000	13,000	13,000	13,000	15,000	20,000	20,000	21,000	26,500	24,900	22,100	

裏面白紙

600

№. 2

年 度	昭和		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	西 曆	西 曆	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
C			13,200	13,560	20,200	21,250	22,370	23,980	30,250	35,300	80,100	69,100	15,000	13,500	17,000	17,000	19,949
	計		23,200	23,560	30,200	33,250	35,370	36,980	43,250	48,300	95,100	89,100	55,000	82,500	81,500	76,900	55,049
合計(Y)			215,943	217,554	265,861	322,882	335,531	386,223	606,247	478,000	563,900	498,520	477,044	445,440	408,720	259,822	162,957
A	Rec.		6,300	6,600	7,300	8,600	9,800	11,200	12,400	13,600	13,600	16,800	32,300	45,200	39,600	35,200	16,200
	Con.		6,300	6,600	7,300	8,600	9,800	11,200	12,400	13,600	13,600	16,800	27,900	21,100	30,000	28,900	5,800
B	Rec.		6,500	8,800	9,500	10,300	11,400	11,500	12,600	13,000	15,200	17,300	20,000	30,000	25,700	29,600	10,800
	Con.		6,500	8,800	9,500	10,300	11,400	11,500	12,600	13,300	15,200	17,300	20,000	30,000	25,700	20,800	7,500
C	Rec.		178,583	171,954	215,810	268,610	277,750	320,070	332,940	351,000	446,000	408,000	274,827	224,930	180,840	134,269	78,000
	Con.		178,583	171,954	215,810	268,610	277,750	320,070	332,940	351,000	446,000	409,420	296,640	312,840	276,120	155,083	53,657
計(X)	Rec.		192,383	187,354	232,610	287,510	298,550	342,770	357,940	377,600	474,800	442,100	337,127	300,180	246,140	189,069	105,000
	Con.		192,383	187,354	232,610	287,510	298,550	342,770	357,940	377,900	474,800	443,520	334,540	363,940	331,820	204,783	66,957
差	(Y)-(X)		23,560	30,200	33,251	35,372	36,981	43,253	48,307	95,100	89,100	55,000	72,504	81,500	76,900	55,049	46,000
	翌年度繰越		23,560	30,200	33,250	35,370	36,980	43,250	48,300	95,100	89,100	55,000	82,500	81,500	76,900	55,049	-
引	不足(-)				⊕	⊕	⊕	⊕	⊕			⊕					
	超過(+)		0	0	1	2	1	3	7	0	0	0	4	0	0	0	-

裏面白紙

航空揮発油

NO. 1

需要 区分	年	昭和	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		西暦	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
使 用	天	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	59,000	32,000	62,000	-
		B	42,000	46,000	60,000	63,600	62,000	71,000	77,000	80,000	94,000	107,600	206,000	240,000	186,000	129,000	1,500
		C	6,530	8,702	17,625	9,950	9,644	14,236	32,517	66,416	77,904	85,456	112,066	62,243	113,412	79,224	13,430
		計	48,530	54,702	77,625	72,950	71,644	85,236	109,517	146,416	171,904	192,456	318,066	381,243	331,412	270,224	14,930
	入	石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	361	241	195
給 付	英	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,000
		C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	52,325	25,910
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	52,325	30,910
力 入	輸	A	-	-	-	-	-	-	-	20,000	40,000	43,000	146,000	173,000	101,000	-	-
		B	-	-	-	-	-	-	-	50,000	240,000	200,000	19,000	141,000	199,000	-	-
		C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	70,000	280,000	243,000	165,000	314,000	30,000	-
在 庫	A	A	43,300	42,600	45,400	46,300	44,700	44,300	45,800	43,600	38,100	52,300	154,500	265,300	238,600	176,000	132,000
		B	68,200	70,500	72,400	87,600	100,200	104,300	99,400	97,600	95,500	150,200	315,700	403,600	322,800	195,000	112,400

裏面白紙

需要区分	年	昭和	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		西暦	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
C			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	300	300	400	400	200
	計		711,700	113,200	117,900	134,000	145,000	148,700	145,300	141,300	133,700	202,600	470,500	669,200	561,800	371,400	244,600
合計(Y)			160,230	167,900	195,625	226,950	216,600	233,936	254,877	287,716	376,604	675,056	1,031,566	1,195,442	1,207,723	994,190	290,635
A	Rec		23,000	25,000	30,000	30,000	33,000	40,000	50,000	75,000	90,000	91,000	180,000	310,000	421,000	460,000	180,000
	Con		23,000	24,000	30,000	30,000	33,000	40,000	50,000	75,000	90,000	91,000	185,000	310,000	421,000	367,000	56,000
B	Rec		23,000	25,000	30,000	30,000	33,000	45,000	60,000	75,000	80,000	100,000	160,000	270,000	400,000	410,000	120,000
	Con		23,000	25,000	30,000	30,000	33,000	45,100	60,500	75,000	80,000	100,000	165,000	315,000	412,000	382,000	76,000
C	Rec		1,000	1,000	1,500	2,000	3,000	3,500	3,500	10,000	12,000	15,500	10,000	8,310	3,450	460	-
	Con		1,000	1,000	1,500	2,000	3,000	3,500	3,500	4,000	4,000	13,600	11,500	8,200	3,900	440	-
額計	Rec		47,000	51,000	61,500	62,000	67,000	82,500	118,500	160,000	182,000	206,500	352,000	608,210	824,450	870,468	300,000
	Con		47,000	50,000	61,500	62,000	68,000	88,500	113,500	154,000	174,000	204,600	361,500	633,200	836,900	749,440	132,000
差 (Y) - (X)			113,230	117,900	134,125	144,950	148,600	145,436	141,377	133,716	202,604	470,456	670,066	562,243	376,823	244,750	158,635
翌年繰越			113,200	117,900	134,000	144,000	148,700	145,300	141,300	133,700	202,600	470,500	669,200	561,800	371,400	244,600	-
引	不足		⊕	⊕	⊕	⊖	⊖	⊕	⊕	⊕	⊖	⊕	⊕	⊖	⊕	-	-
	過計		30	-2	25	50	56	136	17	16	4	44	766	643	577	150	-

裏面白紙

昭和二十二年4月分石油計画及実績比較表

供給力	国内生産	灯油		軽油		C重油		滑油		半目体		合計				
		実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%			
供給力	国内生産	△1100 2578	128	△2000 1769	88	△700 877	126	△3590 3808	106	△2300 4559	198	△500 208	42	△11590 13791	124	
	在産	△1002 49632	418	△4675		△8601		△34001		△2000 175	7	△2127 31315	1150	△276 3028	2170	
	輸入	△15000 14298	94	△2000 4764	119	△6500 16511	112	△125530 45317	104	△4000 605	15			△75000 41495	163	
	合計	△19002 65506	367	△6600 11208	187	△7200 19989	207	△24090 85126	174	△2000 195	9	△4027 36419	410	△3336 231434	241	
部門	農林用	△274 162	59	△508 467	92	△779 814	104	△260 309	119	△526 474	87	△24 13	54	△2341 2334	98	
	自動車	△15486 14928	76	△7		△75 18	164			△1092 221	86	△12 11	92	△16678 15459	46	
	水産用	△100 95	95	△250 414	95	△2700 2528	88	△21000 27205	130	△1600 1470	89	△13 6	46	△26163 31684	121	
	官需田	△250 267	143	△113 78	87	△20 196	99	△484 550	114	△748 555	44	△33 22	67	△1829 1832	140	
	公共団体用	△250 267	107	△87 64	49	△203 176	87	△200 242	122	△77 74	81	△11 6	54	△862 851	99	
	鉱工業用	△1501 1659	111	△970 557	61	△800 982	98	△3150 5326	169	△2000 3348	6	△643 520	78	△12610 12318	76	
	船舶用	△79 104	132	△184 186	98	△418 444	116	△13833 17108	131	△1231 448	78	△11 5	45	△15461 18335	119	
	進駐軍用	△62 77	124	△83 86	127	△242 102	42	△1873 742	46	△142 166	113	△9 5	56	△2391 1166	114	
	保健衛生用			△273 258	55									△493 258	55	
	灯火用			△850 735	86									△850 725	86	
合計	△18002 17812	99	△3743 2917	97	△5678 5182	92	△40800 51483	124	△2000 121	6	△4036 3916	88	△576 588	46	△47715 85468	101
料外							5			134				134		
掃海用	10						1513							1513		
合計	△18002 17822		△3743 2867		△5678 5182		△40800 53061		△2000 121		△4036 8050		△576 588		△47715 87641	

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農林用(含開墾用) ③ 自動車(含外后政府機内) ④ 進駐軍用(含A.B 1. B2.)

(11)

裏面白紙

昭和二十一年度五月分石油計画及実績比較表

	揮発油		XT 油		軽油		B 重油		C 重油		機軸油		半固体		合計	
国内生産	△2000	96	△2000	96	△700	96	△3500	96	-	96	△2790	96	△500	96	△10990	96
在庫	△11253	72	△2162	82	△481	69	△2404	69	△18		△5251	230	△378	76	△12012	125
輸入	△45533	378	△82111	382	△13142		△5072	57	△1000	19	△2098	134	△328	990	△26151	476
合計	△14086	466	△4162	238	△21071	144	△44923	128	△13198	116	△6464	125	△828	366	△85636	119
農林用	△285	102	△924	87	△4210	45	△243	46			△567		△27		△8297	97
自動車	△16985	76	△805	87	△2900	114	△80				△558	98	△28	104	△4830	97
水産用	△110	104	△550	80	△3079	95	△22000	96			△1096	99	△9	63	△17677	98
官需	△282	169	△145	90	△201	167	△484	182			△1460	92	△14	14	△27674	92
公共団体	△244	100	△91	80	△230	99	△258	97			△1580	92	△33	76	△26398	92
鉱工業	△1466	113	△865	88	△851	102	△4351	120	△1000		△449	63	△25	76	△18715	115
船舶	△83	138	△194	98	△634	98	△10325	116			△481	63	△11	55	△2161	115
進駐軍	△67	119	△43	88	△242	94	△2443	51			△117	99	△8	93	△456	92
保健衛生			△443	54			△6	100			△112	99	△8	93	△951	92
燈火			△856	88			△6								△479	60
計	△14252	162	△4162	80	△9793	85	△43942	100	△1000		△9388	94	△980	111	△88288	96
計	△19511	162	△3303	80	△8225	85	△44219	100	-		△9114	94	△552	111	△85124	96
計	△8				△108		△644				△343				△1103	
計	△14753		△4162		△9793		△43942		△1000		△9388		△980		△88288	
計	△14319		△3303		△8333		△45063		-		△9457		△552		△81227	

(註) ①上段計画下段実績 ②農林用(含開墾用) ③自動車(含外國政府飛航用) ④進駐軍用(A, B, B2) ⑤計外(含掃海用)

(2)

裏面白紙

昭和二十二年度大目分石油計画及実績比較表

	揮発油	灯油	軽油	B重油	C重油	機械油	半固体	合計
国内生産	△ 1800 2715	△ 2000 2128	△ 1000 1164	△ 3500 4222	△ 418	2000 3688	△ 500 480	△ 11000 12480
右 運 入	△ 1260 26129	△ 2874 1111	△ 6024 25129	△ 11000 31324	△ 119	4500 24955	△ 280 2314	△ 24463 133329
合 計	△ 20360 56334	△ 4874 12628	△ 13039 34562	△ 43954 48707	△ 11000 13572	△ 6525 42130	△ 980 2199	△ 103037 234730
農 林 用	△ 333 354	△ 1043 1507	△ 1256 6557	△ 461 366	△ 91	693 658	△ 29 24	△ 10353 4483
自動車用	△ 11170 1667		△ 100 47			1180 1044	△ 12 10	△ 10082 1037
水産用	△ 110 109	△ 550 253	△ 3306 3310	△ 2200 18358	△ 83	1760 1538	△ 14 11	△ 24042 23479
官 需 用	△ 245 560	△ 176 47	△ 1911 191	△ 613 810	△ 99	461 516	△ 32 24	△ 1962 1938
公共団体用	△ 399 410	△ 41 43	△ 230 204	△ 250 252	△ 98	119 119	△ 11 8	△ 986 1156
鉄工業用	△ 1476 1494	△ 865 671	△ 839 841	△ 2426 2663	△ 90	3115 3656	△ 663 382	△ 21562 2024
船 舶 用	△ 85 84	△ 263 188	△ 675 469	△ 14655 15326	△ 104	1324 1121	△ 12 7	△ 16724 10195
進駐軍用	△ 62 304	△ 63 -51	△ 242 586	△ 2323 1884	△ 81	145 254	△ 9 6	△ 2804 3041
保健衛生用		△ 413 588		△ 703 6	△ 08			△ 1336 342
燈 火 用		△ 854 418						△ 830 419
計	△ 20360 14949	△ 4874 4292	△ 13039 12326	△ 43954 39465	△ 11000 10341	△ 6525 3909	△ 980 464	△ 103037 95481
特 外	△ 261		△ 9	△ 1171		△ 61	△ 213	△ 2347
合 計	△ 20360 20216	△ 4874 4292	△ 13039 12326	△ 43954 41256	△ 11000 10341	△ 6525 3946	△ 980 462	△ 103037 98122

(註) ① 上段計画, 下段実績 ② 農林用 (含前型用) ③ 自動車 (含外政府) ④ 進駐軍用 (A, B, B2) ⑤ 特外 (含編海用)

(3)

裏面白紙

昭和二十二年七月分石油計画及実績比較表

	揮発油		灯油		軽油		B重油		C重油		潤滑油		半固体		合計	
	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%	実績	%
内産	2000		2000		500		3500		-		2200		500		10700	
輸入	2836	122	1435	73	508	51	1931	55	165		3467	171	352	112	11116	102
合計	4836		3435		1008		5431		165		5667		852		21816	
農林用	350	91	1925	102	3855	97	511	102	-		669	93	25	80	6781	98
自動車用	18009	91	24		150	95	143				1221	95	73	117	20113	92
水産用	111	48	556	96	3339	98	22260	102			1971	89	14	71	28000	101
官需用	336	159	333	102	232	97	524	95			446	99	32	75	2203	106
公共団体内	287	148	44	89	237	102	248	96			120	96	11	73	1607	125
鉱工業用	1480	102	869	99	861	99	2951	379	11000	23	3715	101	663	67	21539	98
船舶用	81	44	208	89	540	80	15130	108			1959	87	12	58	19386	106
進駐軍用	52	234	63	108	242	99	2323	68			145	97	9	44	2307	81
保健衛生用	-		-		-		757				-		-		757	19
灯火用	-		850	85	-		-				-		-		850	85
掃雪用	-		-		-		-				-		-		-	
合計	21428	96	4338	96	9506	94	44914	119	11000	23	9115	95	419	68	101480	98
計	20499		4152		4315		55314		2837		9427		525		101769	

(註) ① 上段計画下段実績 ② 農林用(含開墾用) ③ 自動車(含外國政府機關) ④ 進駐軍用(含A, B1, B2)
 ⑤ 林外(含掃雪用)

(4)

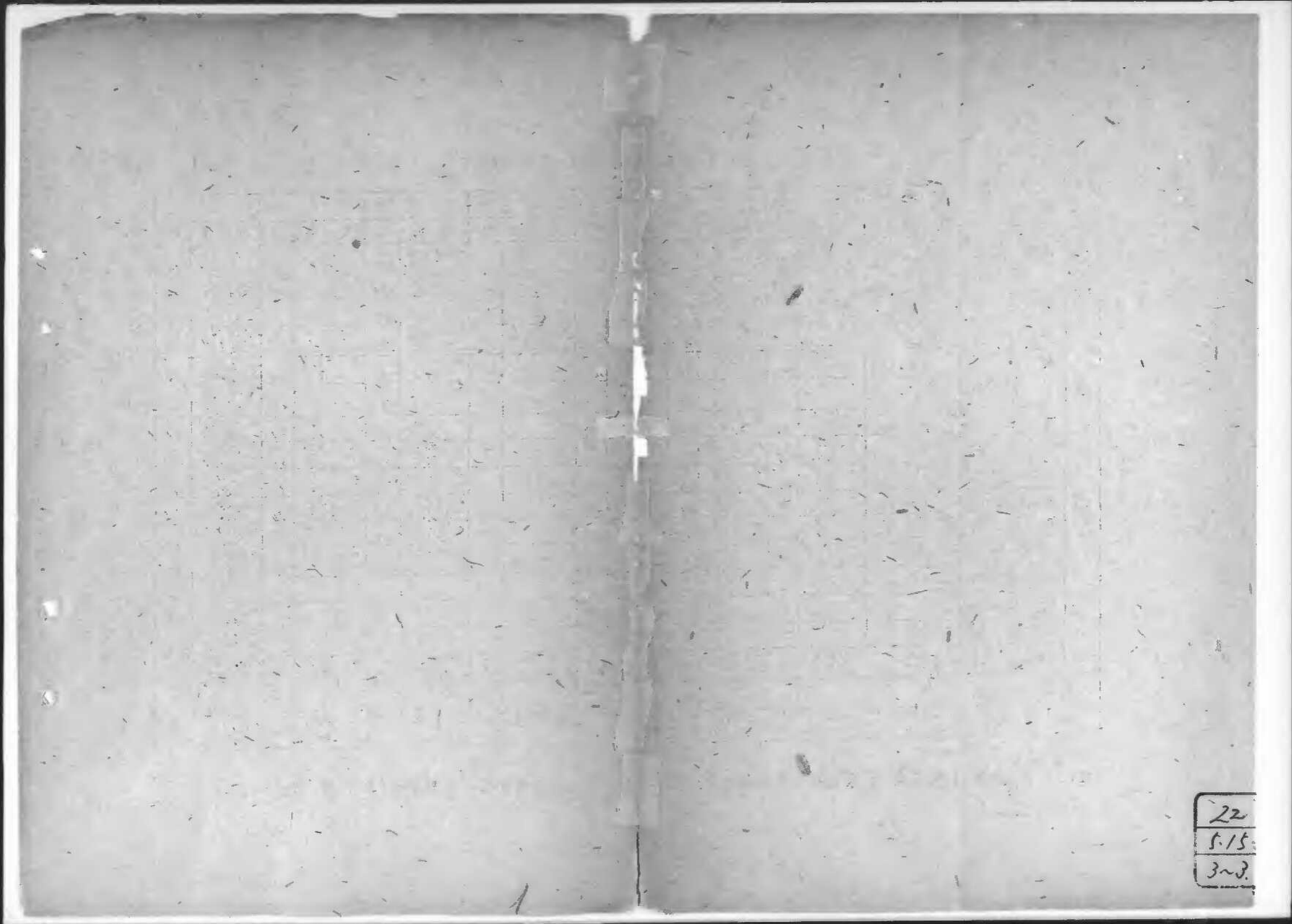
裏面白紙

8月石油需給計画実績比較表

		灯油		灯油		灯油		灯油		灯油		灯油		計	
		定額	%	実績	%	定額	%	実績	%	定額	%	実績	%	定額	%
供給力	国内生産	2000		2100		500		500		3000		1100		11400	
	丸一庫	2040	102	2805	137	112	56	1923	96	3367	168	565	81	12124	102
	輸入	14771	738	5453	272	1441	72	32812	164	11829	59	14119	70	165454	104
	合計	16241	812	8358	414	1553	77	44035	220	15168	75	19784	98	298702	104
部門	農林用	455		1035		3881		166		467		31		6755	
	自動車	452	99	1350	123	294	16	97	105	462	98	28	90	610666	90
	水産用	14892				150				1303		13		21358	
	官需用	18101	91			145	41			1208	9	11	85	19465	46
	公共団体用	111		556		3339		2260		1420		74		28000	
	鉱工業用	105	95	456	81	139	44	2048	91	1468	85	14	119	25257	91
	船舶用	299		136		198		92		408		32		2105	
	進駐軍用	591	198	107	44	216	110	246	102	549	97	10	31	2209	104
	保健衛生用	288		45		238		359		120		11		1510	
	灯火用	33	150	92	91	262	110	487	189	118	98	9	82	1461	134
別	鉱工業用	1485		816		814		3146		3836		675		21922	
	船舶用	1285	87	660	115	413	111	4949	313	3738	98	512	76	14145	44
	進駐軍用	89		213		165		15500		1405		12		19684	
	保健衛生用	98	110	214	100	22	112	16228	105	1232	58	7	58	15361	104
計	灯火用	62		63		242		2323		145		9		3844	
	掃海用	233	346	56	89	194	12	1631	76	311	214	8	89	2413	85
	合計	4		1		754		10						159	
計	灯火用			1000		13								1000	
	掃海用	15		863	86	13								846	88
計	合計	5	33			66		2600	24	60	28			2645	21
	合計	22646		3944	96	10144	84	50735	101	11006	28	025	93	105510	84
計	合計	21307		3824		8624		50221		9457			546	40533	
	合計	22696		3494		10144		40905		11000			494	105510	
合計	21307		3824		8624		50221		9457			546	40533		

(註) 1 工段計画 下段実績 2 農林用(合用變用) 3 自動車(含外國政府機関) 4 進駐軍用(含A. B1. B2.)

(5)



22
5.15
3~3.

石油製品配給規則（案）（関係各省共同省令案）

第一條 この命令で石油製品とは別表に掲げるものをいう。この命令で
需要者とは自己の使用に供するため石油製品を需要する者をいい、
又販売業者とは石油配給公団法第十五條第一項第五号の規定により石
油配給公団総裁の行う指定を受けず石油製品の販売を業とする者をい
う。
この命令で主務官廳とは石油製品の配給に關し経済安定本部の定め
る需要部門別に当該部門を主管する中央官廳、その地方特別官廳及び
その指示を受けた地方官廳をいう。

72
第二條 石油製品の割当は第三條の規定による配給割当公文書を交付し
てこれを行う。

工業用石油製品の需要者に対する割当については、この省令に定め
るものの外、指定生産資材割当規則第二條乃至第四條の規定を準用す
る。

第三條 配給割当公文書の種類は次の通りとする。

一 需要者に対し主務官廳より発給せられる購入切符、購入通帳、購
入割当証明書等

二 第八條第二項の規定する在庫保有限度の範囲内に於て販売業者に
対し商工局長より発給せられる割当証明書

三 石油製品の生産業者、販売業者及び石油配給公団が業務遂行の目
的を以てその保有する石油製品を自己の使用に供するため、これ
らの者に対して商工大臣又は地方商工局長より発給せられる自家使

31C
217

用承認書 配給割当公文書の様式その他必要の事 是別にこれ規定
める。

第四條 石油製品は配給割当公文書の記載するところに従ひ、且つ、これ
と引換え又は提示するものを付ければ何人もこれを譲り渡す又は譲り受
けることは出来ず、但し左に掲げる場合はこの限りではない。

一 石油配給公団に対し譲り渡す場合
二 天災事変その他已むを得ない事由により商工大臣又は商工局長の
指示によつて配給する場合

第五條 販売業者は配給割当公文書と引換えに又はこれを提示するに
製品の譲り受けの申込があつたとき、併当該石油製品を所轄しをい場合
その他正当の事由があるものでなければこれを拒むことは出来ず、

その販売は統制価格で且つ公正な条件で行はなければならず、
販売業者は前項の統制価格を、需要者が容易にこれを了知し得
る方法で表示しなければならず、

第六條 石油製品の生産業者、販売業者及び石油配給公団は、
保有する石油製品を、第三條第三号の規定により承認を受けた後、
起して、自己の使用に供してはならず、

第七條 配給割当公文書は、これを他に譲り渡し又は他から譲り受
けらるる事、

配給割当公文書と引換えに又はこれを提示し、所定の記号を全
くして譲り受けたる石油製品は、配給割当公文書の記載するところ
に従ひこれを譲り受け又は譲り渡すを許さるる事、

第八條 商工局長は、商工大臣の指示により、販売業者の石油製品在庫保有限度を定めるものとする。

この省令を施行する当初に於て又は已むを得ない事由により、前項の限度を超えて在庫を保有する場合は、販売業者はその旨を商工局長に報告してその承認又は指示を受けなければならぬ。

第九條 主務官廳が石油製品の配給及び消費の規則を定むるため経済安定本部總裁の定めらるる方策に基き、特定の施設設備機械等につき登録制の実施その他必要を措置を行う場合は何人もその定めるところに従ふのでなければ当該施設設備機械等に石油製品を使用することは出来ぬ。但し已むを得ない事由により主務官廳の許可を受けて使用する場合はこの限りでない。

第十條 商工大臣は、石油製品配給の適正を図るため特に必要とする認めるときは、経済安定本部總裁の定めらるる方策に基いて、石油配給公團又は販売業者に対して必要を指示を行うものとする。

第十一條 主務官廳が需要者又は販売業者に対し石油製品を割当てる場合及び販売業者の在庫保有限度を定めたる場合は、これを公表するものとする。

第十二條 左に掲げる場合に於て、不服ある者は経済安定本部總裁の旨を申し出て公正を解決を求めるときが出来る。

- 一 需要者又は販売業者が自己に対する割当について不服あるとき
- 二 販売業者が自己に対する在庫保有限度の決定に不服あるとき
- 三 販売を行はんとする者が正当の事由なくして販売業者に指定せら

れをかつたとき

第五條の規定により石油製品の譲り受けを申し込んだ者が正当の事由なくしてこの申込を拒まれたときは、その者は商工局長に対しその旨を申し出て公正を解決を求めるとか出来る。

第十三條 販売業者は帳簿を備えて次に掲げる事項を真実に記載しなければならぬ。

- 一 石油配給公團より仕入れた石油製品の品種別 数量 価格及び仕入年月日
- 二 需要者に対し販売した石油製品の品種別 数量及び価格 需要者配給割当公文書の発行官廳及び割当番号 販売の年月日並に需要者の氏名又は名稱及び住所

三 毎日の石油製品の品種別在庫数量

第十四條 販売業者は、毎月末日を以て前條の帳簿記入を締め切り整理集計の上、翌月十日迄に次に掲げる事項を商工局長に報告しなくてはならぬ。

- 一 前月中に於ける品種別仕入数量
- 二 前月中に於ける需要部門別販売数量
- 三 前日末日に於ける品種別在庫数量

附 則

この省令は、公布の日からこれを施行する。
指定生産資材割当規則附表第一中、「工業用石油製品」の欄を削る。

但しこの省令施行の期日迄に指定生産資材割当規則に基き提出又は発行せられた石油製品割当申請書又は石油製品割当証明書は、これをこの省令に基いて提出又は発行せられたものとみなす。

裏面白紙

◎ 総理府令 内務省令 大蔵省令 司法省令 文部省令
 厚生省令 農林省令 商工省令 運輸省令 逓信省令
 労働省令
 第一号

臨時物資需給調整法及び石油配給公団法に基いて石油
 製品配給規則を次の如く制定する
 昭和二十二年十月三十一日

総理大臣 片山 哲
 内務大臣 木村小左衛門
 大蔵大臣 栗 越 夫
 司法大臣 鈴木 義 男

文部大臣 森 戸 辰 男
 厚生大臣 一 松 定 吉
 農林大臣 平 野 力 三
 商工大臣 水谷 長 三郎
 運輸大臣 若 米 地 義 三
 逓信大臣 三 木 武 夫
 労働大臣 米 空 滿 亮

石油製品配給規則

第一條 この命令で石油製品とは別表に掲げるものをい
 う。この命令で需要者とは自己の使用に供するため石油
 製品を需要する者、生産業者とは石油製品の生産を業と

10-3
222

するものといひ、又販売業者とは石油配給公団法第十五
條第一項第五号及びこの命令の第九、及び第十條の規定
により石油配給公団總裁の行う指定を受けて石油製品の
販売を業とする者を云う。

この命令で主務官廳とは石油製品の配給に關し經濟安
定本部總裁の定める需要部門別に当該部門を主管する中
央官廳、その地方特別官廳及びその指示を受けた地方廳
をいふ。

第二條 石油製品の割当は第三條の規定による配給割当公
文書を交付してこれと行う。

工業用石油製品の需要者に対する割当についてはこの
命令に定められるものの外、指定生産資材割当規則第二條乃

至第四條の規定を準用する。

第三條 配給割当公文書の種類は左の通りとする。

- 一、需要者に対し主務官廳より発給せらるる登録証
購入通帳、購入割当証明書等にして切取式又は流通
式でないもの。
- 二、販売業者に対し商工局長より発給せらるる割当証
明書。
- 三、生産業者、販売業者及び石油配給公団が業務遂行の
目的を以てその保有する石油製品を自己の使用に供
するにために、これらの者に対して商工大臣又は商工局
長より発給せらるる自家使用承認書。

配給割当公文書の様式その他必要な事項は第二條第

二項に定めるものを除き別にこれを定める

第四條 石油製品は配給割当公文書の記載するところに従

い、且つこれと引き換へるへ通帳の場合は提出する以下
同じ)の下なければ何人もこれを譲り渡し又は譲り受け
てはならない。但し左に掲げる場合はこの限りではない。

一、石油配給公団に対して譲り渡す場合 一
天災地変により商工大臣又は商工局長の指示によつ

て配給する場合

第五條 販売業者は配給割当公文書と引換へに又はこれを
提示して石油製品の譲受けの申込があつたときは当該石
油製品を所持しない場合その他正当の事由があるのではな
ければ販売を拒んではならない。

前項による販売は統制価格で且つ公正な條件で行はな
ければならない。

販売業者は、前項の統制価格を、需要者が容易にこれ
を知し得る方法で表示しなければならぬ。

第六條 生産業者、販売業者及び石油配給公団は、その保
有する石油製品を、第三條第三号の自家使用承認書に記
載せられた数量を超へて、自己の使用に供してはならぬ。

第七條 配給割当公文書は、これを他に譲り渡し又は他か
ら譲り受けてはならない。

配給割当公文書と引換へに譲り受けた石油製品は配給
割当公文書に記載するところに従ひこれを譲り渡し又は譲

り渡さなければならぬ。但し経済安定本部総裁の定める方針に基いて主務官廳が行う許可を受けた場合は、この限りではない。

第八條 主務官廳が石油製品の配給及び消費の規制を図るため経済安定本部総裁の定める方針に基き、特定の施設設備機械等につき登録制の実施その他必要な措置を行う場合は何人もその定めるところに従うてなければ当該施設設備機械等に石油製品を使用してはならない。

第九條 石油製品の販売を行うとする者は石油配給公団総裁に対し別記様式による石油製品販売業者指定申請書を提出しなければならない。

前項の申請書は石油配給公団出張所又は支所に於て二

れを交付するものとする。

第十條 石油配給公団総裁は前條の申請書に基き、これを諮問委員会に諮問して申請者が左に掲げる資格を有するものに認められる場合に於て販売業者の指定を行うものとする。

石油製品の配給に必要な設備を使用できないことを証明し得ること。

石油製品の配給地区へ都道府縣を以て単位とする。一内一定の店舗を有すること。

前項の指定は経済安定本部総務長官の定める條件に基き、商工人臣の認可を受けなければならない。

第十一條 前條第一項に掲げる諮問委員会は都道府縣別に

石油配給公団代表者 消費者代表者 関係官廳官吏等を
まとの民主的に構成されなければならない

第十二條 第十條による販売業者の指定は左に掲げる事項
を明示してこれを行ふ

- 一 指定番号
 - 二 氏名又は名称及び住所
 - 三 営業店舗の所在地
 - 四 販売をなし得る都道府県名
 - 五 特定の製品のみを取扱ふ場合はその製品名
 - 六 その他必要なる事項
- 指定を受けた販売業者はその旨を店頭その他見易い場
所に表示しなればならない

石油配給公団及び前項の販売業者以外の者は品目又は
品質の如何にかかわらず石油製品の販売を行つてはなら
ない

第十三條 商工局長は販売業の資格及び能力を基礎とし
て都道府県別又は地域別石油製品配給割当量を勘案し
て販売業者に対し配給許可数量の割当を行ふ
都道府県別又は地域別配給割当量が当該地域全販売業
者に対し最低経済量の割当をすする余裕のない場合は商工
局長は販売業者に対し配給許可数量の割当を行はな
いといふことができる。但しこの命令を施行する前に石油製品の
配給統制機関として指定せられたものに対する配給許可
数量の割当がある場合はその中より排除してその販売業

者に対し割当を行わなければならぬ。

第十四條 販売業者が第十條の指定を受けた当初において有する在庫数量がその者に対して割当てられた配給許可数量を超える場合においては当該超過分の販売によつて得た配給割当公文書はこれを商工局に送付しなればならぬ。

前項の超過分に相当する数量については在庫の補充は行はれないものとする。

第十五條 商工大臣は石油製品配給の適正を図るため特に必要があると認めるときは経済安定本部総裁の定める方策に基いて石油配給公団又は販売業者に対して必要の指示を行うものとする。

第十六條 主務官廳が需要者に対し石油製品を割当てた場合及び販売業者に対し配給許可数量を割当てた場合にこれ公表するものとする。

第十七條 左に掲げる場合に於て不服ある者は経済安定本部総裁にその旨を申出て公正な解決を求めるときがた

- 一 需要者又は販売業者が自己に対して割当について不服あるとき
- 二 販売業者が自己に対する配給許可数量の割当に不服あるとき
- 三 販売業者の指定を申請した者が正当の理由なくして指定せられなかったとするとき

第五條の規定により石油製品の譲受けを申し込んだ者が正当の事由なくしてその申込みを拒まれたとするときはその者は商工局長に對しその旨を申出で公正な解決を求めるとができる

第十八條 販売業者は帳簿を備えて左に掲げる事項を眞実に記載しなげねばならない

- 一 石油配給公団より仕入れた石油製品の品種別数量
- 二 価格及び仕入年月日
- 三 需要者に対し販売した石油製品の品種別数量及び価格
- 四 配給割当公文書の発行官廳及び割当番号販売の年月日並びに需要者の氏名又は名称及び住所
- 五 毎日の石油製品の品種別在庫数量

第十九條 販売業者は毎月末日を以て前條の帳簿記入を

締切り、整理集計の上翌月十日までに左に掲げる事項

を商工局長に報告しなげねばならない

一 前月中に於ける品種別仕入数量

二 前月中に於ける需要部門別販売数量

三 前月末日に於ける品種別在庫数量

第二十條 生産業者は帳簿を備へて毎月石油製品の品種別生産数量、出荷数量、自家使用数量及び月末在庫数量を眞実に記載し翌月十日迄にこれを商工大臣に報告しなげねばならない

附則

この命令は昭和二十二年十一月一日からこれを施行す

る
指定生産資材割当規則附表第一の四、石油、ロ、工業用
石油製品の欄中ノ存至ヲ削リ、工業用石油製品ニ至リ石
油製品ニ改めルをノに改めて以下を順次繰り上げる。
この命令施行の日までに、指定生産資材割当規則の規定
により提出し又は交付せられた工業用石油製品の需要申請
者又は割当証明書は、この命令の規定により提出し又は交
付せられたものとみなす。

裏面白紙

別表

一 第一條第一項の石油製品は左に掲げるものをいう。

イ 揮発油

ロ 燈油

ハ 軽油

ニ 重油

ホ 潤滑油（半固体潤滑油を含む）

二 前号の石油製品の品目は商工大臣の定めるところによ

る。

三 本一号に掲げる石油製品が前号に依つて定められた製
品以下の品質のものであつても本則の適用を受けるもの
とする。

商工省告示第七十六号

石油製品配給規則別表ニにより石油製品の品目を次のよ
うに定める。

昭和二十二年十月三十一日

商工大臣 水谷長三郎

種別	標準品目
一、揮発油	自動車用揮発油 工業用揮発油（ベンジン、大豆油揮発油、ゴム用揮発油） 脱水用揮発油、ミネラルターペンタイン）
二、燈油	白燈油、茶燈油、信号燈油、ソルベント
三、軽油	軽油

10.

四、重油	B重油、B重油（人造石油）、C重油
五、潤滑油及 半固体潤滑油	C、重油（人造石油） 電気絶縁油（低圧絶縁油、高圧絶縁油、蓄電気油、電纜油） マシン油（特マシン油、一ニ〇マシン油、一六〇マシン油）タービン 油（九〇タービン油、一四〇タービン油、一八〇タービン油） スピンドル油（白スピンドル油、六〇スピンドル油） 別スピンドル油（一五〇スピンドル油） ダイナモ油、ニータイナモ油 冷凍機油（二五〇冷凍機油、三〇〇冷凍機油） バリゾールチーゼルエンジン油（B三五〇チーゼルエンジン油） B四五〇チーゼルエンジン油、B七〇〇チーゼルエンジン油 マリンエンジン油

